

山ノ内町地域防災計画

令和3年（2021年）11月

山ノ内町防災会議

目次

◆ 総 則 編	1
第1節 目 的.....	1
第2節 計画の概要	2
第3節 防災ビジョン.....	3
第4節 町及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第5節 防災面からみた山ノ内町の概要.....	11
◆ 風水害対策編	51
第1章 総 則	51
第1節 過去に発生した風水害の特性	51
第2節 被害想定	55
第2章 災害予防計画.....	61
第1節 災害に強いまちづくり.....	61
第2節 災害発生直前対策	64
第3節 情報の収集・連絡体制計画	65
第4節 活動体制計画.....	69
第5節 広域相互応援計画	71
第6節 救助・救急・医療計画.....	73
第7節 消防・水防活動計画	75
第8節 要配慮者支援計画	78
第9節 緊急輸送計画.....	85
第10節 障害物の処理計画	88
第11節 避難収容活動計画	89
第12節 孤立防止対策.....	93
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	94
第14節 給水計画	95
第15節 下水道施設等災害予防計画	97
第16節 生活必需品の備蓄・調達計画	98
第17節 危険物施設等災害予防計画	100
第18節 ライフライン施設災害予防計画.....	103
第19節 災害広報計画.....	104
第20節 土砂災害等の災害予防計画.....	106

第 21 節	防災都市計画.....	109
第 22 節	建築物災害予防計画.....	111
第 23 節	道路及び橋梁災害予防計画.....	113
第 24 節	河川施設等災害予防計画.....	114
第 25 節	ため池災害予防計画.....	116
第 26 節	農林水産物災害予防計画.....	117
第 27 節	二次災害の予防計画.....	118
第 28 節	防災知識普及計画.....	120
第 29 節	防災訓練計画.....	123
第 30 節	災害復旧・復興への備え.....	126
第 31 節	自主防災組織の育成に関する計画.....	127
第 32 節	地区防災計画.....	129
第 33 節	ボランティア活動の環境整備.....	130
第 34 節	防災対策に関する財政措置計画.....	132
第 35 節	災害対策に関する調査研究及び観測.....	134
第 36 節	観光地の災害予防計画.....	136
第 3 章	災害応急対策計画.....	201
第 1 節	災害直前活動.....	201
第 2 節	災害情報の収集・連絡活動.....	212
第 3 節	非常参集職員の活動.....	226
第 4 節	広域相互応援活動.....	235
第 5 節	自衛隊災害派遣活動.....	240
第 6 節	救助・救急・医療活動.....	244
第 7 節	消防・水防活動.....	250
第 8 節	要配慮者に対する応急活動.....	253
第 9 節	ヘリコプターの運用計画.....	256
第 10 節	緊急輸送活動.....	261
第 11 節	障害物の処理活動.....	266
第 12 節	避難収容及び情報提供活動.....	269
第 13 節	孤立地域対策活動.....	284
第 14 節	食料品等の調達供給活動.....	286
第 15 節	飲料水の調達供給活動.....	290
第 16 節	下水道施設等応急活動.....	293
第 17 節	生活必需品の調達供給活動.....	294
第 18 節	保健衛生、感染症予防活動.....	296

第 19 節	遺体の捜索及び処置等の活動	298
第 20 節	廃棄物の処理活動	303
第 21 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	306
第 22 節	危険物施設等応急活動	308
第 23 節	ライフライン施設応急活動	311
第 24 節	災害広報活動	314
第 25 節	土砂災害等応急活動	317
第 26 節	建築物災害応急活動	320
第 27 節	道路及び橋梁応急活動	321
第 28 節	河川施設等応急活動	323
第 29 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	324
第 30 節	ため池災害応急活動	326
第 31 節	農林水産物災害応急活動	327
第 32 節	文教活動	329
第 33 節	飼養動物の保護対策	334
第 34 節	ボランティア等の受入体制	335
第 35 節	労務供給計画	337
第 36 節	義援物資、義援金の受入体制	340
第 37 節	観光地の災害応急対策	342
第 38 節	災害救助法の適用	343
第 4 章	災害復旧・復興計画	361
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	361
第 2 節	資金計画	365
第 3 節	被災者等の生活再建等の支援	368
第 4 節	被災中小企業等の復興	375
◆	地震災害対策編	401
第 1 章	総 則	401
第 1 節	過去に発生した地震災害の特性	401
第 2 節	被害想定	404
第 2 章	災害予防計画	406
第 1 節	地震に強いまちづくり	406
第 2 節	情報の収集・連絡体制計画	409
第 3 節	活動体制計画	410
第 4 節	広域相互応援計画	410

第5節	救助・救急・医療計画.....	410
第6節	消防・水防活動計画.....	410
第7節	要配慮者支援計画.....	410
第8節	緊急輸送計画.....	410
第9節	障害物の処理計画.....	410
第10節	避難収容活動計画.....	411
第11節	孤立防止対策.....	411
第12節	食料品等の備蓄・調達計画.....	411
第13節	給水計画.....	411
第14節	下水道施設等災害予防計画.....	411
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画.....	411
第16節	危険物施設等災害予防計画.....	411
第17節	ライフライン施設災害予防計画.....	411
第18節	災害広報計画.....	412
第19節	土砂災害等の災害予防計画.....	412
第20節	防災都市計画.....	412
第21節	建築物災害予防計画.....	413
第22節	道路及び橋梁災害予防計画.....	415
第23節	河川施設等災害予防計画.....	415
第24節	ため池災害予防計画.....	415
第25節	農林水産物災害予防計画.....	415
第26節	積雪期の地震災害予防計画.....	416
第27節	二次災害の予防計画.....	418
第28節	防災知識普及計画.....	419
第29節	防災訓練計画.....	419
第30節	災害復旧・復興への備え.....	419
第31節	自主防災組織の育成に関する計画.....	419
第32節	地区防災計画.....	419
第33節	ボランティア活動の環境整備.....	419
第34節	防災対策に関する財政措置計画.....	419
第35節	災害対策に関する調査研究及び観測.....	420
第36節	観光地の災害予防計画.....	420
第3章	災害応急対策計画.....	421
第1節	災害直前活動.....	421
第2節	災害情報の収集・連絡活動.....	421

第3節	非常参集職員の活動	422
第4節	広域相互応援活動	431
第5節	自衛隊災害派遣活動	435
第6節	救助・救急・医療活動	435
第7節	消防・水防活動	436
第8節	要配慮者に対する応急活動	438
第9節	ヘリコプターの運用計画	438
第10節	緊急輸送活動	438
第11節	障害物の処理活動	439
第12節	避難収容及び情報提供活動	441
第13節	孤立地域対策活動	449
第14節	食料品等の調達供給活動	449
第15節	飲料水の調達供給活動	449
第16節	下水道設備応急活動	449
第17節	生活必需品の調達供給活動	450
第18節	保健衛生、感染症予防活動	450
第19節	遺体の捜査及び処置等の活動	450
第20節	廃棄物の処理活動	450
第21節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	450
第22節	危険物施設応急活動	450
第23節	ライフライン施設応急活動	450
第24節	災害広報活動	450
第25節	土砂災害等応急活動	450
第26節	建築物災害応急活動	451
第27節	道路及び橋梁応急活動	451
第28節	河川施設等応急活動	451
第29節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	452
第30節	ため池災害応急活動	455
第31節	農林水産物災害応急活動	456
第32節	文教活動	457
第33節	飼養動物の保護対策	459
第34節	ボランティア等の受入体制	459
第35節	労務供給計画	459
第36節	義援物資、義援金の受入体制	459
第37節	観光地の災害応急対策	459

第38節	災害救助法の適用	459
第4章	災害復旧・復興計画	460
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	460
第2節	資金計画	460
第3節	被災者等の生活再建等の支援	460
第4節	被災中小企業の復興	460

その他の災害対策編

◆	火山災害対策	501
第1章	災害予防計画	501
第2章	災害発生直前対策	502
第3章	災害応急対策	507
第4章	災害復旧・復興計画	507
◆	原子力災害対策	508
第1章	総 則	508
第1節	計画の目的	508
第2節	計画の性格	508
第3節	用語の定義	509
第4節	計画の推進及び修正	509
第5節	防災対策を実施する地域等	510
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	510
第7節	各機関の事務又は業務の大綱	511
第2章	災害に対する備え	513
第1節	基本方針	513
第2節	計画策定及び改定に係る関係機関との協議・調整	513
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	514
第4節	原子力災害に関する知識の普及啓発	515
第5節	屋内退避、避難体制の整備	516
第6節	広域避難体制の整備	518
第7節	モニタリング体制の整備	518
第8節	健康被害の防止	518
第9節	農林水産物等の安全性確保体制の整備	518
第10節	児童生徒等の安全対策	519

第 11 節	緊急輸送体制の整備	519
第 12 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	519
第 3 章	災害応急対策計画	520
第 1 節	基本方針	520
第 2 節	情報の収集・連絡活動.....	520
第 3 節	災害対策本部等の組織・運営	522
第 4 節	モニタリング活動.....	523
第 5 節	健康被害防止対策	523
第 6 節	住民等への的確な情報伝達	523
第 7 節	屋内退避、避難誘導等の防護活動.....	524
第 8 節	緊急輸送活動.....	526
第 9 節	飲料水・飲食物の摂取制限等	526
第 10 節	県外からの避難者の受入れ活動.....	527
第 11 節	広域的応援対応.....	528
第 12 節	児童生徒等の安全対策.....	528
第 13 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	528
第 4 章	災害からの復旧・復興.....	529
第 1 節	緊急事態解除宣言後の対応	529
第 2 節	被災者等の生活再建等の支援	530
第 3 節	産業等への支援.....	531
第 4 節	心身の健康相談体制の整備	531
◆	雪害対策	532
第 1 章	雪害予防計画.....	532
第 2 章	除雪計画	533
◆	林野火災対策	536
第 1 章	災害予防計画.....	536
第 2 章	災害応急対策計画	539
 資料編 		
●	災害危険箇所 一覧	1
資料 1-1	危険箇所等総括表.....	1
資料 1-2	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域【土石流】	2

資料 1-3	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域【急傾斜地の崩壊】	4
資料 1-4	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域【地滑り】	7
資料 1-5	土砂崩壊危険箇所.....	9
資料 1-6	急傾斜地崩壊危険箇所	10
資料 1-7	土石流危険溪流.....	13
資料 1-8	地すべり危険箇所（農）	21
資料 1-9	地すべり危険箇所（建）	21
資料 1-10	地すべり危険箇所（林）	22
資料 1-11	雪崩危険箇所	23
資料 1-12	山腹崩壊危険地区.....	25
資料 1-13	崩壊土砂流出危険地区	26
資料 1-14	重要水防区域	27
●災害（応援）協定関係.....		29
資料 2-1	長野県消防相互応援協定書.....	29
資料 2-2	長野県消防相互応援協定実施細則.....	32
資料 2-3	長野県市町村災害時相互応援協定.....	37
資料 2-4	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則.....	41
資料 2-5	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	43
資料 2-6	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	44
資料 2-7	長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱.....	48
資料 2-8	災害時等における協力に関する協定書（長野市薬剤師会）	51
資料 2-9	足立区と山ノ内町との災害時における相互援助に関する協定.....	53
資料 2-10	柏崎市と山ノ内町との災害時相互応援に関する協定.....	54
資料 2-11	玉村町と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定.....	56
資料 2-12	熊谷市と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定.....	58
資料 2-13	山ノ内町と草津町との災害時における相互応援及び観光支援に関する 協定.....	60
資料 2-14	行田市と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定.....	62
資料 2-15	山ノ内町と日本郵政株式会社山ノ内町内郵便局との包括連携に関する 協定書.....	64
資料 2-16	災害時の復旧協力に関する協定書（建設業山ノ内会）	66
資料 2-17	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（山ノ内町 商工会）	67
資料 2-18	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（志賀高原 農業協同組合）	70

資料 2-19	災害時における飲料水提供に関する協定	73
資料 2-20	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定.....	75
資料 2-21	災害時における電気の保安に関する協定	77
資料 2-22	災害時における相互協力に関する協定（中部電力）	79
資料 2-23	災害時の医療救護活動に関する協定書（中高医師会）	81
資料 2-24	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（中高歯科医師会）	83
資料 2-25	災害時の医療救護活動に関する協定書（北信薬剤師会）	85
資料 2-26	災害時における相互協力に関する協定.....	87
資料 2-27	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書.....	89
●危険物施設等関係		92
資料 3-1	危険物施設	92
資料 3-2	高圧ガス製造事業所等一覧表	93
●医療・保健衛生・感染症予防関係		95
資料 4-1	地域災害拠点病院.....	95
資料 4-2	救急病院一覧表.....	95
資料 4-3	医療機関・薬局.....	95
資料 4-4	し尿処理業者一覧表	96
資料 4-5	保健衛生・感染症予防等関係施設.....	96
●避難収容・応急活動拠点・要配慮者利用施設関係		97
資料 5-1	指定緊急避難場所及び指定避難所.....	97
資料 5-2	応急活動拠点一覧表	99
資料 5-3	要配慮者利用施設	100
●防災関係機関及び組織		103
資料 6-1	防災関係機関一覧.....	103
資料 6-2	報道機関一覧	104
資料 6-3	自主防災組織の結成状況.....	105
●緊急輸送関係		106
資料 7	災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧表.....	106
●食料品等の調達供給関係		108
資料 8-1	給水用器具類配備状況	108
●情報通信関係		110
資料 9-1	山ノ内町防災行政無線設置状況	110
資料 9-2	防災用衛星携帯電話一覧.....	112
●消防・水防関係		113
資料 10-1	消防施設一覧表.....	113

資料 10-2	山ノ内町消防団配置表	114
資料 10-3	山ノ内町消防団災害出場区分表	115
資料 10-4	消防水利の基準と現状	116
資料 10-5	一級河川一覧	117
資料 10-6	準用河川一覧	118
資料 10-7	湖沼、ため池の現況	119
資料 10-8	水防倉庫別資機材備蓄表	120
資料 10-9	水防上重要な水門の操作	121
	●災害の記録	122
資料 11-1	山ノ内町の災害記録	122
資料 11-2	台風の大きさと強さの分類	128
資料 11-3	気象庁震度階級関連解説表	129
	●その他	135
資料 12-1	災害対策本部の編成及び事務分掌	135
資料 12-2	山ノ内町防災会議条例	142
資料 12-3	山ノ内町防災会議運営規程	144
資料 12-4	山ノ内町防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項 について	146
資料 12-5	山ノ内町災害対策本部条例	147

総 則 編

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、山ノ内町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、連携して町の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の概要

第1 計画の内容

この計画は、過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、想定される最大規模の災害を基準として、次の事項について定める。

1 町及び防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関などの責務と、災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧の実施について基本的な計画を定める。

第2 計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、本町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正するものとする。

修正案 → 山ノ内町防災会議 → 防災計画

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第3 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を円滑に実施するための細部計画については、各課、各防災関係機関等において、あらかじめ定めておくものとする。

第3節 防災ビジョン

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密^{ちゆうみつ}な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

本町は長野県の北東隅に位置し、北に高社山、東に志賀高原の山なみがそびえる山に囲まれた盆地で、自然景観に恵まれている反面、急峻な山容とともに急流河川を擁している。また、温泉街等は道路が狭いうえ複雑に入り組んでいる。

以上のような自然的条件、社会的条件の中で災害を受けやすく、様々な災害発生要因に対応し、防災体制の整備に努める必要がある。

第1 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。町は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮し防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- 1 人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援等の対策を講ずる必要がある。
- 2 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、要配慮者に配慮した細かな施策を他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- 3 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、「共助」の強化に向け、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練の実施及び防災意識の向上等を図る必要がある。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2 行政の責務と住民の心がまえ

町、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の高揚を図る。

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識にたつて、地域、職場、家庭における各種災害を念頭において、近隣と協力しその実態に応じた防災対策を、自ら講ずるとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承等の防災への取組みを行う。

また、どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3 防災施策の大綱

1 各種災害危険区域の把握のための調査

町域の災害の危険性を把握し、より実践的な防災計画を樹立し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

2 各種災害予防

本町は、梅雨、秋雨期の大雨の際、夜間瀬川等の増水、河川の氾濫等による水害が発生しやすい。治水対策には努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。

また、本町は豪雪地帯でもあり、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上を図るため、除雪体制等を充実するなど、安全で雪に強いまちづくりを進める。

災害の際、その被害を最小限にとどめるため、住民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して住民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、防災訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力の醸成を図るとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

また、住民生活の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

3 防災通信設備等の整備

災害時の情報収集・伝達は、応急対策を進める上で重要な要素である。今後の高度情報化の

進展をみながら、災害に強い通信システムの整備を図る。

- (1) 防災行政無線システム（戸別受信機、SUGU メール）活用の充実
- (2) ホームページ、SNS、Lアラート等の活用
- (3) 通信関係機関等の連絡協力体制の確立

4 住民への防災知識の普及

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには住民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、「自助」の強化に向けた取組みとして、あらゆる機会を利用して住民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

5 速やかな災害への対応

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第4節 町及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 岳南広域消防組合

岳南広域消防組合は、災害から組織市町の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもと防災活動を実施する。

4 中野警察署

中野警察署は、災害から町の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の関係機関等と緊密な連携のもと防災活動を実施する。

5 自衛隊

自衛隊は、災害から町の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の関係機関等と緊密な連携のもと応急救援活動及び応急復旧活動を実施する。

6 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自らの防災業務を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

7 指定公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、町の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

9 町民

町民は、本町が実施する防災活動等に積極的に寄与するように努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 山ノ内町防災会議に関する事。
- (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事。
- (4) 災害に関する予警報の伝達に関する事。
- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (6) 避難勧告・指示に関する事。
- (7) 消防、水防その他応急措置に関する事。
- (8) 被災者の救助及び救護措置に関する事。
- (9) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関する事。
- (10) 災害時における文教及び交通対策に関する事。
- (11) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関する事。
- (12) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事。
- (13) 通信施設の確保及び整備に関する事。
- (14) 公共的団体、自主防災組織等の育成指導に関する事。
- (15) その他町の所掌事務についての防災対策に関する事。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関する事。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。

3 岳南広域消防組合

- (1) 消防力の整備に関する事。
- (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関する事。
- (5) 自主防災組織の育成指導に関する事。
- (6) 広域市町村災害対策本部の業務に関する事。

4 中野警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療、給水、入浴支援及び通信支援に関すること。

6 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（長野財務事務所）

- ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。
- イ 災害時における金融機関の緊急融資措置の指示に関すること。

(2) 長野地方気象台

- ア 注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。
- イ 地震、火山情報の発表及び伝達に関すること。
- ウ 防災気象知識の普及に関すること。
- エ 気象災害防止のための統計調査に関すること。

(3) 信越総合通信局

- ア 電気通信の監理に関すること。
- イ 非常の場合の無線通信の確保に関すること。
- ウ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。

(4) 中部森林管理局（北信森林管理署）

- ア 森林治水による災害予防に関すること。
- イ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と防災監理に関すること。
- ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。

(5) 北陸信越運輸局（長野運輸支局）

災害時における船舶、鉄道、軌道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶自動車に係る輸送の確保に関すること。

(6) 長野労働局（中野労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における産業災害の防止に関すること。
- イ 工場、事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

(7) 北陸地方整備局（千曲川河川事務所）

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- イ 水防に関する施設及び資機材の整備に関すること。

- ウ 災害危険区域の選定又は指導に関する事。
- エ 災害に関する予報及び警報の発表又は伝達に関する事。
- オ 災害に関する情報の収集及び広報に関する事。
- カ 水防活動の指導に関する事。
- キ 災害時における応急工事に関する事。
- ク ダム、せき、水門の管理に関する事。
- ケ 災害復旧工事に関する事。
- コ 再度災害防止工事に関する事。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災に関する事。
- イ 災害時における避難者の輸送に関する事。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。

(3) 東日本電信電話株式会社（長野支店）

- ア 電気通信設備の保全に関する事。
- イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。

(4) 日本郵便株式会社信越支社（須坂郵便局）

災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金・簡易貯金の非常取扱等に関する事。

(5) 日本赤十字社長野県支部

- ア 医療、助産等の救助・救護に関する事。
- イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。
- ウ 義援金品の募集・配分に関する事。

(6) 日本放送協会（長野放送局）及び放送各社

- ア 気象予警報、災害情報等の災害広報に関する事。
- イ 「長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則」に基づく情報提供に関する事。

(7) 日本通運株式会社長野支店

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。

(8) 中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社飯山営業所

- ア 電力施設の保全・保安に関する事。
- イ 電力の供給に関する事。

(9) 東日本高速道路株式会社（関東支社長野管理事務所）

上信越自動車道の防災に関する事。

(10) 地方鉄道事業者（長野電鉄株式会社）

災害時における鉄道車両による避難者、救援物資等の輸送の協力に関する事。

(11) 旅客自動車運送業者（長電バス株式会社）

災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、森林組合、商工会等の経済団体

ア 山ノ内町災害対策本部が行う産業経済関係の被害調査及び応急対策活動への協力に関すること。

イ 農林水産物等の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災商工業者、農林漁業者に対する融資のあっせん及び資器材の確保・あっせんに関すること。

(2) 中高医師会等の医療団体

災害時における医療、助産、収容等の協力に関すること。

(3) 自治会等の地域住民組織、社会事業団体、文化・教育団体

救助、救護、炊き出し及び義援金品の募集・配分に関すること。

(4) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの分掌業務についての防災対策に関すること。

第5節 防災面からみた山ノ内町の概要

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、町のもつ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

なお、過去の災害の履歴については、資料 11-1「山ノ内町の災害記録」を参照。

第1 自然的条件

1 町域

経緯度からみた山ノ内町の位置は次のとおりである。

東端	東経 138° 38′	役場の位置
西端	東経 138° 23′	東経 138° 24′
南端	北緯 36° 39′	北緯 36° 44′
北端	北緯 36° 49′	標高 585m

2 地勢

山ノ内町は、長野県の北東隅に位置し、上信越高原国立公園の中心地にあり、南に横手山、笠岳等の諸峰を以て上高井郡と群馬県に、北は木島平村及び北から東にかけて下水内郡の栄村、西は高社山と箱山支脈を境にして中野市に接し、東西 39km、南北 12km、周囲 83km で総面積は 265.93 km²である。標高差は最低地 424m 最高地 2,329m にして、山ノ内盆地と須賀川盆地に集落を形成している地域である。

3 地質

主として、第 4 紀の火山噴出物と第 3 紀の堆積物（洪積層）とによって大部分をしめているが、山ノ内町の地質図を見ると集落地は扇状地層及び段丘たい積層の地質である。

また、志賀高原はほとんど黒色ち密な溶岩からなっている。

4 気象

山ノ内町は地形的に大変複雑であるが、冬期は北西季節風の影響を受け降雪の多い北陸型気候の特性を帯びるが寒さの厳しい点、また夏期の気温の日較差の大きい風の少ない点は内陸盆地型の気候である。年平均気温は消防署観測地で 10℃前後で、最高気温 34℃前後、最低気温 -8℃で気温の較差が大きく、降水量は 6 月から 9 月に多く月 100mm を超えており、年間降水量は 1,000mm 前後である。

また、降雪量は志賀高原・北部地区とそれ以外の地区とでは差が大きく、北部地区は年平均 1,000cm 前後、上林地区は 480cm 前後、消防署観測地で 450cm 前後である。根雪期間も北部では 100～120 日に及び交通、農業に被害を被る年もある。

5 人口

人口は、令和3年4月1日現在で11,864人となっており、近年の推移はやや減少の傾向にある。また、年齢3区分の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口がともに減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にある。

人口推移（人）

	平成20年	平成25年	平成30年
山ノ内町	14,052	13,016	12,674

年齢3区分人口の推移（%）

	平成20年	平成25年	平成30年
15歳未満	11.9	10.1	8.9
15～64歳	55.9	54.3	52.2
65歳以上	32.2	35.6	38.9

風水害対策編

第1章 総 則

第1節 過去に発生した風水害の特性

第1 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が停滞し、海上からの暖かく湿った水蒸気が流れ込み線状降水帯を形成、豪雨を長時間にわたってもたらし、局所的に大きな被害をもたらしている。令和3年の8月の停滞前線では県下でも豪雨災害が発生している。当町では災害に至る降雨がなかったことが幸いである。

また、当町では、夜間瀬川、角間川、伊沢川、笹川、倉下川、白沢川等の増水により堤防の決壊、河川氾濫等による水害が発生する恐れのある河川を抱えている。

※線状降水帯とは

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50～300 km 程度、幅 20～50 km 程度の強い降水をとまなう雨域

第2 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4つのコースに分けられる。

1 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部及び本町の位置する北部一帯は風・雨ともに強く、台風通過後も吹き返しの風による災害をもたらす。

2 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

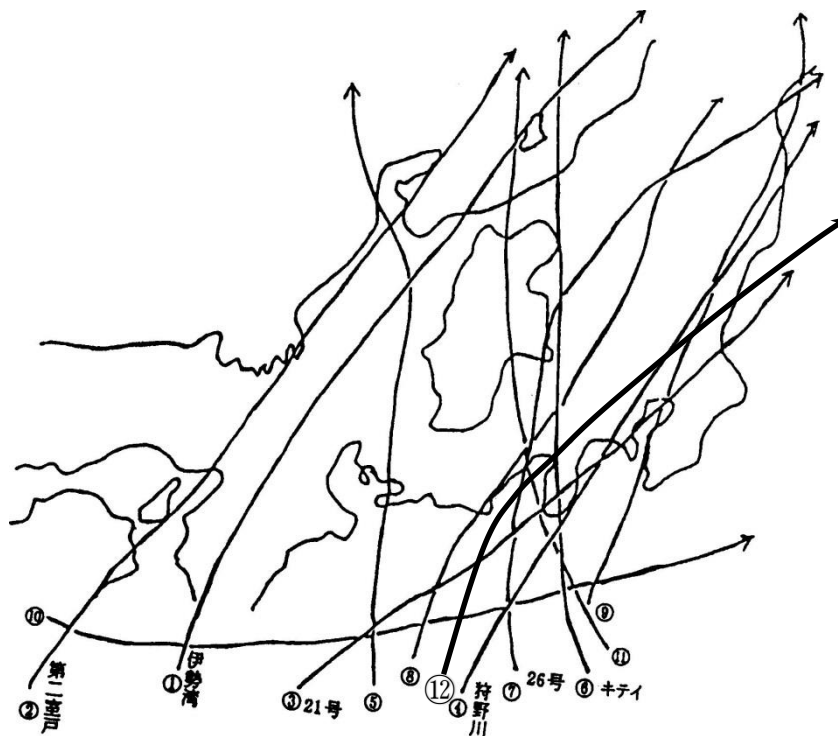
3 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

4 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨の降る典型的な雨台風で、東部や南部に水害をもたらす。

長野県に接近し被害をおよぼした台風の進路



長野県に大きな被害をおよぼした主な台風のコース

①	昭和34年伊勢湾台風	⑦	昭和41年台風第26号
②	昭和36年第2室戸台風	⑧	昭和57年台風第18号
③	昭和33年台風第21号	⑨	昭和56年台風第15号
④	昭和33年狩野川台風	⑩	昭和58年台風第10号
⑤	昭和57年台風第10号	⑪	昭和34年台風第7号
⑥	昭和25年キティ台風	⑫	令和元年台風第19号

第3 直近の台風による被害

令和元年東日本台風（台風19号）

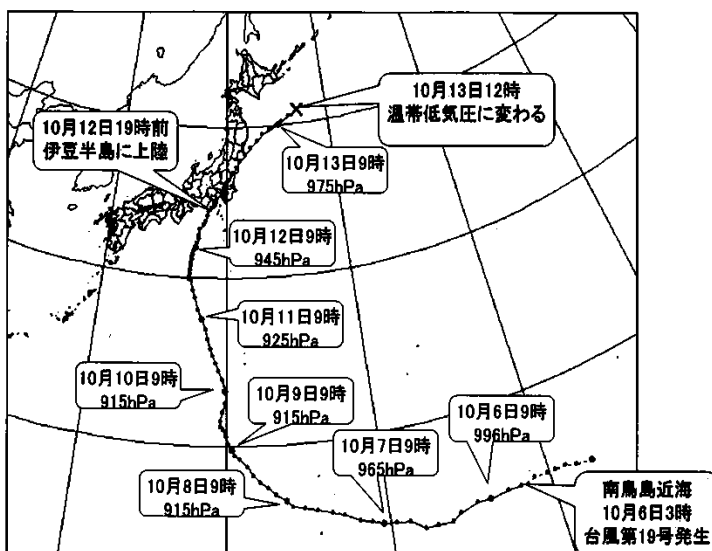
10月6日に発生した令和元年東日本台風（台風19号）は、令和元年10月12日、13日に東日本の広域を襲った。

この台風の接近・通過に伴い、長野県では10月12日0時から13日24時までの48時間総降水量は、笠岳で322.5mm、軽井沢で315.0mm、佐久で303.5mmを観測し、北部と中部を中心に大雨となった。県内14の観測地点で、日降水量の統計開始以来の極値を更新した。

令和元年東日本台風に対して次のような対応がとられた。

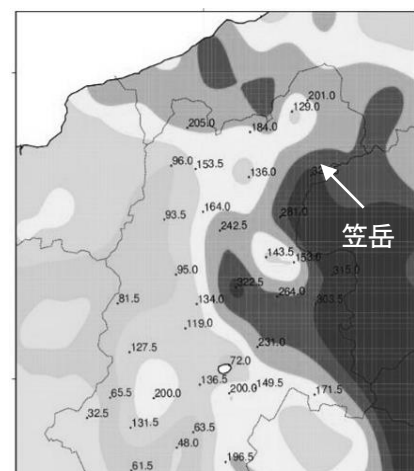
激甚災害指定・特定非常災害指定・大規模災害復興法の非常災害指定・災害救助法適応
大雨特別警報（県内43市町村）・千曲川氾濫発生情報

台風19号経路図



アメダス総雨量分布図

(12日0時～13日24時)

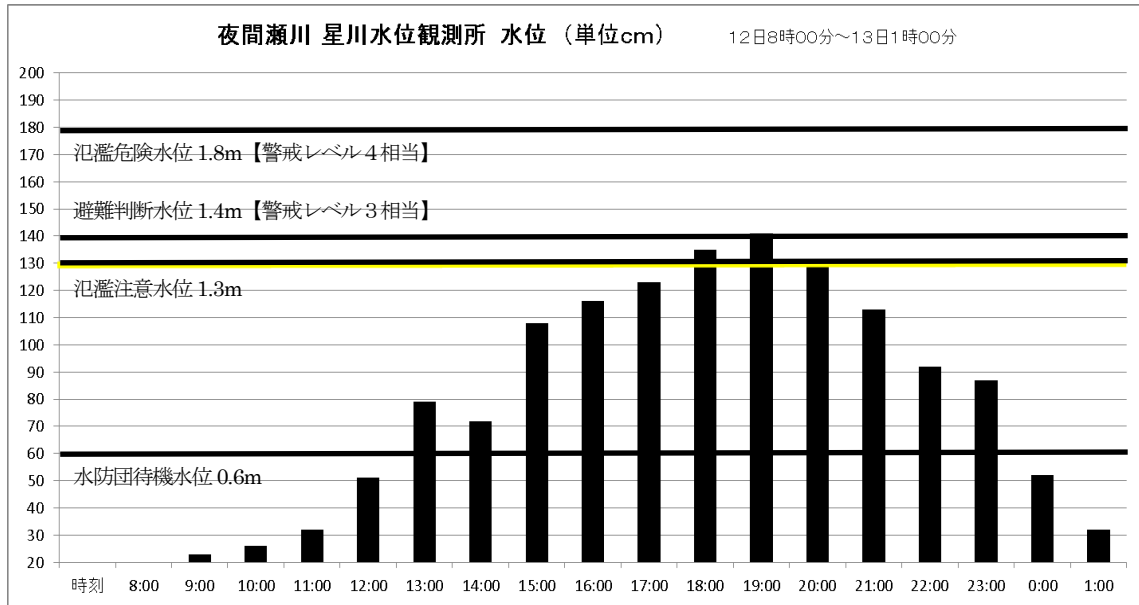


長野県内では千曲川堤防の越水・決壊や中小河川の内水氾濫などによる洪水が発生し、人的被害や建物などの被害、鉄道施設の損壊や運休、停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、農業被害、土砂災害、洪水被害が発生した。

山ノ内町では、人的被害・住家被害はなかったものの、道路・河川・農地等に11億円を超える被害が発生した。

町内雨量観測所（建設事務所）

	熊の湯	湯田中	前坂	夜間瀬
降り始めからの総雨量(mm)	421	213	260	187
時間雨量最大(mm)	37	17	20	15



第4 過去の災害履歴

過去の災害の履歴については、資料編資料 11-1 「山ノ内町の災害記録」を参照。

第2節 被害想定

水害（内水氾濫）の被害想定にあたっては、これまで100年確率の日雨量（100年に1度の大雨）が用いられていたが、多発する浸水被害等に対応するため、平成27年に水防法が改正され、1,000年確率の日雨量（1,000年に1度の大雨）が定義され、夜間瀬川流域で起こりうる最大想定規模降雨量は734mm/24時間と示され、夜間瀬川想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域図が2019年12月6日に公表された。

表2-1-1 100年確率及び1,000年確率の日雨量

対象河川	日雨量 (mm)	
	100年確率	1,000年確率
夜間瀬川	232	734

令和元年東日本台風（台風19号）では、河川整備計画規模降雨：100年確率である232mm/24時間を上回る301mm/24時間（笠岳）を記録し、夜間瀬川星川水位観測所の水位は、1.41m（避難判断水位：警戒レベル3相当）に達した。

令和元年東日本台風による被害

人的被害	山ノ内町	長野県	全国
死者	0	5	104
行方不明	0	0	3
重傷	0	6	43
軽傷	0	39	341

消防庁応急対策室令和2年4月10日現在

指定緊急避難場所への避難の状況

指定緊急避難場所	避難者数
山ノ内町文化センター	95世帯 209人
佐野人材養成センター	38世帯 56人
よませふれあいセンター	1世帯 4人
山ノ内町地域福祉センター	4世帯 7人

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

災害では、近隣住民の助け合いや支えあいが必要な役割を果たす。しかし、近年、人口減少、少子高齢化が進み、自主防災組織や消防団の担い手の高齢化、なり手不足が大きな問題となっている。今後、組織の維持や組織同士の連携に向けた取り組みが重要になる。

また、気象庁等が発表する防災気象情報や、町が発令する避難準備情報・高齢者避難開始情報、避難勧告又は避難指示（以下この計画において「避難勧告等」という。）の意味、自分が今いる場所は避難行動が必要か。自らがとるべき「避難行動」は何か。正しく理解し、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害に対し事前に整理しておく必要がある。

実施計画

1 風水害に強い町土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を促進する。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強いまちの形成

- (1) 町は、夜間瀬川・角間川における洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に対し、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (2) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 災害時において防災に資する防災拠点等の公共施設の積極的整備を図る。
- (4) 道路防災対策等を講じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (5) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - イ 河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の整備等の推進
 - ウ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - エ 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - オ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等、また土砂災害に対する警戒避難が必要となるような場所に雨量計、ワイヤーセンサー等の設置などの総合的な土砂災害防止対策の推進
 - カ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - キ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
 - ク 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
 - ケ 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- 3 風水害に対する建築物等の安全性
- (1) 不特定多数の者が利用する施設、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - (2) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保の促進に努める。
 - (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
 - (4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備促進に努める。
- 4 ライフライン施設等の機能の確保
- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を生じさせるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、電気等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
- 5 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象警報・注意報・特別警報等伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する情報の伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第1 住民に対する情報伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、町は、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図るとともに、次節の「災害情報の収集・連絡活動」によりハード面での整備も推進する。

第2 避難誘導体制の整備

- 1 災害により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ体制の整備を行う。
- 2 洪水、土砂災害等に対する避難行動を避難情報の判断・伝達マニュアルや防災マップを用いて伝達する。

第11節「避難収容活動計画」参照

第3 災害未然防止活動

施設の管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、日ごろから次のような体制の整備を行う。

- 1 所管施設の緊急点検体制の整備
- 2 応急復旧のための体制の整備
- 3 防災用資機材の備蓄
- 4 水防活動体制の整備
- 5 ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水、施設管理者）

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となる。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施するための体制・方法の整備を行う。

主な取組み

- 1 情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第1 情報の収集・連絡体制

1 情報収集

災害情報の収集は、住民、関係機関、団体、住民組織（自主防災組織）、消防団等の協力を得て行う。また、雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努めるとともに、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

防災気象情報等の収集は、気象庁ホームページ、国土交通省ホームページ、長野県河川砂防情報ステーション、山ノ内消防署気象観測装置等から取得する。また、気象庁等ホットラインを活用する。

2 連絡体制

長野県（地域振興局、建設事務所）各市町村とは、長野県防災情報システムを用いて、災害対策本部の設置状況、指定緊急避難場所の開設・避難者数、避難勧告等の発令状況、災害の発生状況等の各種情報をオンラインで共有し必要に応じて、電話やFAX、メールなどで対応する。

3 情報発信

防災気象情報、災害情報を分析し、防災無線同報系、戸別受信機、SUGUメール、Lアラート、SNSなどの多重化・多様化した手段により情報発信を行う。

4 情報の内容と報告順位

災害通報担当者の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命にかかわる情報
- (2) 災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報
- (3) 被害状況に関する情報

5 報告の方法等

災害通報担当者は、収集した情報をその時点でもっとも迅速な方法により、危機管理課長（災害対策本部設置後においては、危機管理部長）に報告する。

また、緊急を要する人命にかかわる情報、災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報は、直接、消防署等防災関係機関に連絡する。

6 訓練の実施

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

第2 無線通信施設

1 長野県防災行政無線

地上系及び衛星系の防災行政無線について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。

2 山ノ内町地域防災情報システム

防災行政無線の概要は次のとおりである。

項目	固定系
ア 呼出し名称	ぼうさいやまのうち
イ 電波の型式	15KOD7W
ウ 周波数	60MHz帯（専用波）
エ 空中線電力	1.8W（基地局） 1.0W（中継局）
オ 無線局数	
（ア）統制局	1局
（イ）遠隔制御装置	1局
（ウ）再送信子局	1局
（エ）屋外拡声子局	39局
カ 防災情報伝達装置	戸別受信機、メール連動

戸別受信機システムの概要は次のとおりである。

ア 免許種別	登録局
イ 周波数	5GHz帯（中継局） 920MHz帯（子局）
ウ 空中線電力	250W（中継局） 20mW（子局）
エ 操作卓	
（ア）主操作卓	1台
（イ）副操作卓	1台

第3 情報通信手段の整備

通常の状態における通信手段は、一般的には電話であるが、災害時には施設の損壊やふくそう現象により、有効な通信手段となりえない可能性があるため、次により情報通信手段の整備を図る。

- 1 防災行政無線設備の定期的な点検を行い、常時通信可能な状態を確保する。
- 2 非常用電源設備の定期的な点検を行い、非常時の電源を確保する。
- 3 アマチュア無線局による情報伝達ができるよう協力を促す。
- 4 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- 5 戸別受信機の設置及びSUGUメールの登録を促進する。
- 6 地区防災計画等に基づき呼びかけなど住民の相互支援を促進する。

第4 多様な情報の収集体制の整備

町は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

- 1 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努める。
- 2 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第5 住民等が異常現象を発見したときの措置

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに町又は関係機関に通報しなければならない。

1 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

(2) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

(3) 地象関係

山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

2 異常現象発見時の通報要領

(1) 通報系統

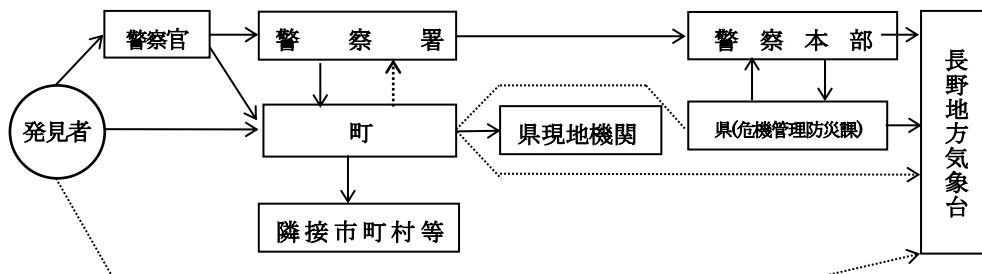
通報系統は、図2-2-1のとおりとする。

- (2) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により町長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- (3) 通報を受けた町長あるいは警察官は、前号の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。
 その際町長は、北信地域振興局あるいは北信建設事務所、北信保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。
- (4) その他の関係機関は、前号の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

第6 情報の分析・整理

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

図2-2-1 通報系統図



(……は副系統を示す)

第4節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するための体制の整備を図る。

主な取組み

- 1 職員の非常参集体制の整備を図る。
- 2 山ノ内町防災会議を通じて防災関係機関相互の連携強化を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の運用等により、業務継続性の確保を図る。

第1 職員の非常参集体制の整備

職員の非常参集にあたり、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保等について確立するとともに、活動体制を整備し必要に応じて見直しを行うものとする。

1 課長等の責務

課長等は、毎年、非常参集の伝達方法等を定め、職員に周知しておく。

2 職員の心構え

職員は、報道機関等の災害情報に注意し、次の場合は速やかに職場に参集する。

- (1) 非常参集の命令を受けたとき。
- (2) 町域に重大な災害が発生したと見込まれるとき。

3 業務継続計画の運用

業務継続計画（職員災害対応マニュアル）の適切な運用を図るため、これに基づく職員の訓練を実施する。

4 応急対策への対応力の強化

応急対策全般への対応力を高めるため、災害時対応高度化訓練（消防庁事業）などの実施により人材の育成を図ると共に、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

第2 組織の整備

災害応急活動を円滑に実施するには、それぞれの防災関係機関が防災体制を整備するとともに各機関の応援協力体制が求められる。

本町においては、既に山ノ内町防災会議が設置されており、今後も、この円滑な運営により

防災関係機関の連携強化を図っていくと共に、地域防災計画の見直しを行い、その計画の実施を推進するものとする。

第3 防災中枢機能等の確保

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。庁舎がその機能を果たせない場合は、地域福祉センターを代替施設とする。
- 2 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

第4 複合災害への備え

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めると共に、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

第5 業務継続性の確保

- 1 必要に応じて業務継続計画を見直し、業務継続性の確保を図る。
- 2 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた見直し等を行う。

第5節 広域相互応援計画

大規模な災害が発生し、本町単独ではその応急対策が十分に果たせない場合に備え、他の市町村と相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図る。

主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 相互応援協定の締結市区町村との連携の強化を図る。
- 3 消防間の相互応援協定については、岳南広域消防組合消防本部を通じて締結をする。
- 4 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 5 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第1 防災関係機関相互の連携体制整備

応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えると共に、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

第2 相互応援協定締結先との連携の強化

平成25年4月1日現在、本町では長野県市町村災害時相互応援協定を締結しているが（資料2-2参照）、町は県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図ると共に、備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

また、東京都足立区（平成8年7月1日協定締結）、新潟県柏崎市（平成25年5月2日協定締結）、群馬県玉村町（平成26年5月26日締結）、埼玉県熊谷市（平成27年7月29日締結）、群馬県草津町（平成27年8月11日締結）、及び埼玉県行田市（平成30年12月13日）と災害時における相互援助に関する協定を結んでいる。

今後は、協定先との実務的な協議を重ね、連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。

1 応援要請の手続、方法

応援要請の方法は、次の事項を明らかにし、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材及び物資の種類、品名、数量
- (3) 職員の職種別人員（長野県市町村災害時相互応援協定）

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援期間

(6) その他必要事項

2 経費の負担

応援に要する経費の負担は、職員の派遣に要した費用以外は、原則として応援を要請した市町村等の負担となる。

3 応援の実施

協定先の市区町村が被災したときは、自主的又は要請に基づき、応援を実施する。

第3 消防間の相互応援協定

1 現状

県内 13 の消防本部により長野県消防相互応援協定（平成 8 年 2 月 14 日施行）が締結されており、県内消防本部を 4 ブロックに再編成しブロック内市町村間及び各ブロック間の相互応援体制を確立している。

2 実施計画

(1) 岳南広域消防本部は、県消防長会と県消防相互応援協定について、必要に応じて見直し等調整を図る。

(2) 消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

第4 県と一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

第5 広域活動拠点の確保

町は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域活動拠点を選定すると共に、応援活動が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位後方医療体制についてあらかじめ近隣市町村と調整を行う。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

主な取組み

- 1 救助・救急に必要な資機材の整備と医療資機材等の備蓄を行う。
- 2 地域及び事業所等に対し応急手当普及啓発活動を行う。
- 3 中高医師会等の医療団体の協力を得て、災害時の医療体制を整備する。
- 4 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第1 救助・救急用資機材の整備

消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うと共に、定期的に訓練を実施するものとする。

第2 医療資機材の備蓄

医薬品等の備蓄は、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と、災害拠点病院で行う在庫備蓄により対応する。

第3 応急手当普及員の養成

関係機関による応急手当普及員資格取得講習の開催により町消防団員の応急手当普及員を養成し、住民等に対する応急手当講習の充実を図る。

第4 医療機関の耐震化

町内の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

第5 災害医療支援体制の整備

町は、災害拠点病院を中心に、町の枠を越えた後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

北信総合病院は、基幹病院として、また災害時の拠点医療機関として、災害医療への協力体制の整備を図る。

第6 災害救助法の適用

災害救助法の適用以降の医療・助産の実施者は、県知事である。

第7節 消防・水防活動計画

防火思想の普及、徹底及び消防体制の充実強化によって、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

水防は、水との闘いであるばかりでなく時間との闘いである。水害時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速な行動が要求される。

そのためには、第一に事前に綿密な計画と十分な準備が必要である。

次に、水防の効果を十分に確保するには、水防に関する情報を迅速、的確に把握する必要がある。

水害の予防は、水防上特に警戒防御に重要な危険箇所を把握し、関係機関との緊密な連絡のもとに河川改修、用排水路の整備等の防災事業を推進すると共に適正な維持管理を行い水害の未然防止に努めるものとする。

主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の充実強化を図る。
- 2 資機材等の整備及び監視、警戒活動体制の整備を推進する。
- 3 消防水利の多様化及び適正化を図り整備を促進する。

第1 消防活動計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図ると共に、防災活動の万全を期するものとする。

1 常備消防の増強

常備消防として、1消防署と1分遣所に消防車、救急車等を配備し、非常備の消防団と相互に連携しつつ有効かつ適切な消防活動を図っている。

また、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、装備の近代化を促進する。

今後においては、平常時の火災と平行して、地震による同時多発火災や、大規模火災に対応するため、職員の効率的な人員配置と、消防施設・機器の整備拡充を図り総合的な消防体制を増強する必要がある。

2 消防資機材の整備

火災に即応するには、消防資機材並びに通信体制の整備強化が不可欠であり、消防資機材の計画的な更新補充、消防緊急情報システム及び現有の無線通信網の整備拡充を図る。

3 消防水利の整備

消防水利については、防火水槽及び消火栓の整備を計画的に図っており、今後は、家屋の密集地や消防水利の乏しい地域を中心に、増設並びに整備を図っていく。

なお、災害時には、地盤の変状や水道管の損傷、電源の停止等によって消火栓の機能確保は困難になることが予想されるので、耐震性防火水槽の整備を図るとともに、河川、ため池等の自然水利やプール水などの活用により消防水利の多様化を図る。

4 消防団・自主防災組織の活動強化

消防団・自主防災組織等の防災活動については、町民の協力を得て実施しているが、今後も、資機材の整備、訓練等を通じて、活動をより活発なものとし、災害に備えられるように努める。補助事業等を活用した施設・装備の充実と訓練実施による消防団・自主防災組織の連携と、大規模災害における体制の構築を図るものとする。

5 消防活動の困難路等の解消

道路が狭く屈折している地区、駐車車両の多い地区又は地震等によって道路周辺の建物や塀等の倒壊、斜面・のり面の崩壊、道路盛土被害等が発生するおそれのある地区では、災害時に消防車両の通行に支障が生じる。

したがって、消防車両の通行に支障が生じないよう幹線道路の整備や細街路地区における狹隘個所の解消、角切り及び駐車車両の排除などを促進する。

6 防火意識の高揚

火災予防をし、火災から人命を守るためには、火災の発生防止、初期消火、通報、避難等について、町民一人ひとりの十分な理解を得ることが重要である。

(1) 町民に火災予防思想を普及させるため関係機関と協力し、毎年春秋実施される火災予防運動に併せ、広報活動を積極的に実施し、更に防火意識の高揚を図る。

(2) 事業所等の防火管理者に対して、施設内の整備、点検、訓練をするよう指導し、防火体制の促進強化を図る。また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、防火対象物の実態を把握すると共に、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は消防法第3条又は第5条に基づき必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

(3) 高齢化社会の進行による高齢者世帯の増加等を考慮し、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に添った火災予防指導の徹底に努める。

7 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

8 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、町及び消防機関の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定

等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

9 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査すると共に、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

第2 水防活動計画

山ノ内町の区域における河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的とする。

- 1 防災気象情報（河川水位）情報により洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまでは町役場内に災害警戒本部、災害対策本部を設置するものとする。
- 2 災害対策本部を設置したときは、施設管理担当部、消防署、消防団が水防活動にあたる。

第8節 要配慮者支援計画

災害発生時に迅速・的確な行動がとりにくい障がい者、病弱者、高齢者、妊婦、乳幼児、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者対策を強力に推進する。要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制の確立に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を支援し避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第1 要配慮者支援計画の作成

1 要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援を含む要配慮者支援計画を作成するものとする。

町は、以下の事項を要配慮者支援計画に定める。

- (1) 要配慮者支援対策の基本的な考え方
- (2) 消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- (3) 避難支援等関係者の取り組み
- (4) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (6) 名簿の更新に関する事項
- (7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる事項

(8) 要配慮者が円滑に避難するための避難情報の発令及び避難誘導・移送に関する事項

(9) 避難支援等関係者の安全確保

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

要配慮者のうち、避難にあたり特に支援を要する避難行動要支援者の範囲は、在宅で生活を営む次の者とする。(施設入所者を除く)

(1) 町で自動的に登録する者

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する者
(心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ・療育手帳A1を所持する者

(2) 自己申告による名簿登録者

- ・上記に準ずる方で、名簿への登録を希望する者
(例) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
療育手帳A2を所持する者
人工呼吸器・酸素供給装置など医療的ケアが日常的に必要な者
その他、自力避難が困難な者

3 避難行動要支援者名簿の作成

町は、上記「2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲」の基準に沿って避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。なお、この名簿は、プライバシー保護の立場から、その管理、取扱に十分注意する。

4 名簿作成に必要な個人情報及び入手情報

上記「3 避難行動要支援者名簿の作成」で作成する名簿(「災害対策基本法」第49条の10第2項に規定される名簿)に掲載する個人情報は下記に掲げるものとする。なお、名簿の作成に必要な個人情報の収集は、避難行動要支援者本人から同意を得て収集するもののほか、「災害対策基本法」に基づき、必要に応じて、県や福祉関係部局等が把握する要介護高齢者、障がい者等の情報を集約し、利用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他町長が必要と認める事項

5 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は状況の把握に努め、名簿を最新の状態に保つよう努める。

- (1) 新たに町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等、又は新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載すると共に、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (2) 転居や死亡等、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除することとし、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も、名簿から削除することとする。また、名簿情報に変更が生じた場合は、避難支援等関係者に周知することとする。

6 名簿情報の管理

町においては名簿情報を適正に管理し、避難行動要支援者のプライバシーを保護すると共に、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を確保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働が円滑なものになるよう努める。

- (1) 名簿情報等は、「山ノ内町個人情報保護条例」（平成 11 年山ノ内町条例第 40 号）等に基づき、適切に管理する。
- (2) 名簿情報の保管にあたっては、あらかじめ決められた施錠可能な場所へ保管することとし、電子情報で保管する場合には、暗号化やパスワードで保護する等、外部に情報が漏れないよう情報管理に十分配慮する。また、名簿情報を送信、運搬する際にもパスワードを設定する等の対策を徹底する。
- (3) 名簿情報を取り扱う職員を限定し、必要以上に名簿情報を複製しない。また、名簿を廃棄するときは、復元不可能な処理を施して廃棄する。
- (4) 災害の規模によっては、町の機能が著しく低下することを考え、名簿のバックアップ体制を構築しておく。
- (5) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (6) 町は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、個人情報が無用に共有、複製、利用されないように指導する。また、「災害対策基本法」に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明する。
- (7) 町は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、施錠可能な場所へ名簿を保管するよう指導する。
- (8) 町は避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (9) 町は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、名簿情報の取扱状況を報告させる。

7 避難行動要支援者名簿の取扱い

町は、「2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲」の規定による避難行動支援者名簿の作成に必要な限度で、保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

また、「2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲」の規定による避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

8 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

町は、作成した避難行動要支援者名簿を、避難支援等の実施に必要な限度で、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、その本人の名簿情報は提供できない。

町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

9 避難行動要支援者の態様に配慮した個別避難計画の策定

避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ避難行動要支援者の個々の態様に配慮した個別避難計画（「災害対策基本法」第49条の14）を策定すると共に、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

なお、個別避難計画の策定にあたっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と協働して策定するよう努める。

10 防災についての啓発

広報等により要配慮者及びその家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する啓発事項

ア 防災に対する理解と日ごろからの対策に関すること。

イ 防災訓練等への積極的な参加に関すること。

(2) 地域住民に対する啓発事項

ア 自主防災組織等における地域内の要配慮者の把握、及びその支援体制の整備に関すること。

イ 災害発生時における対象者の安全確保に関すること。

ウ 防災訓練等への要配慮者及びその家族に対する参加要請に関すること。

第2 在宅者対策

1 指定避難所の整備

町は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

2 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

3 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

4 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

5 支援協力体制の整備

町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

6 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

第3 社会福祉施設等における対策

1 避難確保計画の策定

社会福祉施設等が浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する場合、水害・土砂災害に対する避難確保計画を策定し避難訓練を実施するものとする。

なお、計画を策定したときは、遅滞なく、これを町長へ報告するものとする。

2 避難確保計画に記載すべき事項

- (1) 防災体制に関する事項
- (2) 避難の誘導に関する事項
- (3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 防災教育及び訓練に実施に関する事項
- (5) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

3 地域社会との連携

施設の入所者は、自力で避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設の職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

4 緊急連絡先の整備

施設は、災害時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 応援体制及び受援体制の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また、町は一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。

第4 外国人、観光客に対する対策

1 外国人への対策

外国人については、言葉の障害が大きく、日常の防災対策をとるうえでも、災害が起きた場合でも、情報が少ないあるいは得られないための確な防災行動がとれないという点で、他の要配慮者と同じである。

このため、地域、職場等との連携を図りながら、防災知識の普及、啓発、防災訓練を実施する。

- (1) 町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は、外国籍住民、外国人旅行者に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する

ものとする。

(3) 町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。

(4) 町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

2 観光客への対応

観光客についても、地理不案内等の理由から災害が発生した場合、情報が少ないあるいは得られないための確な防災行動がとれないという点で、外国人と同じである。

このため、宿泊施設、関係団体等との連携を図りながら、防災知識の普及、啓発、防災訓練を実施する。なお、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(1) 道路標示や案内板等の整備を行う。

(2) 災害時の観光客収容施設の設置を検討する。

(3) 観光客を交えた防災訓練を実施する。

第5 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の関連施設対策

警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第6 広域相互応援体制の確立

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

第9節 緊急輸送計画

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、陸上輸送にヘリコプターによる空輸を加えた総合的な計画とする。

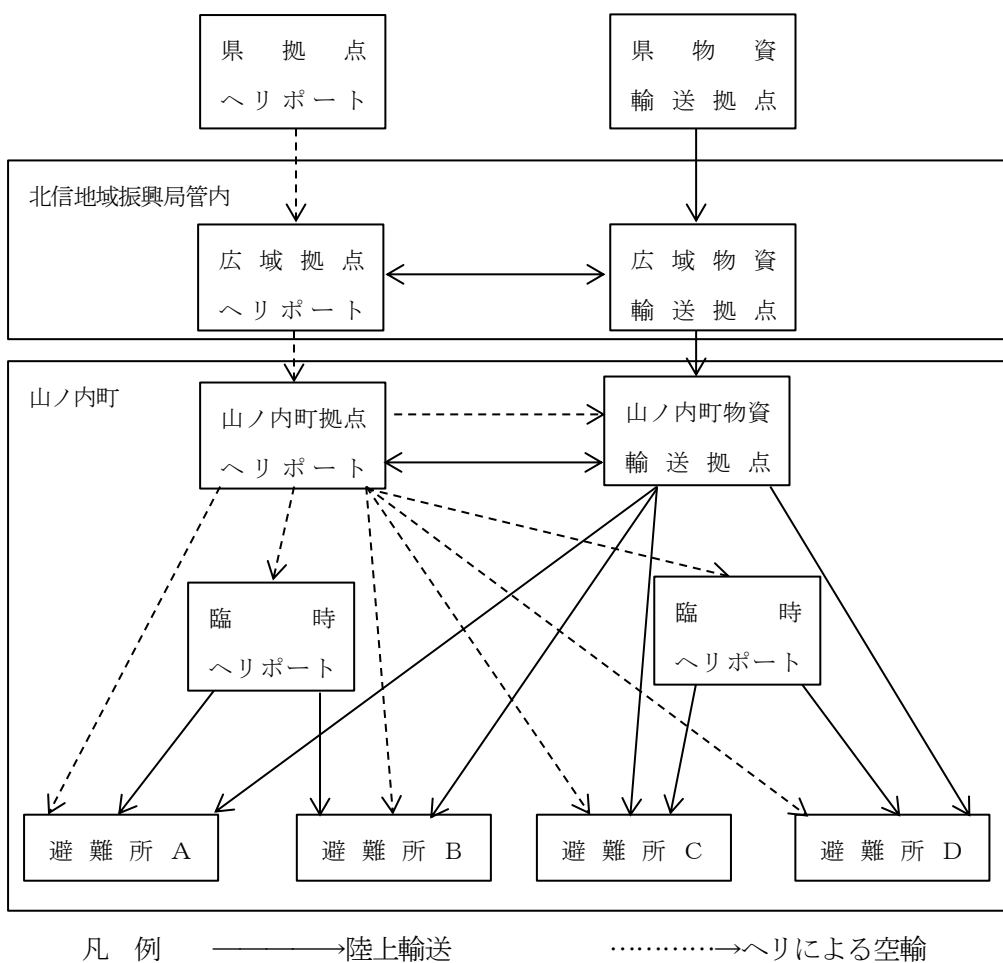
主な取組み

- 1 緊急輸送道路の指定を行い、その確保に努める。
- 2 緊急用ヘリポートの指定を行い、岳南広域消防組合と協力しその確保に努める。
- 3 輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送の概念

緊急輸送の概念は、図2-2-2のとおりとする。

図2-2-2 緊急輸送の概念図



第2 緊急輸送道路の確保計画

1 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画の策定により、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。

なお、選定の条件は、次のとおりとし、この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

- (1) 本町と隣接市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- (3) 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

2 緊急輸送道路の確保

次により、緊急輸送道路の確保に努める。

- (1) 国・県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- (2) 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- (3) 積極的な都市計画の推進により災害に強い道路幅の確保に努める。

第3 緊急用ヘリポートの指定

道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、次により緊急用ヘリポートを選定する。

このヘリポートは、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

1 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に利用できるような広さをもった緊急用ヘリポートで、ヘリコプターによる応急活動の拠点となる。

2 物資輸送拠点

自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

3 住民への周知

拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

第4 輸送体制の整備

県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

- 1 緊急輸送道路の指定にあたり、交通規制等が円滑に実施できるよう、中野警察署、道路管理者等と事前協議を行う。
- 2 旅客・貨物輸送機関の協力を得て、応急対策に必要な車両等の確保を行う。
- 3 物資輸送拠点として、避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所で、支援物資を集積、分類して、各避難所等に輸送できるような施設を選定する。
- 4 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- 5 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点への非常用電源や非常用通信設備の設置、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- 6 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うと共に、町においても事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第5 緊急通行車両の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる町有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。

第10節 障害物の処理計画

災害発生時の円滑な応急対策の実施及び被災者が必要最小限の日常生活が可能となるよう障害物の除去を行う。

主な取組み

- 1 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去に努める。
- 2 除去した障害物の集積場所の確保に努める。

第1 障害物

- 1 洪水、土石流等の災害により日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた土石、木竹等
- 2 河川、道路上の災害応急対策に支障となる木竹、倒壊家屋等
- 3 火山噴火による道路上の火山灰等の噴出物

第2 障害物の除去方法

1 実施方法

障害物の除去は、建設団体等の協力を得て、機械力により効率的に実施する。

2 集積場所

原則として現有施設、町有地を活用する。

一時的に町有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

- (1) 土石、コンクリート、火山灰等一時的に町有の空地等を利用
- (2) 流木竹、木質の建築廃材等北信保健衛生施設組合所有の処理場

第11節 避難収容活動計画

災害の危険から町民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容に関する計画とする。

主な取組み

- 1 避難計画を策定し、避難行動要支援者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図ると共に情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所（以下この節において「避難所等」という。）の確保とその整備を図る。
- 3 罹災者を収容するための応急仮設住宅の供給体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。
- 5 福祉避難所へ緊急避難場所として直接避難する者について事前に申し合わせる。
 - (1)避難行動要支援者で個別避難計画に基づく者とその支援者
 - (2)要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく者とその支援者
 - (3)その他町長が認める者

第1 避難計画

- 1 次の事項に留意して避難計画を作成すると共に、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。なお、町は、避難情報の発令を行う際に、県等に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置を講ずべきことにも留意する。
 - (1) 避難情報の判断基準及び伝達方法
 - (2) 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - (3) 避難所等への経路及び誘導方法
 - (4) 避難所等の開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
 - (5) 避難所等の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持

- イ 避難住民に対する災害情報の伝達
- ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難住民に対する各種相談業務
- オ 感染症感染防止対策

(6) 広域避難地等の整備に関する事項

- ア 収容施設
- イ 給水施設
- ウ 情報伝達施設

(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
- イ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報
 - (エ) 防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、公式 LINE、Lアラート

2 避難所等の町民への周知に努める。

3 迅速な避難情報の発令に努め、避難の実施にあたっては警察官、消防署員等の協力を得て円滑に行う。

4 避難所等としての機能の整備を行う。

5 施設管理者との協議を行い、円滑な避難所等の開設を図る。

6 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得たものはあらかじめ、同意を得ていないものでも、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等に携わる消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備を一層図るものとする。

7 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定すると共に、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 避難所等の整備

避難所等の整備を積極的に実施するため、次のとおり計画する。

- 1 現在指定されている避難所等について、災害の種類ごとに安全度を検討し、必要がある場合は改修及び改修に係る支援等を行う。
- 2 非常用の食料や資機材の備蓄等避難所等としての機能の充実を図る。
 - (1) 小中学校等の主な避難所等に備蓄庫、貯水槽等、必要な施設、設備の整備に努める。
 - (2) 非常用食料については、計画的に備蓄する。
 - (3) 次の資機材について計画的に備蓄する。

毛布などの寝具・仮設トイレ・卓上ガスコンロ・発電機他必要な資機材
 - (4) 備蓄した非常用食料、資機材については、国が運用する物資調達・輸送調整等支援システムに登録し、災害時に円滑に活用できるよう整備する。
- 3 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように体制を整える。

第3 広域避難場所の確保

将来に向けて広域避難場所の確保を図る。

第4 応急仮設住宅の供給体制の整備

- 1 設置場所の候補地、設置可能戸数及び候補地周辺のライフラインを把握し、記録しておく。
- 2 建設団体やプレハブ供給メーカーとの協力体制を整備する。
- 3 利用可能な町営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- 4 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- 5 利用可能な賃貸住宅等の情報の把握と被災者に提供する体制を整備する。

第5 避難道路

- 1 洪水による水災等の避難道路を夜間瀬川沿いについて次のとおり指定する。

町道：穂波大橋上条線・上原川原線・上条湯河原線・湯田中戸狩線・星川湯河原線・横堰星川橋線・立川下川原線・元湯中央通線・東町角間橋線・宮前角間線・湯田中番場沓野線・金倉安代線・安代和合橋線・渋横湯線・宮前天川線・天川線・砂止夜間瀬線（黒川橋上）

県道：宮村湯田中停車場線
- 2 土砂災害等における避難道路を志賀高原内に次のとおり指定する。

国道：292号

県道：県道奥志賀公園線

第6 学校における避難確保計画

浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する場合、水害・土砂災害に対する避難確保計画を作成し避難訓練を実施するものとする。

なお、計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長へ報告するものとする。

避難確保計画に記載すべき事項

- (1) 防災体制に関する事項
- (2) 避難の誘導に関する事項
- (3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 防災教育及び訓練に実施に関する事項
- (5) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第12節 孤立防止対策

本町の地形から災害による孤立地区の発生は否定できないため、他の災害予防計画と調整を図りながら、予防に万全を期す。

主な取組み

- 1 無線等による非常時の通信の確保を図る。
- 2 橋梁等道路網の耐震化を図る。
- 3 孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄を推進する。
- 4 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

第1 孤立予想地域の把握

災害の種類ごとに孤立予想地域の把握に努める。

- 1 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの者、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- 2 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

第2 通信手段の確保

第3節「情報の収集・連絡体制計画」による。

第3 道路網の耐震化

第22節「道路及び橋梁災害予防計画」による。

第4 備蓄の推進

町は、孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮すると共に、孤立が予想される地域の住民に対して、平素から備蓄を行うよう啓発を行う。

第5 指定緊急避難場所の確保

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の指定緊急避難場所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する。また孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

被災者及び災害応急対策従事者等に供給する応急用食料品等を円滑に調達・供給するための計画とする。なお、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

主な取組み

- 1 住民が発災直後から概ね3日間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や県の支援体制の把握や関係業者との協定を締結し調達体制の整備を行うとともに備蓄体制の強化を図る。
- 2 支援体制及び協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第1 調達・供給体制の整備

- 1 県、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、食料品の調達体制を整備する。
- 2 日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、炊き出し等を行う供給体制の整備を図る。
- 3 学校給食センターの活用を図る。
- 4 応急対策が長期間にわたる場合は、民間の給食業者を通じての供給体制について検討する。
- 5 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図るものとする。
- 6 物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄品を登録するとともに、災害時に活用できるよう整備を図る。

第2 食料品の備蓄

- 1 住民自ら概ね3日分の食料品を備蓄するほか、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、人口の5%の2食分程度を目安とし、保存水、フリーズドライ食品等の調理を要しないか、または調理が容易な食品及び乳幼児のためのミルク、離乳食、食物アレルギー対応食品、高齢者介護食品を非常用食料として備蓄を行う。
- 2 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- 3 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行うものとする。
- 4 食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。
- 5 備蓄品目・数量や確保の方法については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、定めるものとする。

第14節 給水計画

災害時においても、給水が実施できるように、災害に強い水道施設の整備を行い、災害の発生に備え、資器材の整備点検を行うものとする。

主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水等の備蓄調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水等の供給体制を確立する。

第1 飲料水等の備蓄調達体制の整備

- 1 水道施設の整備
災害時においても、給水が実施できるように、老朽管の布設替えの促進、配水管の管網化、貯水施設の増量などライフライン施設災害予防計画に基づき山ノ内町公営企業等に、防災対策を要請する。
- 2 生活用水等の確保
 - (1) 町内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
 - (2) 貯水槽、プール等の管理者は特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくよう努める。
- 3 予備水源等の確保
予備水源、予備電源の確保を行う。

第2 飲料水等の供給計画

非常用給水施設、用具の整備を行う。

- 1 給水車の整備及び民間の給水車（タンク）の応援体制の整備
- 2 給水タンク及び非常用給水袋などの整備
- 3 他地区からの応援
長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱（資料 2-7 参照）に基づき応急給水等を要請する。

第3 家庭での飲料水等の確保

町民における飲料水等の備蓄の促進を図る。

- 1 ボトルウォーター等による飲料水の備蓄
- 2 風呂の残り湯の活用による生活用水の確保

3 バケツ、ポリタンク等の給水用具の確保

4 自家用井戸等の維持、確保

第 15 節 下水道施設等災害予防計画

公共下水道施設、特定環境保全公共下水道施設、農業集落排水施設及び浄化槽施設（以下、「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、町民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害においても機能の確保を図れるよう、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保等による復旧体制の確立を図る。

主な取組み

- 1 被災時における、迅速な連絡体制や復旧体制のため、外部団体等との応援体制を整備する。
- 2 下水道施設等の電源及び機器の被災を防ぐため、水密扉の設置、土嚢の備蓄及び非常用発電機等のハード面の整備を図る。
- 3 公共下水道台帳、農業集落排水台帳及び浄化槽台帳（以下「下水道台帳等」という。）の適切な調整等ソフト面の整備を進める。

第 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- 1 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。
- 2 被災時には、関係職員、関係業者、手持資機材だけでは、対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体等との広域応援体制、民間業者との協力体制を確立する。

第 2 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保

被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、可搬式ポンプ等、緊急用・復旧用の資機材の計画的な整備を進める。

第 3 下水道台帳等の整備

下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、下水道台帳等の適切な調整を行い、データの喪失を防ぐため、電子データ及び紙データの多重保管を進め、関係機関等の要望に応じてデータの提供が迅速に行えるようにする。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

被災者に対する被服、寝具等の生活必需品を円滑に調達・供給するための計画とする。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具 (タオルケット・保温マット・毛布等)
- 衣類 (下着・靴下・洋服・子供服等)
- 炊事道具 (なべ、包丁、バケツ、卓上コンロ等の調理器具)
- 身の回り品 (タオル、生理用品・紙オムツ等)
- 食器等 (はし・茶わん・皿・ほ乳びん等)
- 日用品 (石鹸・ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯みがき粉・生理用品・紙おむつ・洗濯バサミ・ハンガー・携帯トイレ・トイレットペーパー等)
- 光熱材料 (ガスボンベ、ストーブ、灯油等)
- 電気設備 (発電機、コードリール、携帯・スマホ充電用のUSB端子、ケーブル、交換アダプタ、投光器、TV、扇風機)

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

主な取組み

- 1 国県及び商工団体等の関係機関・団体と連携をとり、必要な物資の調達・供給体制の整備を図る。
- 2 生活必需品の備蓄を充実させるとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第1 調達・供給体制の整備

- 1 山ノ内町商工会等の商工団体等の協力を得て、生活必需品の調達体制を整備する。
- 2 自治会、ボランティア団体等の協力を得て、物資の供給体制の整備を図る。
- 3 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- 4 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。
- 5 物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄品を登録するとともに、災害時に活用できるよう整備を図る。

第2 生活必需品の備蓄

- 1 毛布などの寝具・仮設トイレ・発電機を計画的に備蓄するよう検討する。

- 2 その他の生活必需品についても、計画的に備蓄するように検討する。
- 3 町民における生活必需品の備蓄の促進を図る。
- 4 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

第 17 節 危険物施設等災害予防計画

風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

主な取組み

- 1 保安管理体制の充実を図る。
- 2 保管場所の把握に努める。
- 3 防災のための教養訓練等自主保安体制の強化を図る。
- 4 危険箇所等の把握に努める。

第1 危険物施設災害予防計画

消防法で定める石油類等の危険物による災害を未然に防止し、災害発生後の被害を軽減するための計画とする。

1 危険物施設の状況

本町にある危険物施設は、資料 3-1 のとおりである。

2 予防対策

(1) 予防査察等

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、次の事項について危険物施設の立入検査等を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び施設の維持管理状況
- イ 危険物の貯蔵・取扱状況
- ウ 危険物管理者等の行うべき保安監督業務実施状況
- エ 危険物の運搬等の方法
- オ 危険物施設周辺の環境整備の状況

(2) 規制及び指導

ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、「腐食のおそれが高い」、「腐食のおそれが特に高い」に該当する施

設には個別に通知し、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ウ 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(3) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(4) 災害予防教育及び訓練の実施

ア 危険物施設管理者、従業員等に対し、保安管理技術の向上を図るため、講習会等を実施する。

イ 危険物安全管理を徹底させるため、組織の育成と活動強化を図り、訓練等を実施する。

(5) 施設、資機材等の整備

ア 危険物火災等に即応するために、化学消火薬剤等の設備、資機材等を備蓄するよう危険物施設の管理者等へ指導を行う。

イ 危険物災害対策用設備、資機材等を確保するため、化学消火薬剤等の備蓄を図ると共に、化学消火薬剤等を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。

(6) 相互応援体制の確立

ア 町及び岳南広域消防本部は、万全の処理能力をもって危険物災害に対処するため必要な施設、設備、資機材等の相互応援体制の確立を図る。

イ 危険物災害に対する自衛体制を強化すると共に、隣接する危険物施設等の間に相互応援に関する協定を締結するよう危険物施設の管理者等へ指導を行う。

第2 その他の危険物施設等の災害予防計画

1 施設の状況

(1) 火薬類製造施設等

(2) 高圧ガス製造施設等

(3) 毒物、劇物保管貯蔵施設

(4) 放射性物質使用施設

2 予防対策

これらの施設に対する直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがあることから本町として、次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

(3) その他の事項は長野県地域防災計画に準じる。

第18節 ライフライン施設災害予防計画

生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業者においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

町としては、各事業者に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくと共に、行政としても協力を行う。

主な取組み

- 1 防災アセスメント等の調査研究資料の提供による早期復旧策検討への協力をを行う。
- 2 事前の連携を密にして、災害時の連絡方法等について取り決める。
- 3 防災上重要な施設からの復旧について取り決める。
- 4 災害時に支障となりえる樹木の事前伐採について、各事業者団体へ協力をを行う。

第1 行政面での協力

- 1 本町の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。
- 2 ライフラインの応急敷設に便利な並木や緑地を計画的に設ける。
- 3 災害時の情報伝達システムを構築する。

第2 事前の連携強化

次の事項について事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。

- 1 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
- 2 防災上重要な施設の優先復旧について

第 19 節 災害広報計画

災害時の住民の的確な防災行動と人身の安定を図るため、迅速かつ正確な広報を実施するための体制の確立を図る。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第1 被災者及び住民等への情報の提供体制

現在、本町で対応可能な手段は次のとおりである。

- 1 広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物の発行配布
- 2 広報車等の機動力による現地広報
- 3 同報系の防災行政無線による広報
- 4 戸別受信機、SUGU メール及び公式 LINE による広報
- 5 緊急速報メールによる広報
- 6 相談窓口の設置
- 7 Lアラート
- 8 ホームページ

第2 広報体制の整備

- 1 被災者及び住民等からの問合せに対する窓口やファックス、パソコン（インターネット）を設置し、専属の職員が対応できるよう体制の整備を検討する。
- 2 町のホームページ、公式 LINE、Lアラート等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の充実強化を図る。
- 3 2 のほか、被災者及び住民等に対してLアラートとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- 4 町は、安否情報の照会・回答手続き及び照会者の範囲・確認方法を検討し、住民への周知を図る。
- 5 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第3 広報文の事前の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定して、判り易い広報文を作成する。

- 1 災害の発生が予知又は予想される場合
- 2 災害が発生した場合
- 3 応急対策活動が実施された場合

第4 住民・報道機関への対応の検討

報道機関への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整えるほか、Lアラートを活用する。

住民からの問い合わせに対しては、専用電話、FAX、インターネットを備えた専用の窓口を設け、職員が専属で対応できる体制を整備する。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

地すべり、山地災害、土石流及びがけ崩れの災害を防止するため、県及び防災関係機関等と協力しながら総合的かつ長期的な対策を実施する。

主な取組み

- 1 県及び防災関係機関と協力しながら、防止工事等の予防措置に努める。
- 2 自主防災組織等の協力を得て、新たな危険箇所の把握に努める。
- 3 平常時の防災パトロールの実施により、災害の未然防止を図る。
- 4 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第1 地すべり防止対策

1 防止対策

地すべり等防止法に基づき、県、防災関係機関等と協力しながら防止工事を早急に実施するよう努める。

2 防災対策

防災関係機関等は地すべりの危険地域の実態把握に努めると共に、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、町民と協力し、防災パトロール、排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

第2 山地災害危険地の災害防止対策

1 防止対策

近年、山地に接近した宅地開発等により、山地災害の危険は増大している。このようなことから、県が行う山地災害危険地区の見直し調査等に基づきながら、危険地の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

2 防災対策

当面の防災対策は、次のとおり。

- (1) 山地災害危険地の周知
- (2) 警戒避難体制の確立

- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及
- (4) 山地災害に配慮した土地利用の誘導

第3 土石流防止対策

1 防止対策

近年、山地災害と同様、林業者の高齢化に伴う山林の荒廃により、土石流による災害の危険は増大している。

土石流危険渓流については、県によって砂防堰堤や流路工の整備、土石流の標示等が計画的に実施されてきている。

町は、県によるこれらの土石流の調査等に基づき、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

2 防災対策

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じると共に、土石流危険渓流を住民に周知する。

また、県における当面の防災対策は次のとおりで、本町としても県に協力し予防対策に努める。

- (1) 土石流発生危険渓流の標示
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

第4 急傾斜地崩壊防止対策

1 防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険地域に指定して、その所有者、管理等に対し必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを指示することになっている。

なお、県の実施する防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難又は不相当と認められるものについては、計画に基づき、防止・防災事業の推進を図っている。

2 防災対策

防災対策は、次のとおり。

- (1) 危険箇所の把握と周知
- (2) 防災パトロールや迅速かつ適切な避難勧告等の実施のための警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

第5 土砂災害警戒区域の対策

- 1 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - (2) 勧告による移転者または移転を希望する者への支援及び相談窓口の確保
- 2 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。
 - (2) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第 21 節 防災都市計画

建物の不燃化の推進、延焼遮断帯や公園整備など防災空間の整備拡大により、都市施設の立地条件、その配置や構造上の問題に係る諸要素について防災化を図る。

主な取組み

- 1 町の第 6 次総合計画をはじめ、各種の計画、施設整備事業に防災対策を取り込み、総合的な防災化の推進を図る。
- 2 防火・準防火地域の指定を受けるなど、建築基準法等関係法令の適正な活用により、建物の不燃化の推進を図る。
- 3 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備の推進を図る。

第1 建物の不燃化、耐震化の推進

現在の建物の構造上の安全性は、建築基準法等の関係法令により最低限の基準が定められている。

建物の不燃化や環境の整備に努め一層の建物の不燃化、耐震化の推進を図る。

1 建物の不燃化の推進

避難所等防災拠点を中心にその周辺から優先的に不燃化を進める。

都市計画の改定の際は、建築物の不燃化の推進について検討を加える。

なお、調査等により、これによって延焼危険性が高いと判定された地域については、防火・準防火地域に指定することを検討する。

2 耐震化の推進

阪神・淡路大震災では、現行の建築基準法に基づく耐震基準は、一定の成果が得られたと評価された反面、昭和 56 年の建築基準法の改正前の基準によって建築された建物は、耐震化のための改修が必要とされている。特に病院、集会所等の不特定又は多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修に関する法律により耐震診断が義務付けられており、その診断に基づき耐震化の推進を図る。

特定既存耐震不適格建築物以外の一般の建物についても、これに準じた耐震化に向けた取り組みを行う。

第2 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

1 延焼遮断帯の整備

「延焼遮断帯」とは、市街地の大火を防止するために配置された延焼を防ぐ効果のある道路、鉄道、河川、緑地、耐火建築物群などをいう。

今後も、次により計画的な整備を図る。

(1) 保全修復型延焼遮断帯の整備

現存する道路、河川、広域緑地等と不燃性樹木、不燃構造物等の組み合わせによって、延焼遮断効果を持たせるようにする。

(2) 計画・誘導型延焼遮断帯の整備

土地利用の調整、面整備、沿道の不燃化等により延焼遮断帯を計画的に整備する。

2 公園整備の推進

公園は、災害時の避難場所、仮設住宅用地、災害の緩衝帯等にもなるので、計画的に整備すると共に防災機能を持たせるように努める。

3 緑地・農地の保全

本町には広い農地があり、これらは災害緩衝機能をもつ空間である。また、市街地にある農地や緑地は、火災の延焼防止効果を持つものであるから、良好な都市環境と災害危険の低減のため、計画的な土地行政により緑地・農地の保全を積極的に推進する。

4 防災緩衝帯（防災緑地網）の整備

延焼遮断帯のほか、市街地周辺の災害要因と市街地を画するため、次にあげる防災緩衝帯（防災緑地網）の整備に努める。

(1) 土砂災害（地すべり、斜面崩壊、土石流）対策の防災緩衝帯

(2) 水害対策の防災緩衝帯

第 22 節 建築物災害予防計画

建築物の防災性を高め、災害から住民の生命、財産の保護及び円滑な応急対策を実施するための予防対策を講ずる。

主な取組み

- 1 防災上重要な拠点ともなる公共施設の予防対策を実施する。
- 2 一般建築物の防災性を高めるための指導に努める。

第1 社会公共施設の災害予防

社会公共施設は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

町は、管理する施設のうち防災上重要な施設について、火災及び台風等の災害に対する建物の不燃堅ろう化を図るものとする。また、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

このため、これらの施設の防災性を向上させることは、発災時の被害の軽減とその後の応急対策の実施に大きく影響するため、計画的な予防対策が必要である。

1 公共施設の点検・改修の実施

- (1) 施設等の管理者は、がけ崩れや堤防決壊による被害を受けないかなど、施設の立地条件を考慮し、防災対策に努める。
- (2) 屋根材、看板等の飛散、落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

2 施設の防災体制の整備

施設等の管理者は、利用者等の安全を確保するため、施設の防災計画を定め防災体制を整備する。

3 施設の安全性確保

- (1) 施設を新築、改築等する場合は、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。
- (2) 点検等により改築、改修が必要な施設は、計画的な実施ができるよう努める。

第2 一般建築物の災害予防

建物への被害は、住民の安全の確保はもとより、災害復旧に大きな影響を与えるので、積極的な予防対策に努める。

- 1 県及び関係機関と協力し、建築基準法及び関係法令による建物の安全性の確保を図る。

- 2 老朽建物については、その補強方法の紹介や改築の奨励を行う。
- 3 建築時の地形・地盤等の立地条件に注意し、特に耐震・耐火性の建築にすることを推奨する。
- 4 屋根材、看板等の飛散、落下防止のための指導及び啓発を行う。

第3 文化財の災害予防

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

これら文化遺産の伝承を全うするため、その防災対策を講ずる。

1 全般的な対策の推進

県及び関係機関の協力を得ながら、文化財の保護対策を推進する。

- (1) 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図る。
- (2) 文化財の所有者、管理者に対する管理保護について、指導と助言を行う。
- (3) 防災施設の設置事業の推進とそれに対する助成措置の活用を図る。

2 予防対策

文化財の所有者、管理者に対し、防災対策の徹底を期すよう指導する。

(1) 防災体制の確立

- ア 災害に対する管理体制の整備
- イ 災害に備えた環境の整備
- ウ 火気の使用及び危険物等の持込みの禁止
- エ 自衛組織の整備とその訓練の実施

(2) 防災施設等の整備

- ア 消火器、自動火災報知設備、等の消防用設備の整備
- イ 避雷装置、防火壁、その他の設備の整備

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

道路は避難路や物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、その機能を確保するための予防対策を講ずる。

主な取組み

- 1 主要な道路の整備促進を図る。
- 2 既存道路については、道路改良や法面保護等により防災対策を進める。

第1 道路及び橋梁の災害予防

- 1 主要な道路の整備
計画的な主要な道路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。
- 2 既存道路の対策
道路改良、法面保護等を計画的に行う。
橋梁についても、永久橋への架け替え、長寿命化修繕計画に基づく長寿命化対策を計画的に行う。
緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路、または孤立化防止のための山間部等の幹線道路については、優先的に対処する。

第2 農道・林道及び橋梁の災害予防

- 次により予防対策に努める。
- 1 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。
 - 2 必要に応じ道路改良等を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

第3 関係団体との協力体制の整備

国及び県の道路管理者等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第4 危険防止のための事前規制

気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、中野警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

第24節 河川施設等災害予防計画

洪水等の災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川改修等の予防対策を進める。

主な取組み

- 1 国・県と連携を図り、計画的な河川改修の実施を要望する。
- 2 北信建設事務所等の関係機関の協力を得て、危険箇所の把握に努める。
- 3 中小河川の整備を計画的に進める。
- 4 適正なダム・水門等管理を行い災害予防に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第1 河川改修

1 一級河川の河川改修

本町域にある一級河川は12河川である。これらの河川は北信建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められているが、より一層の河川改修の実施を要望する。

2 準用河川・普通河川の河川改修

町管理の準用河川は19河川である。これらの河川及び普通河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

第2 流域治水対策

市街地に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広くなるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすようになってきている。

今後も、都市化の進展に伴い農地が減少し、その保水機能の低下から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。

1 水門等の管理体制整備

水利組合、地元の管理団体と連携し、水門等の管理体制をするとともに、適正な管理による水害予防に努める。

2 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制していくため、長期的視野に立った治水対策の検討を行う。

- (1) 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討
- (2) 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設推進

第3 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第4 浸水想定区域内の災害予防

- 1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・住所等及び施設に対する避難情報の伝達方法を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成を支援する。
- 2 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第25節 ため池災害予防計画

豪雨によるため池の災害は、ため池自体の被害のほか、農業関係にとどまらず、公共施設、人家等にも及ぶため、適正な管理を行い災害予防に努めるものとする。

主な取組み

- 1 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。
- 2 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ハザードマップの作成と公表により、住民等にわかりやすい防災情報を提供する。
- 3 地元管理団体は、施設機能の適切な維持・補強に向けた対策を行うとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の同意を得たうえで、廃止を推進する。

第1 現状の把握

ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

第2 定期的な点検調査の実施等

- 1 「ため池管理マニュアル」を用いて堤体の沈下、クラック、漏水等の目視による監視のほか、必要に応じボーリング調査等により、異常の発見に努める。
- 2 ため池管理者等関係機関との緊急連絡網を作成する。
- 3 気象情報等により災害の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- 4 ハザードマップを作成し、住民等への周知を図るものとする。

第3 応急資材の準備

必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

第4 管理団体等の協力体制の整備

地元の管理団体と協力し、災害の予防措置等を取り決めておく。

第26節 農林水産物災害予防計画

複雑な地勢と気象条件、水質環境にある農林水産業は、絶えず災害におびやかされているが、これを未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。

主な取組み

- 1 円滑な農林水産業者等への気象情報の伝達を実施する。
- 2 県及び農林漁業団体との連携を図り、気象条件に対応した技術指導に努める。
- 3 災害予防のための観測体制の構築、強化を図る。

第1 農産物災害予防計画

- 1 北信農業農村支援センター、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、農業者等に対し、気象情報の伝達、気象条件に対応した技術指導及び予防技術対策の周知徹底を図る。
- 2 農産物を凍霜害から未然に防止するため、長野地方気象台が発表する霜注意報を受けて町からも情報提供を行う。

第2 林産物災害予防計画

- 1 適正な森林管理は保水機能の確保や山地災害の防止等防災機能を果たすため、県、北信州森林組合等関係機関・団体等と連携し、山ノ内町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- 2 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第3 水産物災害予防計画

養殖漁業に対する被害は、洪水等による養殖魚の流失、濁水によるへい死が考えられるため、県、養殖業者等の関係機関・団体等と連携し、災害の予防に努める。

第27節 二次災害の予防計画

災害発生時には、二次災害の危険性の有無について、迅速かつ適確に調査を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するよう努める。

主な取組み

- 1 危険地域の改良、改修及び危険物施設の保安体制の充実を図る。
- 2 危険地域や危険物施設等の現状把握に努める。

第1 建築物に係る二次災害予防対策

危険家屋の把握に努め、応急危険度判定士等の協力を得て、建物倒壊による二次災害の防止を図る。

第2 道路・橋梁等に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険箇所や点検すべき箇所を把握し、北信建設事務所等の関係機関の協力を得て、落石、落橋等の二次災害の防止を図る。

第3 危険物施設等に係る二次災害予防対策

1 予防対策

危険物等による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と協力し、次の事項について施設の立入検査を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物施設等の位置、構造及び施設の維持管理状況
- (2) 危険物等の貯蔵、取扱状況
- (3) 危険物施設等の周辺の環境整備状況

2 施設、資機材の整備

危険物施設等の所有者、管理者は、二次災害に即応するための設備の整備、資機材等の備蓄を図ると共に、保安体制の強化に努めるよう指導する。

第4 河川施設に係る二次災害予防対策

北信建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
- 2 倒木の流失による二次災害の防止

第5 山間地等における二次災害予防対策

北信建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- 2 溪流における土石流や火山噴出物の堆積による泥流の防止
- 3 倒木の流失による二次災害の防止

第 28 節 防災知識普及計画

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、町及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

主な取組み

1 防災広報の充実を図る

防災諸活動の成果をあげるためには、関係職員及び町民に対して防災知識の高揚を推進し、理解と協力を得る。

2 町職員に対する教育活動を実施する

すべての町職員はそれぞれの立場において、町民の生命、身体及び財産を災害から守る責任を有している。そこで、町職員の防災に関する知識を高めるために教育活動を実施する。

3 「防災の日」等への取組みを強化する

毎年9月1日の「防災の日」を中心として、その前後の8月30日から9月5日までを「防災週間」として、また、阪神・淡路大震災を契機として1月17日を「防災とボランティアの日」と、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」として、国、県、町及び防災関係機関等が実施主体となり、災害に対する備えを一層充実強化するため、防災に関する各種の行事を実施する。

第1 防災広報

防災についての周知徹底を行うために、本町の常時行う広報活動のほか、講習会の開催及び防災関係機関への協力等により防災知識の普及を図る。

1 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。

2 町広報紙等の印刷物による防災知識の普及

町内全世帯に配布する町広報紙等を通じて、町民の防災知識の周知徹底を図る。

3 防災マップの配布

防災関係の諸情報の掲載された防災マップを作成、配布し、住民の防災についての関心を高める。

4 映画、スライド、展覧会等の開催による防災知識の普及及び災害教訓の伝承

防災に関する映画会・展覧会の開催等を広く行い、防災知識の向上及び普及を図る共に、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

5 児童及び生徒に対する教育並びに指導

「子供を災害から守る」ことを重点目標として、地震や水害及びこれに係る災害等について教育指導を実施するため、防災に関する副読本を作成し、学校教育の中で防災をとり上げることなどを検討する。

6 広報の内容

(1) 地域防災計画概要

(2) 災害予防

- ア 家屋や塀の耐震化の促進に関して
- イ 家具類の転倒、落下防止措置に関して
- ウ 火気使用器具の点検整備及び火気管理に関して
- エ 消火器・消火用水の準備に関して
- オ 非常用飲料水・食料の準備に関して
- カ 救急医薬品の準備に関して
- キ 生活必需品及び防災用品の準備に関して
- ク 防災講習会・訓練への参加に関して
- ケ 家庭内での防災についての話し合いに関して
- コ 自主防災組織への積極的な参加に関して
- サ 指定避難場所の確認及び避難方法に関して

(3) 災害時の心得

- ア 地震情報及び県、町、消防署、警察署等の防災関係機関からの情報の入手に関して
- イ 火の始末に関して
- ウ あわてて外へとびださず、丈夫な机等に身を寄せるなどの応急対応に関して
- エ 心の落ち着きと冷静な判断に関して
- オ 非常時における出入口の確保に関して
- カ 出火防止及び初期消火に関して
- キ がけ崩れ・地すべり、土石流等に関する注意事項に関して

- ク 出水等に関する注意事項に関して
- ケ 住民相互の協力体制に関して
- コ 秩序の遵守と衛生に関して
- サ 電話・自動車の利用自粛に関して
- シ 幼児・児童・老人・身体障がい者・病弱者等の要配慮者の安全確保に関して
- ス 男女のニーズの違いに対する配慮に関して
- セ 生活物資の買い急ぎ及び預貯金の引出しの自粛に関して
- ソ 避難する際の注意事項に関して
- タ 帰宅困難者に対する一斉帰宅抑制の基本原則や安否確認手段に関して

第2 町職員の研修

1 集合教育

職員の多数が集合する機会を利用して、防災に関する教育を行う。

2 職場教育

職場教育では、一般的及び共通的な防災知識の教育を行うと共に、それぞれの職場に合った教育を実施する。

第3 「防災の日」等の利活用

町は、過去の災害からその教訓を踏まえて、防災に対する住民の意識の高揚を図るため、防災訓練はもとより、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの協力を得て、積極的な広報活動を行う。

第29節 防災訓練計画

この計画は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するために、防災関係機関の連携、相互連絡協調体制及び地域住民が連携した協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練と各個別訓練を実施し、有事に際して即応できる体制を確立すると共に、防災思想、防災知識の普及を図り防災体制の万全を期する計画とする。

主な取組み

- 1 防災訓練を毎年実施し、防災思想、防災知識の普及を図る。
- 2 総合防災訓練を毎年「防災週間」に実施するとともに自主防災組織による訓練等の実施を促す。
- 3 隣接市町村と協力し、広域総合防災訓練を実施し相互応援協力体制の確立を図る。

第1 本町の実施する防災訓練

1 訓練の方針

本町の防災訓練は、災害時における消防活動、水防活動、救急救助活動、通信連絡、避難誘導等の応急対策の効果的方策を検討し、防災関係機関合同により、具体的計画をもとに実践的な防災訓練を実施する。特に、住民、事業所、学校等に参加を求め、災害時における初期消火、避難、応急手当など身をもって体験できるように努める。

また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の風水害等発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

防災訓練の方針は、次のとおりである。

- (1) 災害情報の伝達及び広報体制の確立
- (2) 地震の際の行動と処理の徹底
- (3) 家庭における非常用物資の備蓄啓発
- (4) 防災組織による実践活動の推進及び指導
- (5) 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- (6) 本町及び防災関係機関の連携活動の強化
- (7) 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- (8) 国、指定地方行政機関及び公共機関等との協力体制の強化

2 訓練項目

訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにすると共に、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うものとする。

(1) 予知対応型訓練

- ア 事前広報訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 非常招集訓練
- エ 災害対策本部設置訓練
- オ 警備訓練

(2) 発災対応型訓練

- ア 災害対策本部設置訓練
- イ 情報受伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 火災出動訓練
- オ 住民の防災組織活動訓練（初期消火、応急救護等）
- カ 救援、救護訓練（給食、給水、避難所開設等）
- キ 生活関連施設の応急・復旧訓練（電力、通信、水道、仮設住宅等）
- ク 救出救助活動訓練

3 防災訓練実施上の注意事項

- (1) 訓練実施場所は、平坦で障害物がないところを選定する。
- (2) 訓練参加者の服装及び履物については、訓練にふさわしいものを着用する。
- (3) 資器材を使用する訓練にあつては、十分な点検整備を行い、点検不備による事故発生防止をする。
- (4) 正しい技術等習得するため、消防機関の指導を受ける。
- (5) 消防訓練等身体を動かす場合には、事前に十分な準備運動をする。
- (6) 効果的な訓練を実施するため訓練計画を作成し、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うと共に、次回の訓練に反映させるよう努める。
- (7) マンネリ化防止のため、新しい工夫をする。
- (8) 避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

第2 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県の分担と町の分担を互いに調整し、連携して訓練を行う。

第3 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織は、各々が策定する地区防災計画に基づき訓練を実施し、町は必要に応じて協

力するものとする。

第30節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備すると共に、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。

主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第1 災害廃棄物の発生への対応

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地を指定し広域処理体制の充実に努めるものとする。

第2 データの保存とバックアップ

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくと共に、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

保存すべきデータには、概ね次のようなものがある。

- 1 所管施設の設計図、構造図等
- 2 公図等の写
- 3 住民情報等のコンピュータデータ

第3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備

- 1 災害復旧用材の備蓄

災害発生後の復興のため、農林水産省（林野庁）は国有林材（素材）を備蓄しており、中部森林管理局においても必要数量を備蓄している。

- 2 供給体制の整備

県とともに供給体制の整備に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第 31 節 自主防災組織の育成に関する計画

大規模な災害の場合、町及び防災関係機関のみでの対応は不可能であり被害を最小限に食い止めるため、自主防災組織の充実強化と連携に努め災害に備える。

主な取組み

- 1 自主防災組織の充実強化を図る。
- 2 自主防災組織での防災資機材の備蓄を図る。
- 3 リーダーに対する研修等の実施等、組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 自主防災組織相互の応援体制の確立のための助言を行う。
- 5 地域支え合いマップの作成支援を行う。

第1 自主防災組織の充実強化

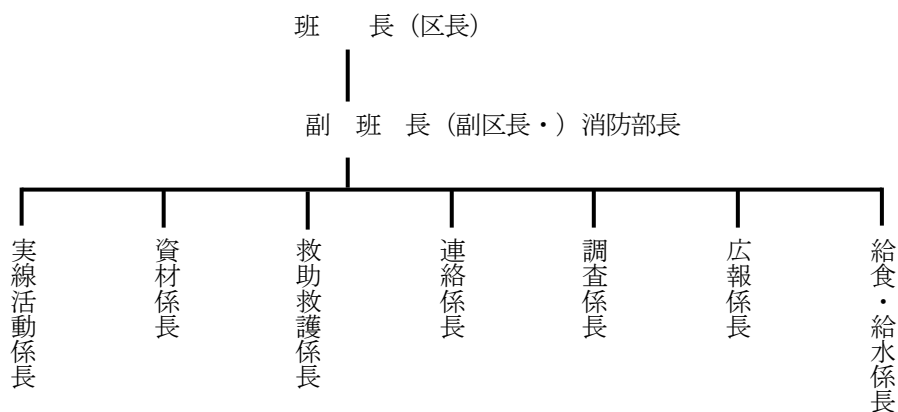
自主防災組織の充実強化を図る。

1 自主防災組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成とし、おおむね次の事項について定める。

- (1) 組織の名称
- (2) 規約又は要綱
- (3) 事業の内容
- (4) 任務分担及び責任者

編成例



2 自主防災組織の活動形態

自主防災組織の活動形態は次のとおりとなっている。

平常時	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動 2 地域に適応した自主的な訓練の実施 3 火気使用器具等の点検 4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認） 5 防災資機材の備蓄 6 家庭の防災会議の実施
災害時	1 情報の収集・伝達 2 出火防止及び初期消火 3 避難誘導 4 救出・救護 5 食料・飲料水の確保及び調達

第2 活動環境の整備

1 防災資機材の備蓄

組織された自主防災組織の強化のため、防災資機材の購入に対しての補助制度の充実を図る。

2 活動に対する補助

自主防災組織における訓練の実施、講習会の開催及び防災士資格の取得等に対する経費、組織の活性化のための補助制度の充実を図る。

3 組織の活性化

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施すると共に、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

第3 自主防災組織の手引の活用

自主防災組織に関しては、総務省消防庁発行の「自主防災組織の手引」を参考とする。

第4 各防災組織相互の連携

自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。また、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第32節 地区防災計画

災害の規模や種類によっては、行政による対応に限界があり、そのため自助・共助に基づく地域レベルの防災活動の推進が求められている。このため、地区居住者等が共同して、地区防災計画を作成し、町防災会議に対し、地域防災計画（以下この節において「本計画」という。）に地区防災計画を定めることを提案することができる。

主な取組み

- 1 各地区居住者は共同して地区防災計画の作成を行うことができる。
- 2 各地区居住者は、町防災会議に対し、地区防災計画の素案を提案することができる。
- 3 町防災会議は、提案が行われたときは計画案の内容を精査し、本計画に定めるかどうかの判断を行う。
- 4 本計画に地区防災計画が定められた場合には、地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努める。

第1 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）について定めることができる。

第2 地区防災計画の提案

地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この際、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

第3 町防災会議による判断

町防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を精査し本計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めなければならない。

また、判断の結果、本計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なくその旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

第4 地区防災計画の実施

本計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第33節 ボランティア活動の環境整備

風水害による被害の状況や規模によっては、町及び防災関係機関の職員だけではその応急対策に対応できないことが予想される。このため、市町村間の災害時応援協定の締結も行われているが、発災直後のマンパワーによる応急対策は、ボランティアに依存する部分も多い。

よって、平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時の迅速かつ円滑なボランティア活動を実施するための環境や体制の整備を行う。

主な取組み

- 1 山ノ内町社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動の環境整備を進める。
- 2 ボランティア受入体制の整備を行う。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。
- 4 ボランティア団体間の連携を図る。

第1 ボランティア活動の現状

本町におけるボランティア活動の現状は、山ノ内町住民活動センター運営委員会が中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。

第2 活動拠点

つつみ住民活動センターにボランティアセンターを置き、災害時もこの施設を活動拠点とし受入体制等の整備を図る。

つつみ住民活動センターの概要

所在地 山ノ内町大字平穏 3252 番地 5

電 話 0269-33-2810

第3 防災ボランティアの事前登録等

山ノ内町社会福祉協議会の協力を得て、防災ボランティアの育成及び事前登録を行う。

第4 ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本町におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第5 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。町は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

第 34 節 防災対策に関する財政措置計画

町は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

主な取組み

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害対策基金の積立てについて検討を行う。

第1 財政措置

町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と協力して地域防災計画を作成し、実施を推進する責務を有する。このため地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効適切な財政措置を実施するよう努める。財政措置としては、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに、防火水槽等の防災施設の整備については継続的に予算化しているが、さらに予防措置の徹底を期するため、可能な限り必要な財政措置に努める。
- (2) 災害に備える資材及び器材の備蓄に関しては予算化を行い、実施してきたが今後、さらにこれを推進するため、必要な財政措置に努める。
- (3) 防災訓練及び防災知識の普及等に要する経費については、年度計画に基づき必要な財政措置を行う。
- (4) 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等については、予算化が行われてきたが、今後とも、その他防災関連施設・機器の整備を含め、一層の整備を図るための財政措置に努める。

2 災害応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、小規模被害については既決予算及び予備費の充用等により暫定措置を行うものとし、大規模な被害については臨時町議会を招集し必要な財政措置を行う。

3 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらずその後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとし、災害復旧に要する財政措置は次により行う。

- (1) 諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定す

る。

- (2) 国庫補助、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請する。
- (3) 補助金及び起債の対象事業は、その特定財源決定後に財政措置を行い、工事に着手するが、緊急に災害復旧を必要とする場合は、特定財源の決定前に着手する場合もあるので、関係機関と充分協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行い、歳入欠陥のないよう留意する。
- (4) 町単独事業については、災害復旧方法等を充分審議し、効率的な災害復旧計画を樹立し、財政負担の軽減に努める。
- (5) 災害復旧に要する予算措置は、災害応急対策と同様、原則として次期又は臨時町議会を招集し、予算措置を行う。

第2 山ノ内町財政調整基金

災害対策基本法第 101 条の規定により、災害対策基金を積み立てなければならないとされているため、財政事情を勘案し、剰余金を積極的に積立て、災害対策基金に位置付けるものとする。

山ノ内町財政調整基金

名称	目的	使途
山ノ内町財政調整基金	町財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費

第 35 節 災害対策に関する調査研究及び観測

台風集中豪雨等の風水害は、日本各地で毎年のように発生し、県内にも被害をもたらしており時には甚大な被害が発生している。

町内には全国屈指の地すべり地帯が存在し、豪雨災害時等を誘引に大規模かつ急激な地すべり災害が発生する可能性がある。

既に国、県、各市町村でも気象等風水害に関する様々な調査研究がなされているが、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は多様化しているため、県、町、各機関が連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策を図るものとする。

主な取組み

- 1 防災上問題となる事項の専門的調査研究及び防災アセスメントを実施する。
- 2 防災に関する刊行物及び情報等の収集・整理に努める。
- 3 防災対策に関する調査を実施する。

第1 防災上問題となる事項の専門的調査研究

次の事項について、専門的調査を実施するよう努め、防災アセスメントのための基礎資料とする。

- 1 洪水
- 2 地震
- 3 液状化
- 4 地すべり、斜面崩壊、土石流
- 5 火山噴火

第2 防災アセスメントの実施と地域防災カルテの作成

災害の危険性を地域の実状にあわせ的確に把握するため、防災アセスメントをできるだけ速やかに実施するよう努める。

また、防災アセスメントの成果をもとに防災マップ、地域防災カルテ等も作成する。

第3 データの集積

- 1 国、県が行う観測施設の設置、調査研究に積極的に協力し、町内のデータの集積に努める。
- 2 テレメーター等の観測データの整理分析を行う。

- 3 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被害状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

第4 防災に関する刊行物及び情報等の収集・整理

防災に関する学術刊行物等については、随時、収集整理に努める。また、科学技術は日々進歩し、特に、今日の情報通信分野での進歩はめざましいものがある。これらの技術の防災行政への活用の検討を進める。

- 1 インターネット及び市内LANの活用
- 2 住民情報とリンクさせたGIS（地図情報システム）の導入
- 3 防災面でのマルチメディアの活用

第36節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

主な取り組み

- 1 県、町、関係機関、観光施設の管理者及び自主防災組織は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備などの防災環境づくりに努める。

第1 観光地での観光客の安全確保

- 1 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- 2 それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

第2 外国人旅行者の安全確保策

- 1 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- 2 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- 3 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

実施担当部：危機管理部

風水害については、防災気象情報や河川の観測データ等を活用することで、災害の危険性をある程度予測できる。このため、迅速な判断による災害の未然防止活動や、円滑な災害応急活動を実施するための災害発生直前活動が重要となる。特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

主な活動

- 1 防災気象情報等を住民に迅速に伝達する。
- 2 避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき避難情報の情報を住民に迅速に伝達する。
- 3 適切な避難誘導を実施する。
- 4 災害の未然防止活動を行う。

第1 災害発生前の防災気象情報等の伝達

1 実施責任者

危機管理課長は、防災気象情報及び指示事項を収受したときは、関係各課に速やかに伝達する。また、テレビ・ラジオ放送等により気象状況を常に把握し、防災気象情報等の補填に努めるものとする。

なお、周知に当たっては、町防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メールで、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

2 防災気象情報の種類

(1) 気象庁が行うもの

ア 防災気象情報

表2-3-2に示すとおりである。

イ 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、刻々と変化する異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時発表される。

ウ 火災気象通報

気象状況が火災予防上危険であるときに、県知事に通報されるものであり、具体的には次の場合に実施される。ただし、乾燥注意報及び強風注意報又は暴風警報が発表された場合は、これらの注意報等の発表をもって火災気象通報が行われたものとみなす。

(ア) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が40%以下となり、最大風速が7m/秒を越える見込みのとき。

(イ) 平均風速10m/秒以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は、通報しないこともある。)

(2) 県知事が行うもの

降雨等によって、夜間瀬川の水位（星川水位観測所）が水防団待機水位 0.6mに達した場合、氾濫注意水位 1.3mに達した場合、避難判断水位 1.4mに達した場合、氾濫危険水位 1.8mに達した場合について、水防警報が発表される。

(3) 町長が行うもの

火災気象通報を受受したときで必要と認められるときは、火災警報を発表する。

3 実施方法

(1) 伝達手段

ア 庁舎内においては、庁内放送

イ 住民に伝達する必要があるときは、本章第 24 節「災害広報活動」に基づく広報

(2) 伝達内容

ア 気象警報・注意報・特別警報等の内容

イ 措置すべき事項の概要

ウ 留意すべき情報の伝達方法等

第2 避難誘導対策

風水害の発生のおそれがある場合には、気象情報等に十分注意し、危険箇所等の警戒活動を行うとともに、いつでも避難誘導活動を実施できるよう準備する。

1 避難情報を発令する場合は、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て指定緊急避難場所とすることができる。

2 避難情報の伝達は、あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行う。

3 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、氾濫想定区域、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難情報の発令を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者、歩行が困難な者等の避難行動要支援者を優先して行き、要配慮者に対して配慮するよう努めなければならない。（本章第 12 節 「避難収容及び情報提供活動」参照）

気象庁警戒レベル相当情報から、災害発生の危険性があると判断した場合は、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、避難支援等関係者の協力を得て避難誘導活動を実施する。

4 住民に対する避難勧告等の発令にあたっては、町防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、広報車、緊急速報メール、Lアラート等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。

- 6 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者に対し、屋内での待避その他の室内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。
- 7 町長は、避難情報を発令し指定緊急避難場所を開設したときは、速やかにその旨を県知事に報告しなければならない。
- 8 避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

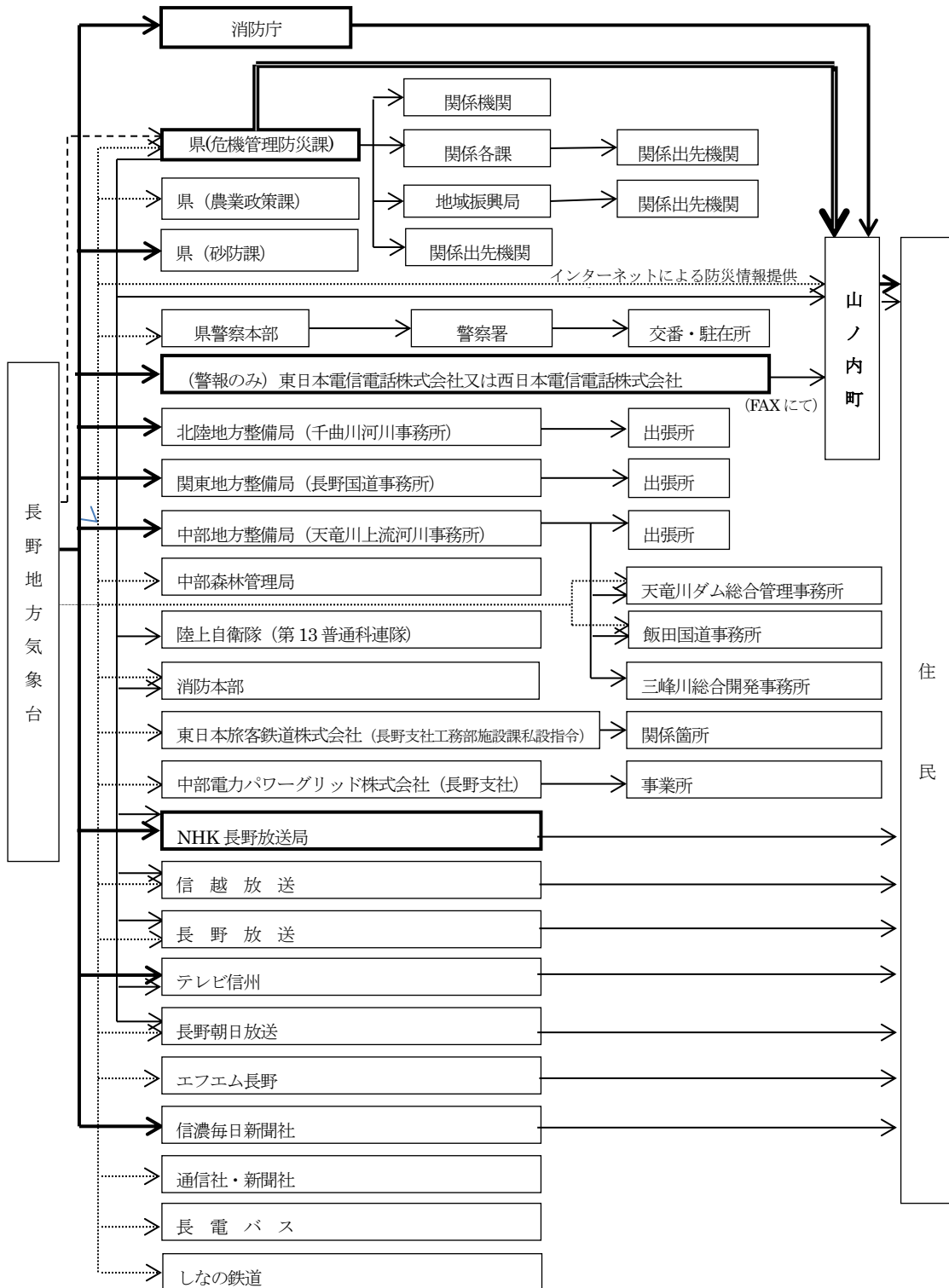
第3 災害の未然防止対策

町長は、災害未然防止活動を実施するとともに、危険箇所等の巡視や事前準備として次に掲げる各施設の緊急点検や円滑な応急復旧体制へ移行するための確認を行う。

- 1 職員への待機命令等動員体制の事前準備
- 2 防災行政無線、緊急車両等防災用設備・機材の点検
- 3 指定緊急避難場所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施
- 4 円滑な応急対策実施のための各部分掌事務の再確認
- 5 本章第3節「非常参集職員の活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

図2-3-1 伝達系統図

1 防災気象情報等の流れ



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。

注3 その伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。

注4 二重枠で囲われている機関は、気象業務法施工令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注5 太実線矢印は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。

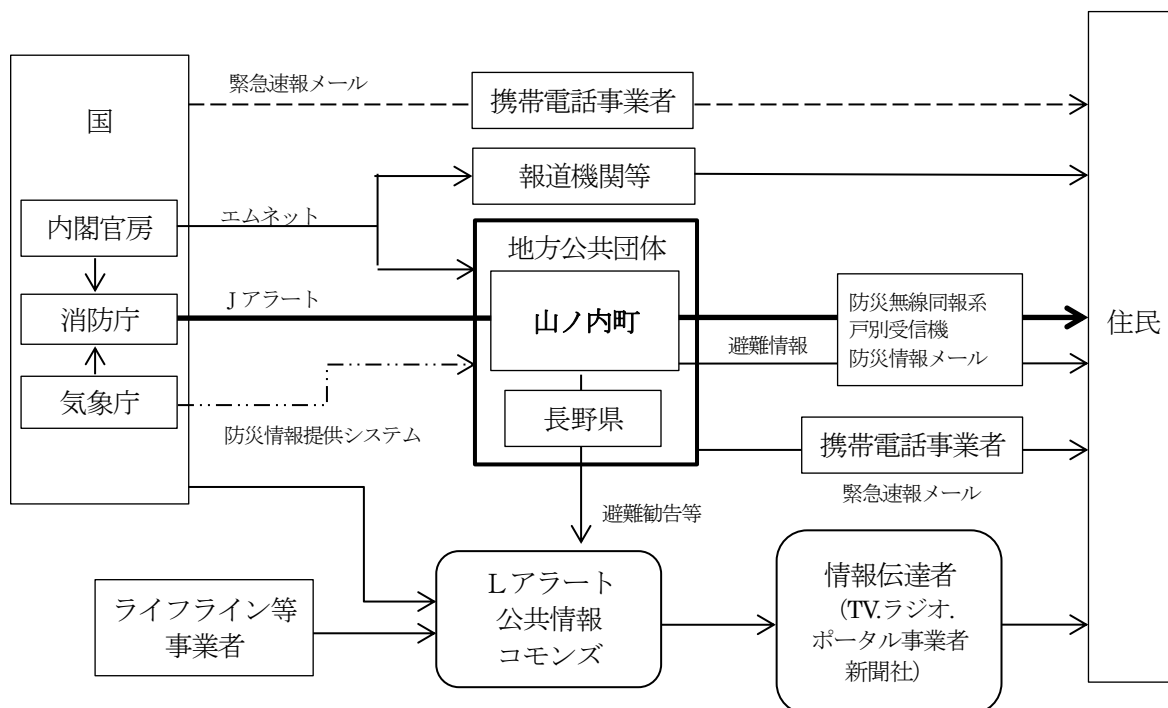
注6 波線矢印はインターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。

注7 太波線矢印は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。

※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

注8 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

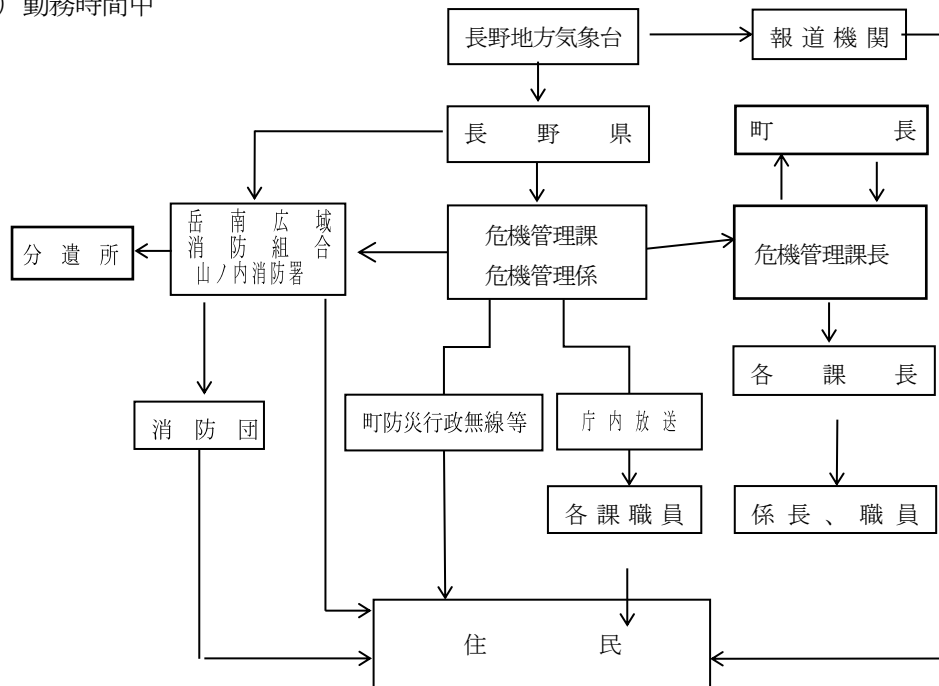
2 全国瞬時警報システム等による緊急災害情報の流れ



- Jアラート：対処に時間的余裕のない緊急事態の発生を住民に伝え、迅速な避難行動を促すことを目的とする情報伝達システム（全国瞬時警報システム）
- エムネット：官邸から関係機関に緊急情報（弾道ミサイル等国民保護情報）迅速に伝達するための一斉送信システム
- Lアラート：災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤（災害情報共有システム）

3 伝達系統図

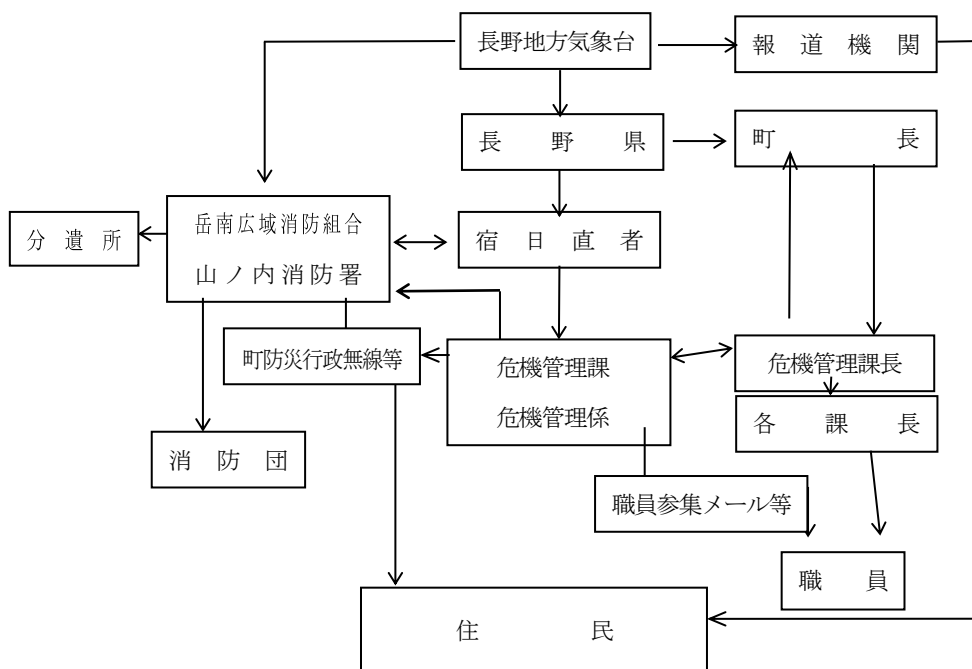
(1) 勤務時間中



※ 多重化・多様化した方法により住民及び職員に周知する。

※ 災害対策本部設置前の伝達系統とする。

(2) 勤務時間外



※ 災害対策本部設置前の伝達系統とする。

(3) 災害及び事故発生時連絡系統図

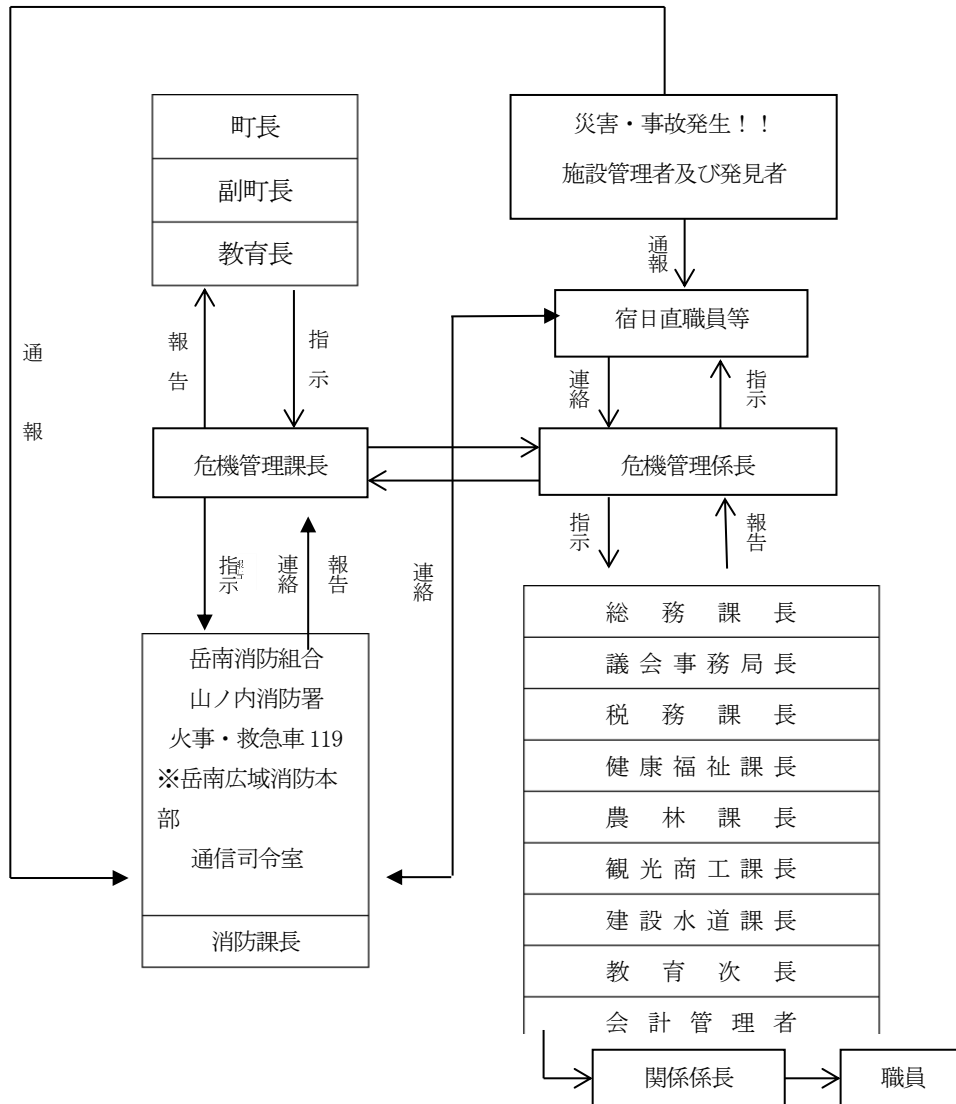


表2-3-2 気象庁・長野地方気象台等が発表する防災気象情報

警報・注意報発表基準一覧表

山ノ内町	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	中野飯山地域		
特別警報 ※1 警戒レベル5相当	大雨◎	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風◎	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪◎	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪◎	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報 警戒レベル3相当 危険度分布：赤	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	8	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=15.4、伊沢川流域=7	
		複合基準	—	
		水位周知河川による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40 cm		

注意報 警戒レベル2相当	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=12.3 伊沢川流域=5.6	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25 cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	竜巻 ◎	竜巻発生確度ナウキャスト発生確度2又は目撃。 有効期間は発表から約1時間		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2		
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上または積雪が70cm以上あって、降雪の深さが30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高いまたは日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		
	霜	早霧・晩霜期に最低気温2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm		
土砂災害警戒情報 ◎ 警戒レベル4相当	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される場合 (気象台と県が共同で発表する)			
早期注意 警戒レベル1相当				

◎は、Jアラートにより町防災無線同報系、戸別受信機、SUGUメールで情報を発信する。

※1 特別警報の指標詳細は次のとおり

■ 雨を要因とする特別警報の指標

以下「①又は②いずれかを満たす」と予想され、かつ、「更に雨が降り続くと予想される」場合に、大雨特別警報を発表。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5kmメッシュが、ともに府県程度の広がり範囲内で50メッシュ以上出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の降水量等から、危険度分布で用いている災害発生との関連の深い指数そのものの値で設定

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級の台風が上陸するおそれがある場合には、早い段階から記者会見等を開催するとともに、24時間程度前に開催する記者会見において、台風の接近時の暴風や大雨等による災害に対して極めて厳重な警戒が必要であることを呼びかける。

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。

※台風を要因とした「大雨特別警報」は廃止。（令和2年）

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表。

※2 湿度は長野地方気象台の値

第4 住民等が異常現象を発見したときの措置

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに町又は関係機関に通報しなければならない。

1 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

(2) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

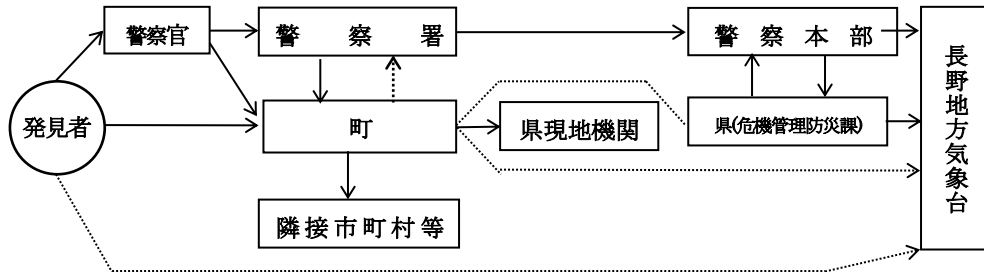
(3) 地象関係

山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

2 異常現象発見時の通報系統

(1) 通報系統

2-2-1 通報系統図



(……………は副系統を示す)

(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により町又は警察署に、速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた町又は警察署は、(1) 通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際、町は、地域振興局あるいは建設事務所、保健福祉事務所等の県出先機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。

ウ その他の関係機関は、(1) 通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

3 非常通信による方法

(1) 非常通信

「非常通信」とは、電波法上、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」(第52条第4号)と規定されている。

さらに、次項の非常通信協議会では、非常時において用いられる必要な通信に有線系も取り込んで活動していることから、無線・有線を問わず非常時において必要な通信を総称して、「非常通信」と呼ぶ。

(2) 非常通信協議会

非常の場合の無線・有線通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられている。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

実施担当部：危機管理部

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となる。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施する。

主な活動

- 1 人命にかかわる情報、災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報を優先させた被害状況等の情報収集を行う。
- 2 県、関係機関との情報共有は、主に長野県防災情報システムにより行い、必要に応じて電話やFAX、メールなどで対応する。
- 3 通信手段の多重化、多様化を図る。

第1 発災直後の情報収集と県への報告

1 情報の収集

災害対策本部設置前においては、危機管理課長（災害対策本部設置後においては、危機管理部長。以下この節において同じ。）が情報の収集・連絡体制計画に基づき災害通報担当者及び各部からの報告により情報収集を行う。

また、参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに危機管理課長に報告する。

2 情報の内容と報告順位

災害通報担当者の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命にかかわる情報
- (2) 災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報
- (3) 被害状況に関する情報

3 県への概況速報の報告

(1) 災害対策本部設置前においては、危機管理課危機管理係長（災害対策本部設置後においては、地域防災班長）が県様式第1号（概況速報）により、県（北信地域振興局あるいは、危機管理防災課）に報告する。なお、中野警察署にも同様の報告を行う。

(2) 県への報告ができない場合は、災害対策基本法第53条第1項かつこ書により、直接消防庁へ報告することができる。

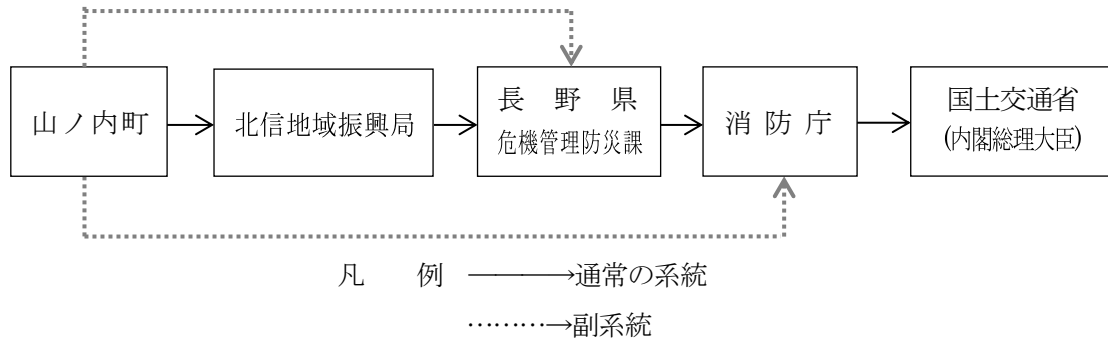
なお、消防庁への連絡方法は、次のとおりとする。

ア 電話	03-5253-7527
FAX	03-5253-7537
イ 消防防災無線	7527
FAX	7537

ウ 地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-7527

FAX TN-048-500-7537

図2-3-3 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告



第2 被害状況等の調査

危機管理部長は、人命救助等緊急を要する応急対策がおおむね終了したと判断したときは、災害対策本部の事務分掌に基づき、各班の所管事項に係る被害状況の調査を指示するとともに、被害が町民の生命・身体及び財産に及んだときは、税務部調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、世帯別被害状況の調査を命ずる。

税務部調査班長は、班員を現地に派遣して調査に従事させ、危機管理部地域防災班長に報告する。

税務部調査班長は、世帯別被害状況の調査を行うにあたり、必要があるときは区長の協力を得る。

第3 災害応急対策活動開始後の情報収集活動

1 危機管理部地域防災班長の任務

危機管理部地域防災班長は、災害の状況及び応急対策活動の実施状況を収集し、効果的な応急対策活動の実施に資する。

(1) 実施方法

ア 各部の定時報告のほか、災害の状況、応急対策活動の状況により適時報告を求めて、情報の総合化を図る。

イ 関係機関からの災害に関する情報の伝達及び揭示

ウ 災害及び応急対策活動の実施状況報告書の作成

エ 災害及び応急対策活動の実施状況の伝達及び揭示

(2) 報告の内容

ア 被害状況報告等の様式（以下「町様式」という。）による各部報告の整理結果

イ 特に緊急を要する事項

ウ 複数の部に係る事項

エ 報告書類

(ア) 報告文

(イ) 各種報告様式による書類

(ウ) 災害写真集、動画映像

(エ) 災害状況図

(オ) 応急対策活動実施状況図

(3) 報告先

ア 本部会議

イ 関係各部

ウ 報告を必要とする防災関係機関

北信地域振興局、中野警察署に対しては、災害救助法様式1号（人的及び住家の被害状況報告）により報告する。

エ 住民

オ 報道機関

2 各部の任務

各班の所管事項に係る災害の状況及び応急対策活動の実施状況等を迅速かつ的確に収集し、各部において、これを総括する。

各部の部長は、危機管理部地域防災班長にこれを報告する。

(1) 実施方法

ア 報告は、あらかじめ定められた様式により、その都度定める時間までに行うことを原則とする。

イ 各部の応急対策活動の範ちゅうでは処理できない緊急の事項については、危機管理部地域防災班長の求めの有無にかかわらず、電話、口頭等迅速な方法により報告する。

ウ 町民からの災害の状況等の情報を収受したときは、危機管理部地域防災班長に報告する。

エ 各班の所管事項に係る県への報告は、表 2-3-4 により危機管理部地域防災班が実施する。

(2) 報告の内容

ア 災害救助様式及び町様式による報告

イ 特記事項

ウ 報告書の内容

おおむね次の内容とする。

(ア) 報告文

(イ) 各種報告様式による書類

- (ウ) 災害写真集、動画映像
- (エ) 災害状況図
- (オ) 応急対策活動実施状況図

表2-3-4 被害状況の調査事項と調査実施班及び報告先

調査事項	部名	調査担当班	県及び現地機関
概況速報	危機管理部	地域防災班	北信地域振興局総務管理課
水害状況	危機管理部	地域防災班	北信建設事務所
公有財産の被害	総務部	管財・有線班	北信地域振興局総務管理課
人的及び住家の被害	税務部	調査班	北信地域振興局総務管理課
社会福祉施設の被害	健康福祉部	救助班 社会福祉班	北信保健福祉事務所 福祉課
感染症関係の被害	健康福祉部	保健・感染症 予防班	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課
医療施設の被害	健康福祉部	保健・感染症 予防班	北信保健福祉事務所 総務課
農、畜、水産業の被害	農林部	農政班	北信農業農村支援センター
林業関係の被害	農林部	耕地林務班	北信地域振興局林務課
公共土木施設の被害	建設水道部	建設班	北信建設事務所整備課
急傾斜地の崩壊等による被害	建設水道部	建設班	北信建設事務所整備課 北信地域振興局総務管理課
農地、農業用施設の被害	農林部	耕地林務班	北信地域振興局農地整備課
観光施設及び商工関係の被害	観光商工部	観光商工班	北信地域振興局商工観光課
索道施設の被害	観光商工部	観光商工班	北陸信越運輸局 北信地域振興局商工観光課
スキー場施設の被害	観光商工部	観光商工班	北信地域振興局商工観光課
水道施設の被害	建設水道部	水道班	北信地域振興局環境課
教育関係施設の被害	教育部	学校教育班	北信教育事務所学校教育課

3 被害認定基準

表2-3-5に示すとおりとする。

第4 通信手段の確保

さまざまな環境下にある住民等に対して避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力

を得つつ、防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、SNS、全国瞬時警報システム、緊急速報メール、Lアラートを用いた伝達手段の多重化、多様化を進める。

表2-3-5 被害種別認定基準

被害種別等		定 義	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治癒できる見込みのもの
住家		現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	

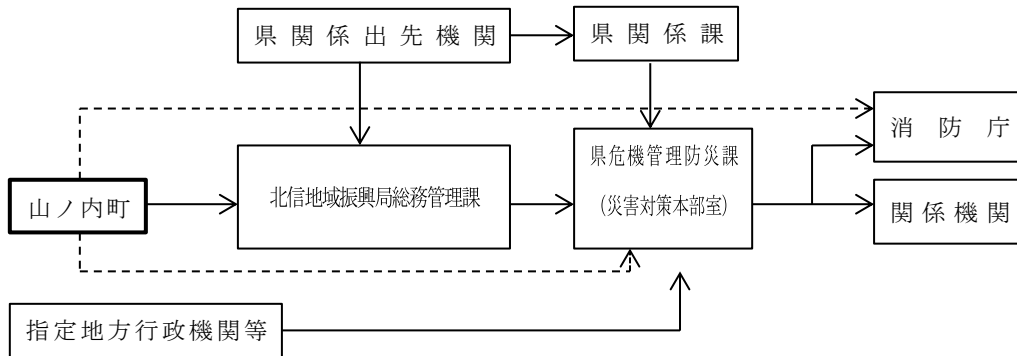
	半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一 部 破 損	住家損壊の程度が半壊に達しない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態になったもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの（土砂、竹木等を含む。）
	世 帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。
	罹 災 世 帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯とする。
	罹 災 者	り災世帯の構成員とする。
	滅失世帯数	滅失世帯数 = (全壊・全焼・流失) 世帯数 + (半壊・半焼) 世帯数 × (1/2) + 床上浸水世帯数 × (1/3)
	棟 (むね)	一つの独立した建築物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。
	非 住 家	住 家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
非 住 家 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	その他公共建物	官公署、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	医 療 施 設	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業をなす施設

	危険物施設	消防法別表に掲げる発火性又は引火性物品を貯蔵し、又は取扱う場所として、許可を受けた施設	
	その他建物	倉庫、土蔵、車庫等の上記以外の建物	
	全壊 (全焼・流失)	住家の全壊（全焼・流失）に同じ。	
	半壊（半焼）	住家の半壊（半焼）に同じ。	
	一部破損	住家の一部破損と同じ程度のもの（床上浸水・床下浸水を含む。）	
農 林 業 被 害	田	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態
		冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態
	畑	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態
		冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態
	ため池	決壊	堤防が破壊され、池の流水がその部分より流出する状態
		溢水氾濫	堤防が決壊せずに池の水面が堤防の法面をこえて周辺に水があふれる状態
		用排水路決壊	用排水路が決壊し、通水不能となったもの
		頭首工決壊	灌漑用水施設としての頭首工の決壊により、用水の取水が不能となったもの
		農産被害	農業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	林業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
土 木 被 害	河川	決壊	ため池の決壊に同じ。
		溢水氾濫	ため池の溢水氾濫に同じ。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	橋梁	流失	水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失、落橋し、一般の渡橋が不能になった状態（農道を含む。）
		破損	橋梁の一部が損壊し、流失、落橋にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの（農道橋を含む。）
	道路	閉塞	土砂の流出、家屋・樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態（農道を含む。）
		崩壊	路面、路肩又は法面が破壊され、通行不能の状態（農道を含む。）

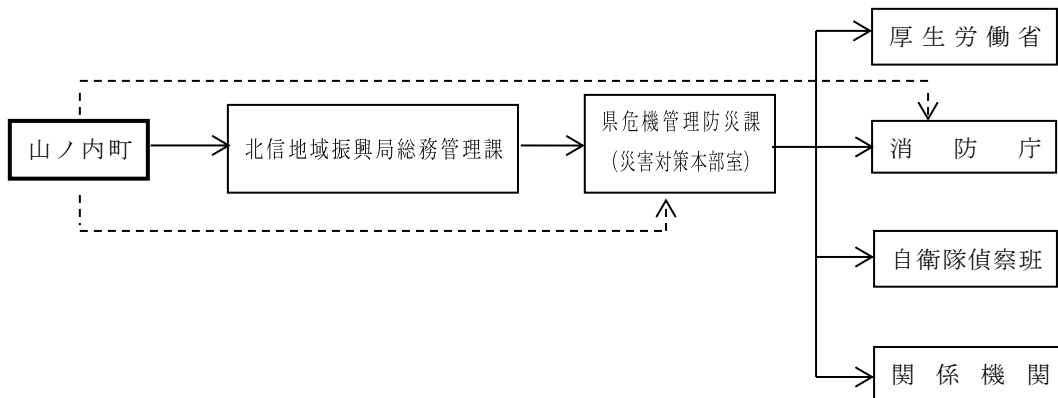
	破 損	通行不能に至らない法面・路肩の崩壊、路面の損壊で、応急的に修理を要するもの（農道を含む。）
	溝溢水	溝渠等の排水能力をこえて道路その他敷地に水のあふれる状態
	塀倒壊	全長の50%以上が倒壊した状態
土砂災害	がけ崩れ	人家に近いがけが崩れたもので、被害をもたらしたもの
	山崩れ	人家に係りなく、斜面が崩れたもので、被害をもたらしたもの
	地すべり	土塊が比較的ゆるい角度ですべり落ちたもので、被害をもたらしたもの
	土石流	溪流に堆積した土石が、河川水とともに押し流されることによって、被害をもたらしたもの
ライフライン被害	停 電	災害により停電した戸数の累計戸数とする。
	ガス供給停止	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、災害により供給停止となった戸数の累計戸数とする。
	水道供給停止	上水道又は簡易水道で、災害により断水した戸数の累計戸数とする。
	電話不通	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	鉄道不通	災害により電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	火災発生	災害に起因して発生したものに限る。

図2-3-5 災害情報連絡系統図

1 概況速報（県様式第1号）

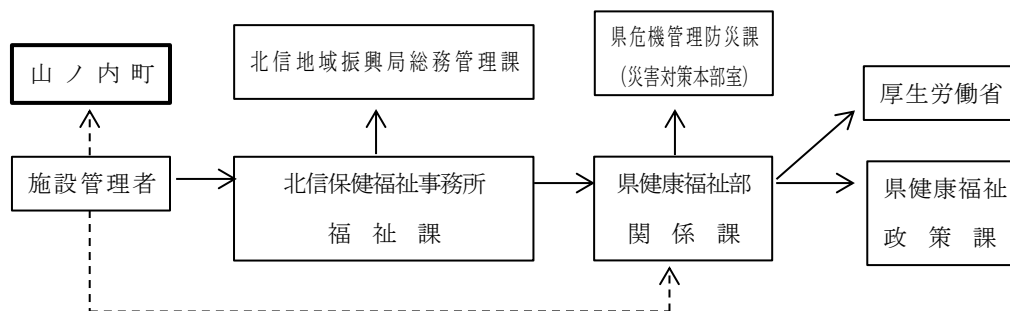


2 人的及び住家の被害状況報告（災害救助法様式1（県様式第2号））
避難情報の発令避難状況報告（県様式第2-1号）

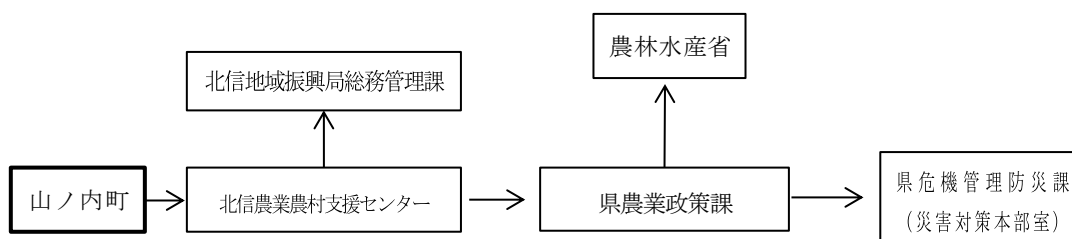


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課に連絡するものとする。

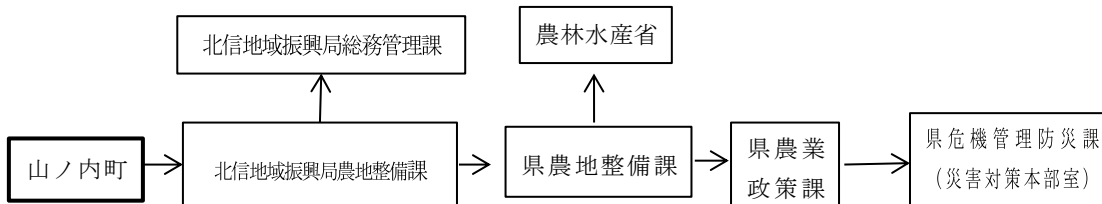
3 社会福祉施設等被害状況報告 (県様式第3号)



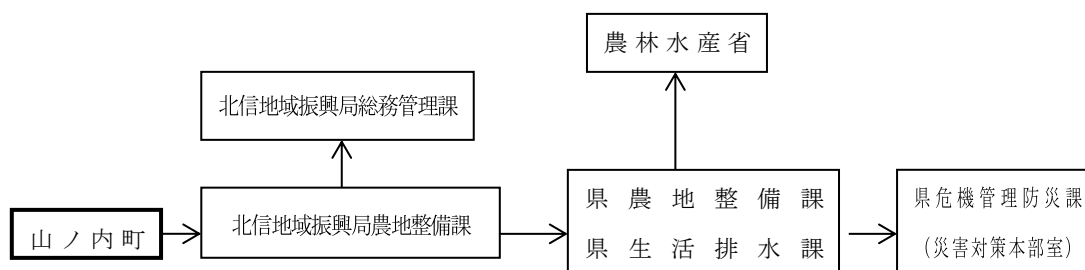
4 農業関係被害状況報告 (県様式第5号)



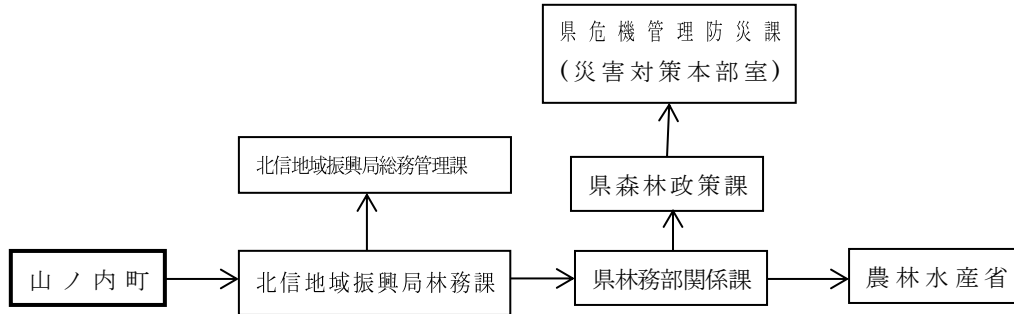
5 農地・農業用施設被害状況報告 (県様式第5号) (農業集落排水施設を除く)



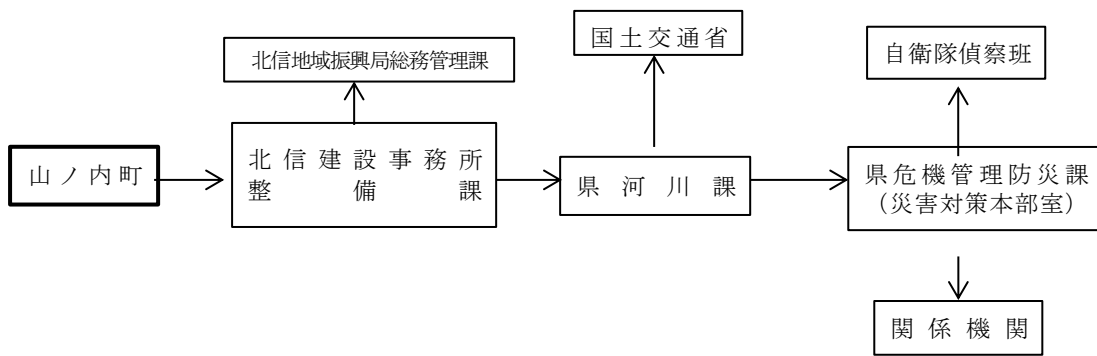
6 農業集落排水施設被害状況報告 (県様式第5号)



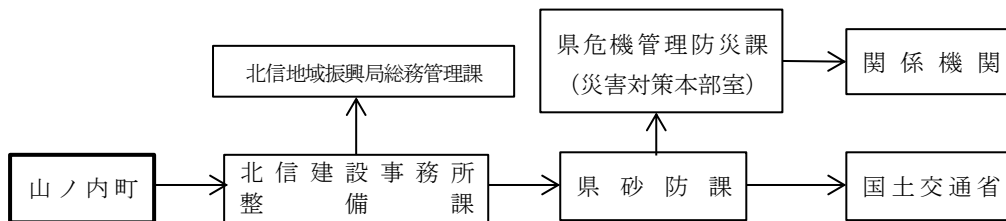
7 林業関係被害状況報告 (県様式第6号)



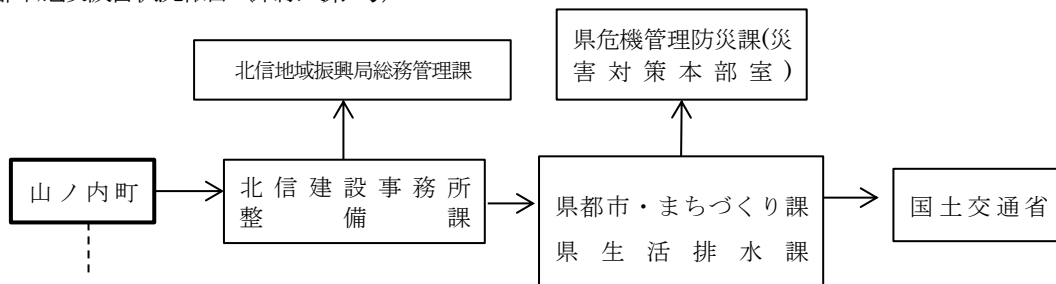
8 公共土木施設被害状況報告 (県様式第7号)



9 土砂災害等による被害状況報告 (県様式第7号)

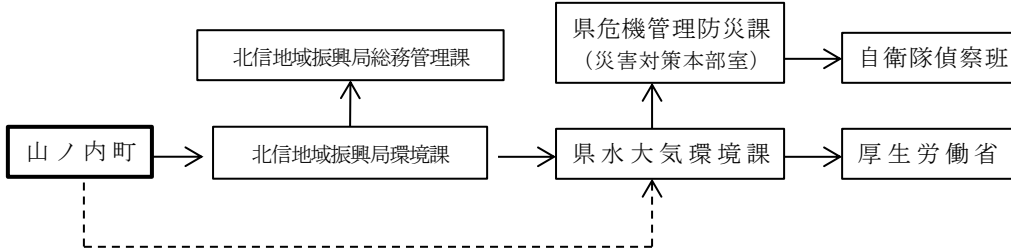


10 都市施設被害状況報告 (県様式第8号)

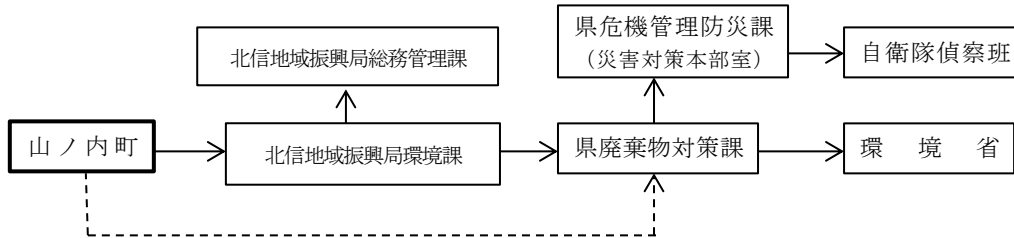


----->

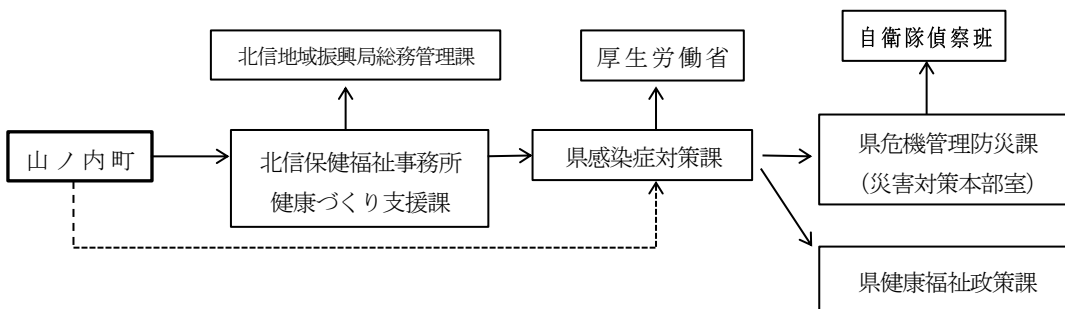
11 水道施設被害状況報告 (県様式第9号)



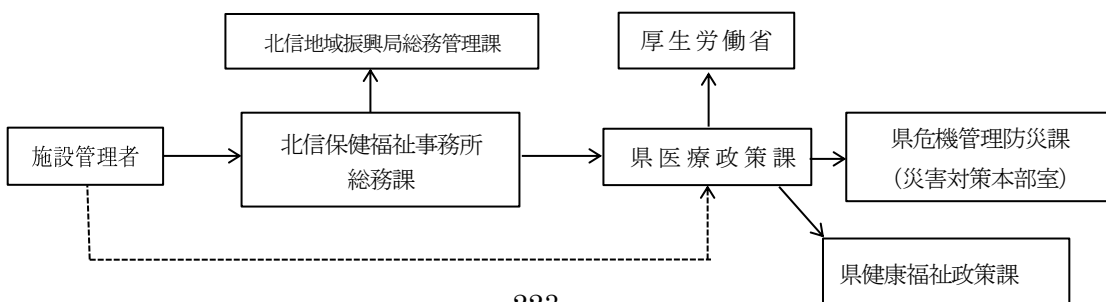
12 廃棄物処理施設被害状況報告 (県様式第10号)



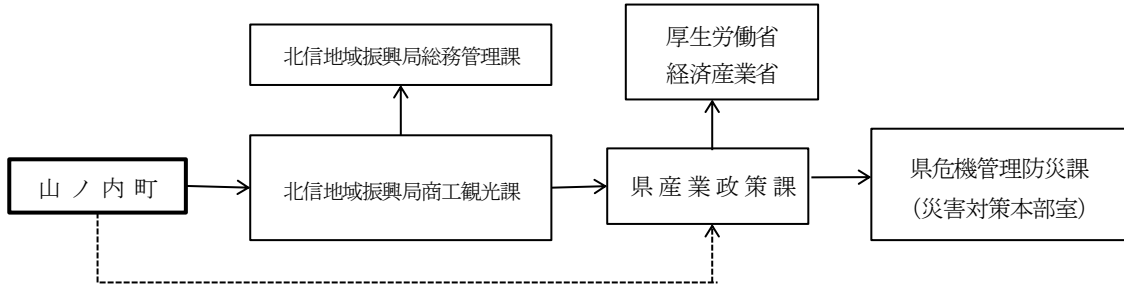
13 感染症関係報告 (県様式第11号)



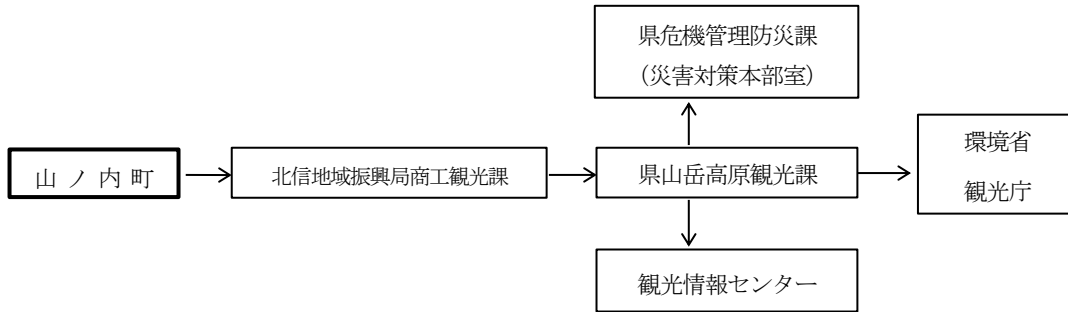
14 医療施設関係被害状況報告 (県様式第12号)



15 商工関係被害状況報告（県様式第13号）

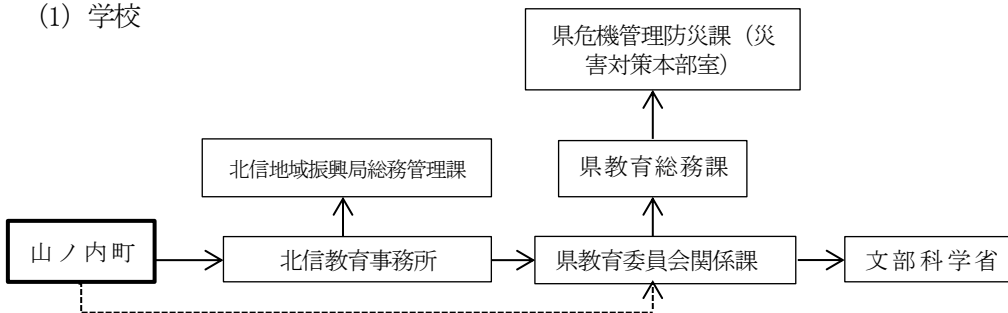


16 観光施設被害状況報告（県様式第14号）

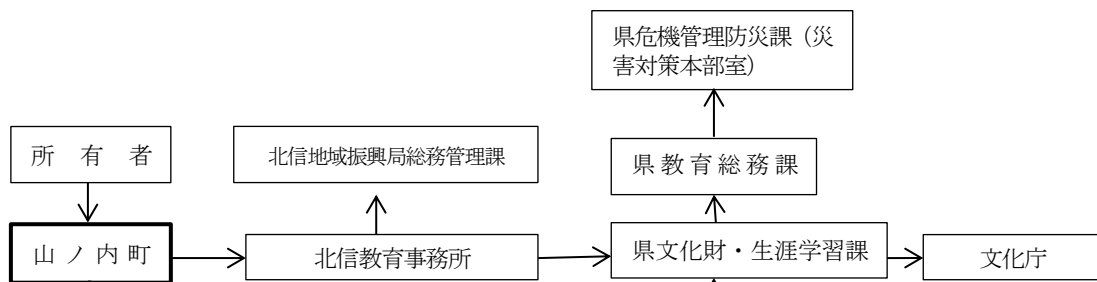


17 教育関係被害状況報告（県様式第15号）

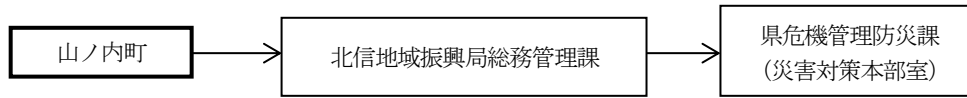
(1) 学校



(2) 文化財



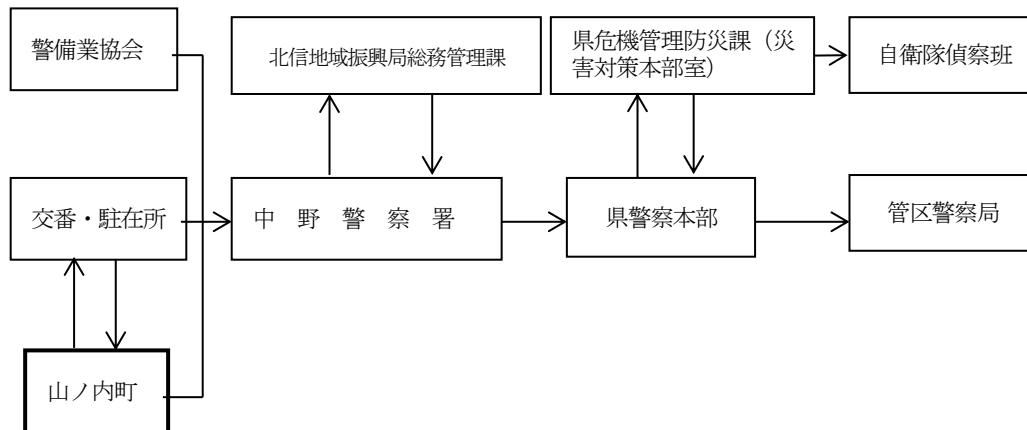
18 町有財産被害状況報告 (県様式第17号)



19 火災速報 (県様式第19号)



参考 警察調査被害状況報告



第3節 非常参集職員の活動

実施担当部：（本部体制）危機管理部
（職員参集）総務部

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害対策本部等の活動体制に万全を期す。

主な活動

- 1 迅速な職員の非常参集を行う。
- 2 災害の状況、防災気象情報により災害警戒本部又は災害対策本部の設置等を行う。

第1 初動体制

防災気象情報で警報級の警戒が必要となる場合で、災害が発生するおそれがある場合には、災害警戒本部を設置し防災応急体制を講ずる。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部を設置したとき、又は災害の発生するおそれなくなつたと認められたときをもって廃止する。

- (1) 各課長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配置して、警戒活動を実施する。
- (2) 夜間・休日等の体制

夜間・休日等の緊急事態発生時については、宿日直者及び消防署職員が町長、その他職員が登庁するまでの間、危機管理課長の指示に従い、情報の收受、指令伝達等に当たる。

第2 山ノ内町災害対策本部

- 1 山ノ内町災害対策本部の設置時期

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により、山ノ内町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

- 2 災害対策本部の設置基準

- (1) 防災気象情報の警報が発表され、応急対策の必要が認められたとき。
- (2) 県知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められたとき。
- (3) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

- 3 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として山ノ内町役場危機管理課に置く。また、町役場が被災したときは、山ノ内町地域福祉センターに置く。

4 災害対策本部の廃止

災害の発生するおそれがなくなると認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

表2-3-6 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各部班	庁内放送、職員参集メール
県（北信地域振興局）	長野県防災情報システム、電話その他迅速な方法
県警（中野警察署）	長野県防災情報システム、電話その他迅速な方法
指定公共機関等	電話その他迅速な方法
住 民	防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGUメール、ホームページ、SNS
報 道 機 関	Lアラート、電話・ファックスその他迅速な方法

第3 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、山ノ内町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、資料 12-1 に示すとおり構成する。

(2) 本部長及び副本部長

ア 町長を本部長とし、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

ウ 代理する順序は、アに掲げる順序とする。

(3) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、山ノ内町組織条例第 1 条に規定する課の課長、会計管理者、教育次長及び議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、山ノ内町災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部長が指名する者をもって組

織する。

(5) 部及び班

災害対策本部に置く部及び班の名称及び事務分掌は、資料 12-1 に掲げるとおりとする。

(6) 災害対策現地司令部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に災害対策現地司令部（以下「現地司令部」という。）を置く。

イ 現地司令部長は副本部長又は部長のうちから本部長が任命し、現地司令部員は本部の班長又は班員のうちから、現地司令部長が任命する。

(7) 災害対策本部等の標札等

ア 標札

災害対策本部等を設置したときは、資料 12-1 に示す標札を掲げる。

イ 腕章

本部長、副本部長、現地司令部、本部員、現地本部員、班長及びその他必要と認める職員が、災害応急活動に従事するときは、資料 12-1 に示す腕章を着用するものとする。

2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ その他災害対策の重要事項に関すること。

第4 配備体制の基準

1 配備区分及び発令基準

配備区分及び発令基準は、表 2-3-7 のとおりとする。

表 2-3-7 配備区分及び発令基準

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第1次 防災体制 警戒レベル1	心構えを一段高める。 職員の連絡体制を確認		○気象庁：早期注意情報（警報級の可能性が高い場合）
第2次 防災体制 警戒レベル2 警戒本部 体制	●判断事項 ・長野県防災情報システム「警戒本部設置」 ・災害対策本部設置の判断 ・高齢者等避難の発令の判断 ・防災気象情報収集開始 ・指定緊急避難場所の調整 ・消防団連携の判断 ・自主防災組織連携の判断 ・職員参集範囲の判断	右の基準に該当したときから。 他の体制に移行したときまで。	○大雨注意報・洪水注意報が発表され、大雨警報に切り替わる可能性が高い場合。 ○夜間瀬川水位情報（星川） 氾濫注意水位 1.3m
第3次 防災体制 警戒レベル3 対策本部 体制 指定緊急避難場所選定	○警報発表時点で今後の動向を気象台ホットラインで確認する。 ●判断事項 ・災害対策本部の設置 ・高齢者等避難発令 ・指定緊急避難場所開設 ・消防団連携開始 ・自主防災組織連携開始 ・長野県防災情報システム「災害対策本部の設置」入力 ・職員参集・任務付与 ・情報収集発信体制の確立	右の基準に該当したときから。 危機管理部長が配備の必要がないと認めたときまで。	○大雨警報発表 ○洪水警報の危険度分布：赤 ○大雨警報（土砂災害）の危険土分 布：赤 ○夜間瀬川水位情報（星川） 避難判断水位 1.4m
第4次 防災体制 警戒レベル4 指定緊急避難場所 の運営 警戒活動 被害調査	●判断事項 ・避難指示の発令の判断 ・情報収集発信体制強化 ・長野県防災情報システム入力「避難情報・災害入電情報」	右の基準に該当したときから。 土砂災害警戒情報が解除され危機管理部長が配備の必要がないと認めたときまで。	○土砂災害警戒情報の発表 ○洪水警報の危険度分布：薄紫 ○大雨警報（土砂災害）の危険度分布：薄紫 ○夜間瀬川水位情報（星川） 氾濫危険水位 1.8m ○「顕著な大雨に関する情報」「記録的短時間大雨情報」

<p>第5次 防災体制 警戒レベル5</p>	<p>●判断事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全確保発令の判断 ・情報収集発信体制強化 ・長野県防災情報システム入力 「避難情報・災害入電情報」 	<p>右の基準に該当したときから。 土砂災害警戒情報が解除され危機管理部長が配備の必要がないと認めたときまで。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○洪水警戒の危険度分布：紫 ○大雨警戒（土砂災害）の危険度分布：紫 ○夜間瀬川：氾濫が発生した場合
--------------------------------	--	---	--

2 配備人員

配備人員の基準は、表2-3-8のとおりとする。

3 配備の方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 災害対策本部の各部長は、配備指令により、直ちに平常業務を停止し、必要な人員を指定し、警戒活動又は応急対策活動を命ずる。

イ 配備人員は、通常業務にあたる最低人員を残した人員とする。また、災害対策本部の所属部の事務分掌業務にあたる場合を除く。

ウ 災害対策本部が設置された場合、危機管理部長の指示により下記業務の応援につく。

- 観光商工部の被害調査及び応急対策
- 建設水道部の被害調査及び応急対策
- 健康福祉部の指定緊急避難場所開設・避難誘導
- 危機管理部の災害対策本部の運営・連絡調整

(2) 勤務時間外における配備

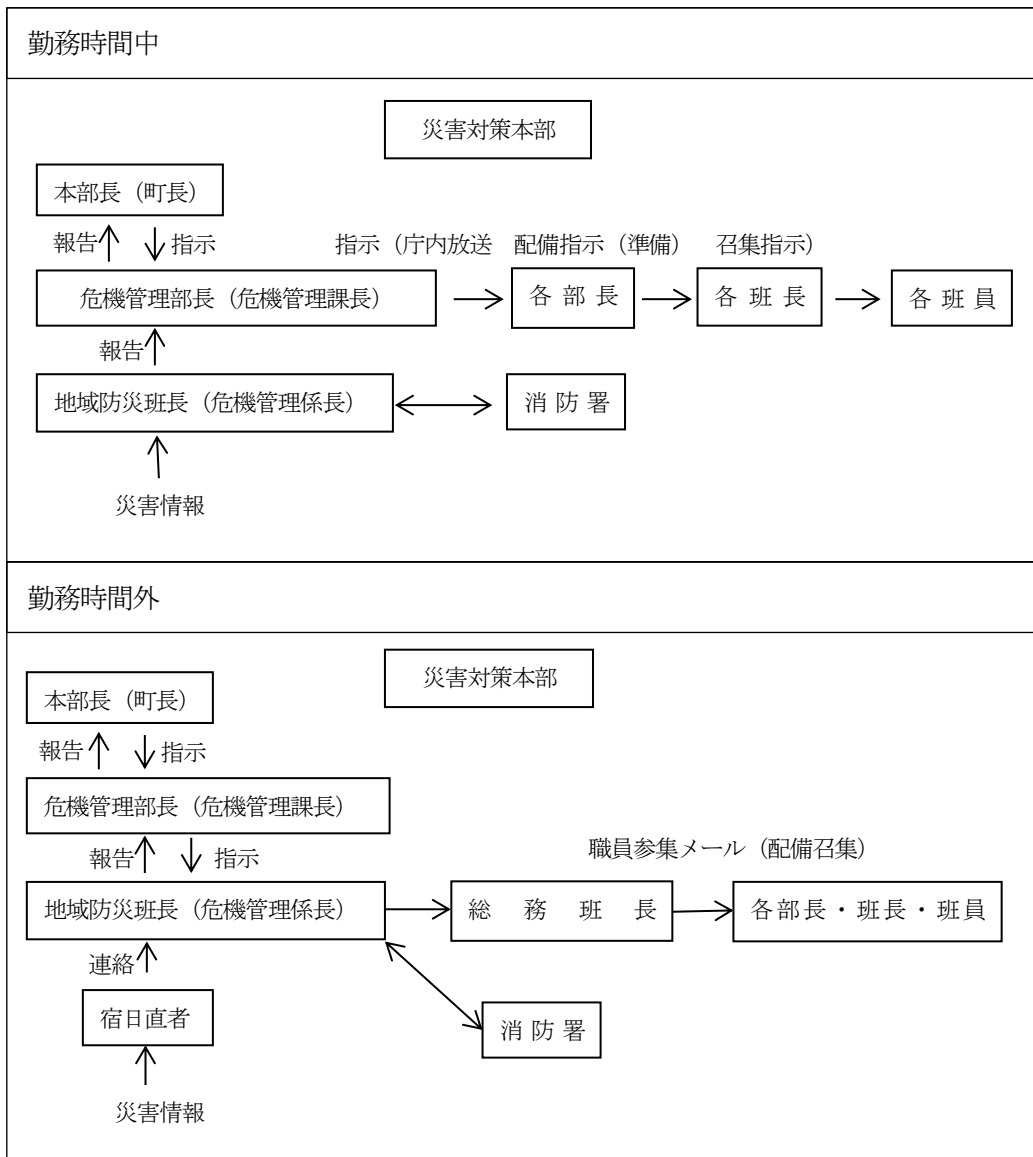
ア 災害対策本部の各部長は、配備指令により、参集させる職員を指定し、又は所属の全職員に対し職員参集メールを配信し、警戒活動又は応急対策活動を命ずる。

イ 配備人員は、表2-3-8第1次配備人員とする。参集者は、災害対策本部で任務を受ける。なお、災害対策本部の所属部の事務分掌業務にあたる場合を除く。

ウ 災害対策本部が設置された場合、危機管理部長の指示により下記業務の応援につく。

- 観光商工部の被害調査及び応急対策
- 建設水道部の被害調査及び応急対策
- 健康福祉部の指定緊急避難場所開設・避難誘導
- 危機管理部長の災害対策本部の運営・連絡調整

図2-3-6 配備の伝達系統図



4 動員の原則

(1) 事前命令による動員

災害対策本部の設置により動員を実施する。

(2) 特別な命令による動員

本部長は、交通が途絶し、職員の所属勤務先への参集が困難であると認めた場合は、直近の公民館等へ動員を命ずることができる。

この場合の伝達は、職員参集メール、携帯電話をもって行う。

5 参集時の留意事項

(1) 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、ヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、携帯電話・スマートフォン、応急医薬品等を携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署等へ通報する。

(3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、危機管理部長又は参集場所の指揮者に報告する。

6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に報告する。

第5 防災中枢機能等の確保

1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、危機管理部長が代理する。

2 拠点としての機能の確保

本部となる町役場に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、代替施設を山ノ内町地域福祉センターとする。

町役場は、防災拠点の中枢である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に務める。

(1) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(2) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の定期点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

ア 自家発電設備の容量

発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
135kVA	灯油	480ℓ	72時間

イ 自家発電設備により使用できる機器

(ア) エレベーター（ただし、地震発生時等には使用しない。）

(イ) 消火・給排水ポンプ

(ウ) 防災行政無線

(3) 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後はトイレ等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

職員のための食料の確保を行う。

3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

- (1) 災害対策図板の設置
- (2) 被害状況図板の設置
- (3) 携帯ラジオ及びテレビの確保
- (4) 懐中電灯等照明用具の確保
- (5) パソコンの確保
- (6) その他必要資機材の確保

配備指令発令様式

・・・課より、お知らせします。	
①	1. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	2. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	災害対策本部を設置しました。指定職員は、直ちに参集し、危機管理部長の指示に
	より災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

表2-3-8 配備人員の基準

課等の名称	第1次体制 (警戒レベル1) 警戒体制 危機管理課	第2次体制 (警戒レベル2) 警戒本部設置 課長以上 危機管理課	第3次体制 (警戒レベル3) 災害対策本部設置 課長以上 危機管理室	第3次体制 (警戒レベル3) 避難場所開設 係長以上 建設水道課員 健康福祉課員	第4次体制 (警戒レベル4) 避難場所強化 被害対応 全員参集
危機管理課	3	3	3	3	3
総務課		2	7	18	18
税務課		1	1	6	12
健康福祉課		1	1	34	74 (保育園含む)
農林課		1	1	10	10
観光商工課		1	1	5	11
建設水道課		1	1	19	19
会計室		1	1	3	3
議会事務局		1	1	2	2
教育委員会		1	1	6	15
消防課		1	1	1	1
合計	3	14	19	100	168

※ 派遣職員を除く。

第4節 広域相互応援活動

実施担当部：危機管理部

発災時においては、被災住民の生活再建を支援するため、避難所の運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務を実施するとともに、災害マネジメントを行うことが求められる。

しかしながら、大規模災害が発生した場合には、これらの災害対応業務を実施するためのマンパワーが、圧倒的に不足することが予想されるため、迅速かつ大量に応援職員を確保することが不可欠であり、さらには、災害マネジメント機能を応援職員の派遣により確保する必要がある。このことから、応急対策職員派遣制度により、応援、受援を行う。

主な活動

- 1 受援計画により速やかな応援の要請と受入れを図る。
- 2 協定先で発災した場合は、速やかな応援体制を整えるとともに、重大な被害が発生していると判断されるときは、応援要請がなくても情報収集を兼ねた自主出動を行う。
- 3 友好都市で災害が発生した場合も、自主応援を行う。

第1 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

大規模災害により被災した場合、次の行政機能の確保状況を報告する。

- 1 トップマネジメント機能
- 2 人的体制（マンパワー）充足
- 3 物的環境（庁舎施設等）機能保全

第2 指定地方行政機関、県及び他の市町村に対する応援要請

本町では長野県市町村災害時相互応援協定を締結している。（資料2-3参照）また、東京都足立区（平成8年7月1日協定締結）、新潟県柏崎市（平成25年5月2日協定締結）、群馬県玉村町（平成26年5月26日締結）、埼玉県熊谷市（平成27年7月29日締結）、群馬県草津町（平成27年8月11日締結）、埼玉県行田市（平成30年12月13日）と災害時における相互援助に関する協定を結んでいる。今後は、協定先との実務的な協議を重ね、連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。

1 相互応援協定先への応援要請

被害状況等の情報収集を迅速に行い、応援協定先への応援要請の必要性を速やかに判断する。

応援要請を行う場合は、円滑な応急活動ができる体制を整える。

(1) 応援要請の手続、方法

応援要請の方法は、次の事項を明らかにし、電話により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

ア 被害の状況

イ 必要とする資機材及び物資の種類、品名、数量

ウ 職員の職種別人員（長野県市町村災害時相互応援協定）

エ 応援の場所及び応援場所への経路（長野県市町村災害時相互応援協定）

オ 応援期間（長野県市町村災害時相互応援協定）

カ その他必要事項

(2) 応援の受入れ

応援を要請する場合は、活動の拠点、宿泊場所等の確保に努める。

2 指定地方行政機関に対する職員派遣要請

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

（根拠法令：災害対策基本法第 29 条及び同法施行令第 15 条）

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

3 県に対する応援要請

県知事に対して応援を要請するときは、おおむね上記の方法に準じて行う。

（根拠法令：災害対策基本法第 68 条及び地方自治法第 252 条の 17）

4 県に対する職員の派遣のあっせんの要請

県知事に対し、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

（根拠法令：災害対策基本法第 30 条及び同法施行令第 16 条）

(1) 派遣のあっせんを求める理由

(2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

5 他市町村に対する応援要請

他市町村長に対する応援の要請は、県知事に対する応援要請に準じて行う。

（根拠法令：災害対策基本法第 67 条、地方自治法第 252 条の 17、水防法第 23 条、消防組織法第 39 条）

なお、消防組織法では、大規模災害時における非常事態の場合において、県知事の要請を待っていない場合、災害発生市町村への消防の応援に関して、消防庁長官は他の市町村長に対して、応援出動等の要請を行うことができるとされている。

第3 相互応援協定先等への応援の実施

報道機関等の情報により、協定先及び友好都市で災害が発生したことを知り得た時点で、情報収集を積極的に実施するとともに、いつでも応援出動ができるよう体制を整える。

1 協定先から要請があった場合の応援の実施

協定先で災害が発生し、応援要請があった場合は、速やかに必要な人員及び資機材を整えて、第1陣として応援出動する。備蓄品の提供が必要な場合は、第2陣として要請のあった備蓄品を輸送する。更に、人員・物資等が不足する場合又は交代要員が必要な場合は、第3陣として出動する。

応援を実施する場合は、被災地の状況を考慮し、宿泊場所、応援部隊の食料等、自己での確保あるいは対応に努める。

2 町による自主的な応援の実施

情報収集が円滑に行えず、協定先から応援要請がない場合でも、災害の規模から重大な被害が発生していると判断されるときは、情報収集を兼ねた自主出動あるいは応援を行う。

なお、自主出動あるいは自主応援の経費は、本町の負担とする。

応援を実施する場合は、被災地の状況を考慮し、宿泊場所、応援部隊の食料等は、自己での確保あるいは対応に努める。

3 長野県合同災害支援チームとして実施する対策

ア 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、山ノ内町と県が一体となつて的確な支援を行う。

イ 町及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

ウ 主な支援内容は以下のとおり。

(ア) 被災自治体等への職員派遣及び物資の提供

(イ) 被災者の受入及び施設の提供

a 町内または県内医療機関での傷病者の受入

b 町内または県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(ウ) その他被災自治体等との協議の中で必要と認めた支援

第4 消防相互応援

1 広域消防相互応援要請

危機管理部長は、災害の状況を適確に判断し、必要に応じて、消防部長と連携して、長野県消防相互応援協定（資料 2-1 参照）に基づく締結市町村への応援要請を行う。大規模災害時等

の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡する。

また、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(1) 応援の種類

- ア 緊急消防援助隊
- イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和 61 年 5 月 30 日付消防救第 61 号) に基づくヘリコプター応援
- ウ その他、他都道府県からの消防の応援

(2) 応援要請の方法

北信ブロックにおいては、ブロック内の地域代表消防機関へ要請を行う。

要請の方法は次のとおりとする。

- ア 長野県衛星系防災行政無線
- イ 消防救急デジタル無線

第5 受援体制の整備

山ノ内町受援計画は、長野県広域受援計画と整合し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

第6 経費の負担

1 相互応援協定による場合

(1) 協定先の要請による場合

相互応援協定(資料 2-1・2-2 参照)に定められた方法とする。

(2) 自主派遣の場合

本町が負担する。

2 前項以外の場合

(1) 費用の範囲

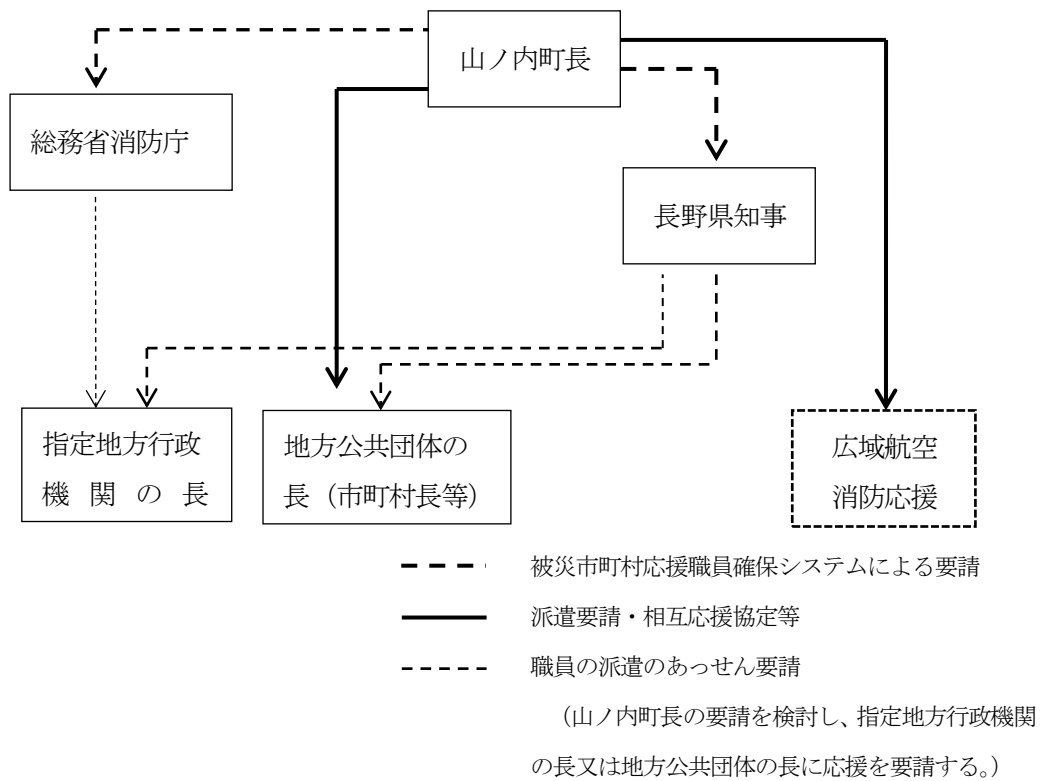
- ア 給与、諸手当等

- イ 旅費・交通費
- ウ 輸送費
- エ 食料費
- オ 応援のために要した資機材等物品の費用
- カ その他本町が負担しなければならない経費

(2) 負担方法

本町が負担する。

図2-3-7 応援の要請経路



第5節 自衛隊災害派遣活動

実施担当部：危機管理部

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

主な活動

速やかな応援要請要求と受入れ体制を整える。

第1 派遣要請の範囲

災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命及び財産の救護を必要とし、かつ緊急やむを得ない場合で、おおむね次の場合である。

救助活動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年11月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

第2 要請方法

北信地域振興局又は中野警察署長を通じ、次に掲げる事項を記載した文書をもって、県知事に要請を求める。ただし、緊急の場合は、口頭をもって要請要求し、事後において速やかに北信地域振興局を通じ、要請要求文書を提出する。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

なお、県知事が対応できない場合に限って、町長は第 13 普通科連隊長に通知できる。この場合、速やかに県知事にその旨を通知するものとする。

要請文章の宛先・連絡先

要請文章の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76

第3 派遣部隊の受け入れ体制

県知事から派遣の通知を受けたときは、危機管理部地域防災班長は、関係班長と協議の上、次の点に留意し、派遣部隊の受け入れ体制を確立する。

- 1 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- 2 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
- 3 災害の状況により会計部会計班長と協力して、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- 4 ヘリコプターによる応援を受ける場合は、本章第 9 節「ヘリコプターの運用計画」に基づきヘリポートの確保を図る。
- 5 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的な運用が図れるよう関係班長との連絡調整に努める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) ヘリポート
- (5) 資材の調達方法
- (6) 本部事務所
- (7) 宿泊施設
- (8) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所、炊事場
- (9) 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊その他関係機関に行う要請は、窓口の一本化を図り、すべてこのルートを通じて行う。

1 本町の窓口

危機管理部地域防災班長とする。

2 県の窓口

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、次のとおりであり、町は、現地連絡調整者を通じて行うものとする。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	北信地域振興局長
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	北信地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

第5 派遣部隊の撤収

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

第6 経費の負担

1 費用の範囲

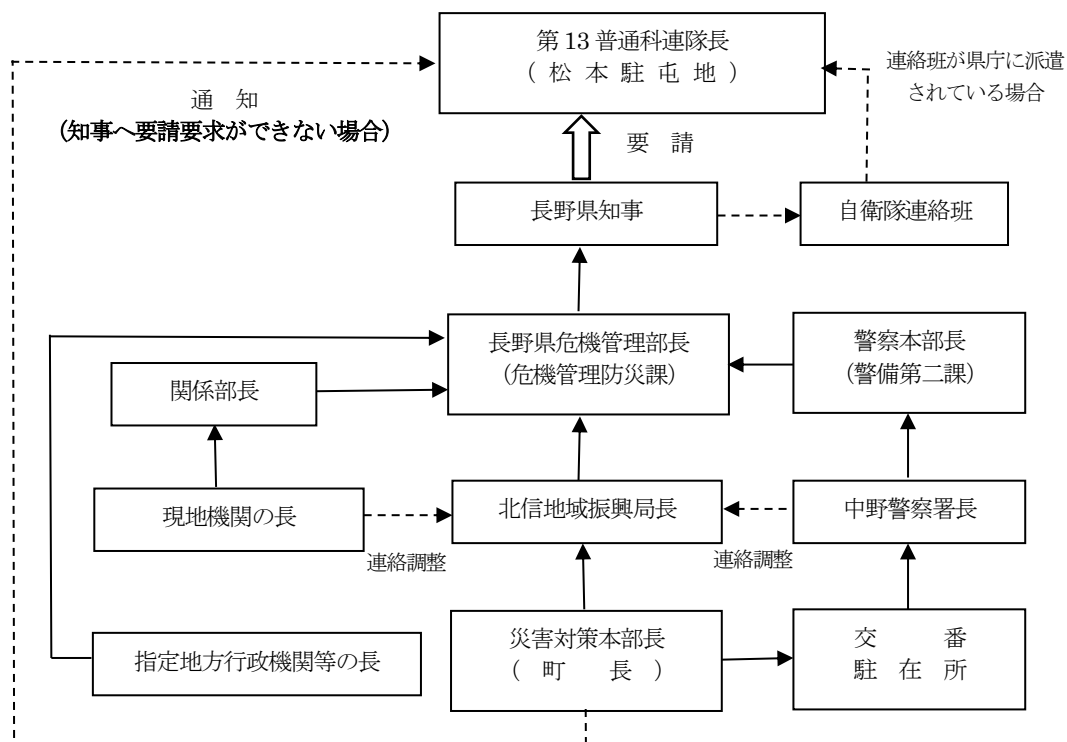
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材等（自衛隊装備に関わるものは除く。）の購入費及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地又は建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴等の費用

- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

2 負担方法

原則として本町が負担する。

図2-3-9 自衛隊派遣要請の系統図



第6節 救助・救急・医療活動

実施担当部：（受援）危機管理部
（救助・救急）消防部
（医療）健康福祉部

災害のため生命・身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護するとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

主な活動

- 1 的確な災害情報の収集により効率的な救出・救助・救急活動を行う。
- 2 救護活動の拠点を現地本部に設置する。
- 3 中高医師会等の医療団体の協力を得て、救護班を編成し、救護活動を行う。
- 4 北信総合病院は、災害時の拠点医療機関として全機能をあげて医療活動を行う。
- 5 住民等の協力を得て、的確な救助・救急活動を行う。

第1 救出・救助・救急活動

1 対象者

捜索又は救出・救助の対象者は、災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 地すべり、山崩れ、なだれ等により、生き埋めになった者
- (2) 流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- (3) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (4) その他救出・救助を必要とする者

2 実施責任者

町及び岳南広域消防組合の役割は以下のとおりである。

- (1) 町長は、災害の状況報告から現有の消防力では十分な救出・救助活動が実施できないと判断したときは、本章第4節「広域相互応援活動」、前節「自衛隊災害派遣活動」に基づき応援の要請をする。

- (2) 消防部及び岳南広域消防組合は、災害の状況を把握し、消防団長、中野警察署及び道路管理者等と連携を密にし出動隊の報告等による道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (3) 消防部及び岳南広域消防組合は、救助活動に当たり、警察等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (4) 消防部及び岳南広域消防組合は、救急活動に当たり、警察署、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (5) 危機管理部地域防災班長は、応援要請によって派遣された応援部隊が、迅速かつ的確な活動ができるよう部隊間の総合調整を図る。
- (6) 町がヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第 9 節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

3 関係機関

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院による医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施するものとする。

また、災害の状況に応じ、長野県赤十字救護隊を出動させ、傷病者の搬送等に当たるものとする。
- (2) 長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、北信薬剤師会、災害拠点病院（北信総合病院）は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救護活動を行うものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、医療活動を行う。

4 住民及び自主防災組織

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

5 救出・救助の方法

(1) 負傷者の救護

救出・救護された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。

(2) 部隊の活動

救出・救助活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(3) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救出・救助活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(4) 住民の活動

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

6 救出・救助の期間

原則として、災害発生の日から3日(72時間)以内(死体の捜索の場合は10日以内)とする。

7 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 借上費

(ア) 船艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費

(イ) 直接捜索及び救出作業に使用したものに限る。

イ 修繕費

救出のために使用した機械、器具の修繕費

ウ 燃料費

(ア) 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代

(イ) 捜索や救出・救助作業を行う場合の照明の灯油代

(ウ) 救出・救助した者を蘇生させるための採暖用の燃料費

エ その他

救出・救助のための作業員賃金及び輸送費は、経理上救出・救助費から分離し、「輸送費」及び「作業員賃金」として一括計上する。

(2) 負担方法

救出・救助を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

8 整備書類

総務部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(1) 救助の種目別物資受払簿(災害救助法様式4)

(2) 被災者救出状況記録簿(災害救助法様式13)

(3) 支払関係証拠書類

第2 医療活動

1 医療の救護

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の

途を失った者で応急に医療を施す必要がある者とする。

(2) 実施責任者と役割

町の役割は大きく下記の 5 つである。

ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、中高医師会及び飯水医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時には下記の(5)救護の方法ウ救護班の活動内容のとおり医療救護活動を行う。

健康福祉部保健・感染症予防班長は、現地本部に救護活動の拠点を設定するとともに、中高医師会等に協力を求め、救護班を編成し救護活動を実施する。また、災害の状況により、避難所等又はその付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営にあたる。

避難所での救護所の開設は、健康福祉部救助班長と連携して行い、避難所が学校施設の場合は、原則として保健室を利用する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することになるが、この場合も県知事の委任に基づき協力する。

イ 町内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院（北信総合病院）への搬送体制を確保するとともに、当該病院への緊急輸送について県に要請する。

オ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者・薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

(3) 関係機関

ア 日本赤十字社長野県支部長は、町から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等、前号アに掲げる医療救護活動等又は巡回診療に当たる。

イ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県内 3 箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

エ 長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、北信薬剤師会、災害拠点病院（北信総合病院）等は医療救護体制について必要

な事項を定める。町から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められるときは、被災地へ救護班を派遣するものとする。

また、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

オ 長野県医薬品卸協同組合は、備蓄医薬品の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(4) 住民

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がける。

(5) 救護の方法

ア 救護班の編成

救護班は、医師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名を基準として編成する。

イ 救護班の派遣

被災地近くに設定された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

ウ 救護班の活動内容

(ア) 負傷の程度の判定（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）

(イ) 負傷者の搬送の順位及び搬送先の決定

(ウ) 救急処置の実施

(エ) 救急活動の記録

(オ) 遺体の検案

(カ) その他必要な事項

エ 携行する資材及び医薬

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

(6) 経費の負担

ア 費用の範囲

(ア) 診察料

(イ) 薬剤又は治療材料の支給費

(ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術料

(エ) 病院又は診療所への収容経費

(オ) 看護料

イ 費用の限度

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

(イ) 一般の病院又は診療所による場合

a 国民健康保険の診療報酬の額以内

b 診療報酬点数は、当該医療機関が採用しているものとする。

(ウ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(エ) 日当（1人1日当たり）

a 医師「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

b 薬剤師「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

c 保健師及び看護師「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

ウ 負担方法

医療の救護を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

(7) 整備書類

健康福祉部保健・感染症予防班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救護班活動状況（災害救助法様式8）

イ 病院診療所医療実施状況（災害救助法様式9）

ウ 支払関係証拠書類

2 重症患者の搬送

(1) 健康福祉部保健・感染症予防班長は、医療の救護を行った者のうち、収容する必要のある者を救急病院等へ搬送するときは、岳南広域消防組合に依頼する。

(2) 原則として岳南広域消防組合の救急車両等により患者の搬送を行うが、災害の状況により車両が調達できないときは、総務部管財・有線班長に調達の要請を行い実施する。

(3) 健康福祉部保健・感染症予防班長は、車両による搬送が困難と認めるときは、本章第9節「ヘリコプターの運用計画」に基づくヘリコプターによる輸送を検討し実施する。

3 医薬品等の調達・供給

(1) 健康福祉部保健・感染症予防班は、本計画に係る医薬品等の調達を総務部財政班長の協力を得て実施し、救護班等に供給する。

(2) 発災直後の緊急を要する医薬品等の調達は、前章第6節「救助・救急・医療計画」に基づき、備蓄薬品により対応する。

第3 災害拠点病院の対応

北信総合病院は、地域の基幹病院として、また災害時の拠点医療機関として、あらかじめ定めた防災計画に基づき、災害時の医療活動に積極的に対応する。

第7節 消防・水防活動

実施担当部：消防部
建設水道部

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な活動

- 1 消防計画に基づき、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助救急活動等の消防活動を行い被害の軽減を図る。
- 2 水防計画に基づき、洪水による水害、堤防その他施設の損壊による浸水等の防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行い被害の軽減を図る。

第1 消防活動

1 出動体制

消防計画に定める出動体制とする。

2 警報発令時の体制

火災警報発令時は、火災が発生すれば気象の状況により、急速に延焼拡大のおそれがあるので、警戒に万全を期するため関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発にあわせて消防機関としてもこれに対処するため、消防署員・消防団を待機させ出動体制をとる。

待機場所は、団本部要員は消防署に待機し、各部においては各部の消防詰所とする。

3 事業所等の消防活動

防火管理者等は、災害時には消防計画に基づき被害を最小限にとどめるため、下記の消防活動を実施するものとする。

- (1) 災害発生時の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (2) 危険物、毒劇物、高圧ガス等の流出、漏洩時の緊急措置に関すること。
- (3) 被害状況の把握、情報収集及び伝達に関すること。
- (4) 避難場所及び避難方法に関すること。
- (5) 救出及び応急手当等に関すること。
- (6) 災害時の任務分担に関すること。
- (7) 地域住民に対する初期消火活動等の協力に関すること。

(8) その他災害時において必要と思われること。

4 災害応援体制

(1) 非常招集体制

消防署員・消防団員は、消防計画及び水防計画により招集する。

(2) 応援体制

岳南広域消防本部は、「長野県消防相互応援協定により、応援出動を要請する。

消防団管轄区内で発生した災害に対処できないときは、町長は必要に応じて他市町村長に消防団の応援出動を要請する。

第2 水防活動

1 雨量水位の伝達

水防管理者（町長）は相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、雨量、水位の状況を把握し、必要に応じて関係機関に通報する。

2 巡視及び警戒

(1) 水防管理者（町長）は水防警報が発令され、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、消防署員、消防団員に水防区域の巡視及び警戒を命令する。

(2) 消防署員、消防団員は異常を発見したときは、直ちに水防管理者（町長）に連絡する。

3 決壊等の通報

(1) 水防管理者（町長）は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を北信建設事務所長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報する。

(2) 水防管理者（町長）は、堤防が決壊した場合、又は決壊の危険にひんした場合は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、避難の立ち退き等、必要な指示を行う。

(3) 水防管理者（町長）は、立ち退き等を指示した場合、中野警察署長にその旨を通知する。

4 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所にできる限り被害が拡大しないように、その応急措置としての現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、適切な工法により応急活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

5 応援による水防活動の実施

(1) 水防管理者（町長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

(2) 水防管理者（町長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第9節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする

第3 活動の内容

山ノ内町消防計画及び山ノ内町水防計画による。

第8節 要配慮者に対する応急活動

実施担当部：健康福祉部

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、十分配慮した応急活動を行う。

主な活動

- 1 区、自主防災組織等の協力を得て、迅速な情報収集を行う。
- 2 収容施設の確保を行う。
- 3 避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備を行う。
- 4 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 5 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

第1 収容施設の確保

救助班長は要配慮者の収容施設として、次の施設を確保するように努める。

- 1 山ノ内町地域福祉センター、特別養護老人ホームいで湯の里、文化センター、ふれあいセンター、公民館、学校
- 2 各地区集会所

第2 避難収容活動

- 1 防災気象情報、避難情報等の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メール地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

- 2 要配慮者の状況把握及び避難誘導

町は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する個別避難計画に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものと

する。

3 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(4) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(5) 感染症対策

感染症の流行下における避難所等運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とする。

4 在宅者対策

災害発生後、避難所等に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

町は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

第3 広域相互応援体制等の確立

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町内のみの体制では対応できない場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

第4 外国人、観光客への対応

救助班長及び観光商工班長は、外国人、観光客への情報提供を行うとともに、必要に応じて避難所等への収容等応急対策を実施する。

第9節 ヘリコプターの運用計画

(災害対策本部全部)

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続きを行う。

第1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

1 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機種	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP I	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	エアバスAS365N3	13	○		○	○
	レオナルドAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
信州ドクターヘリ		6				

2 実施計画

- (1) 災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。

第2 出動手続きの実施

1 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

2 実施計画

(1) 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。

(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)

- ・災害の状況と活動の具体的内容
(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況

(2) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。

(3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。

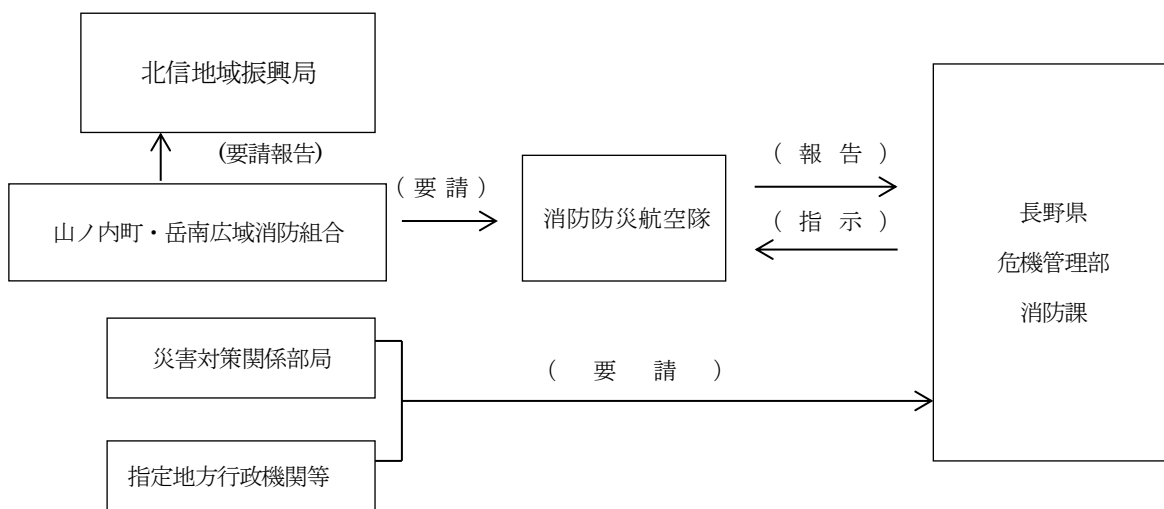
(4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

(5) 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。

(別記) [ヘリコプター要請手続要領]

[1] 消防防災ヘリコプター

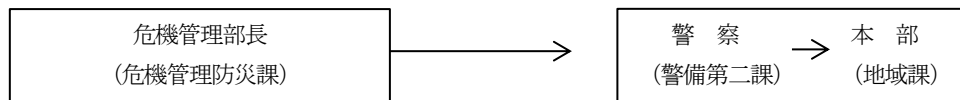
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



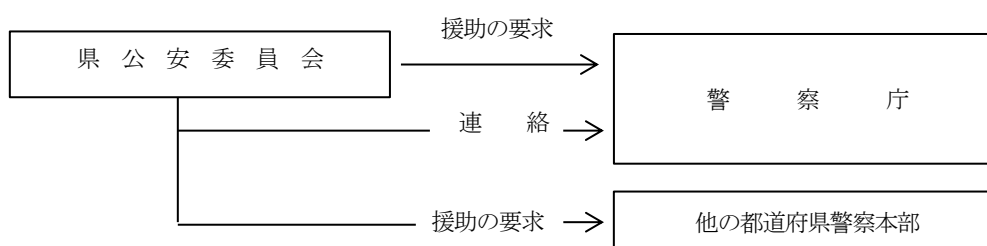
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷすいち」

[2] 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合、又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



[3] 広域航空消防応援ヘリコプター

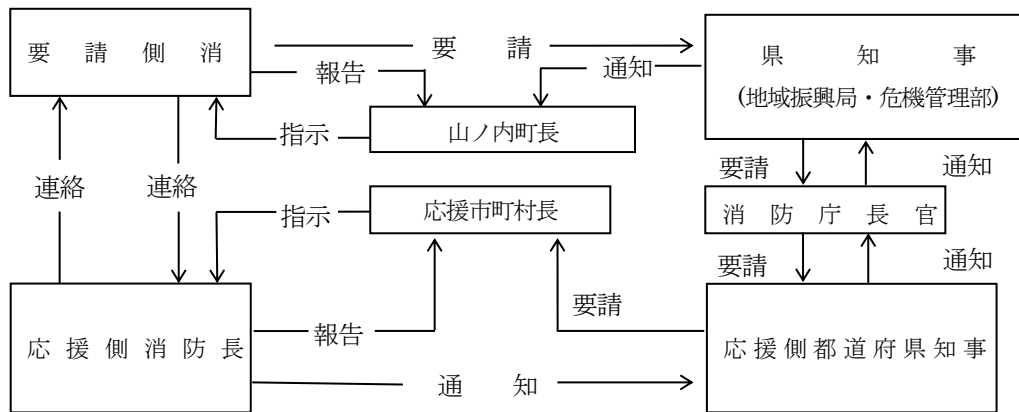
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は以下のとおり。

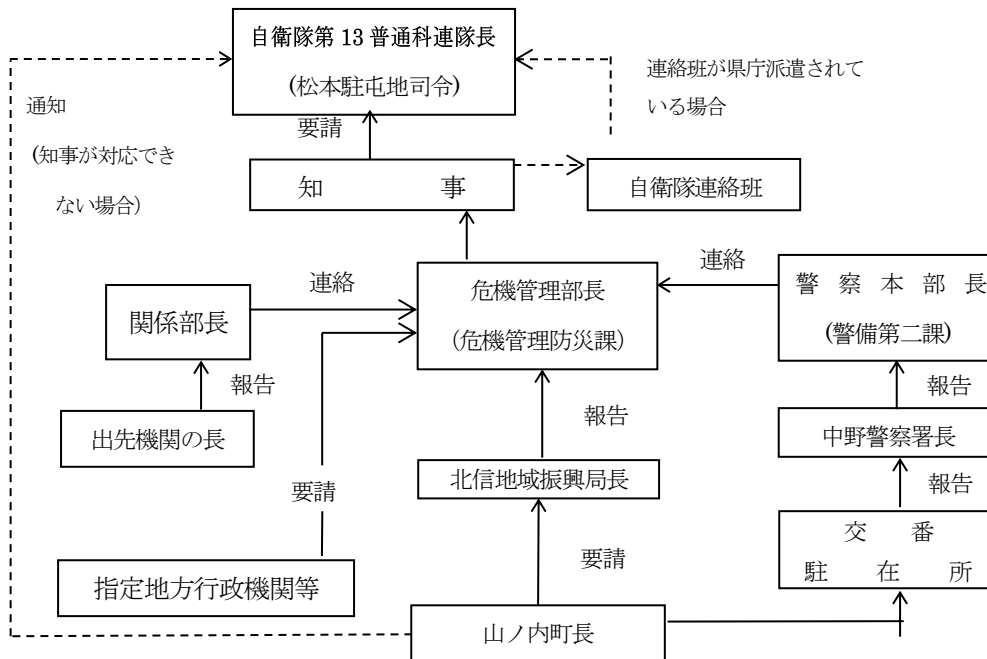
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡県	浜松市	名古屋市

(2) 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	三重県
福井県	静岡県	愛知県	京都府	大阪市	石川県

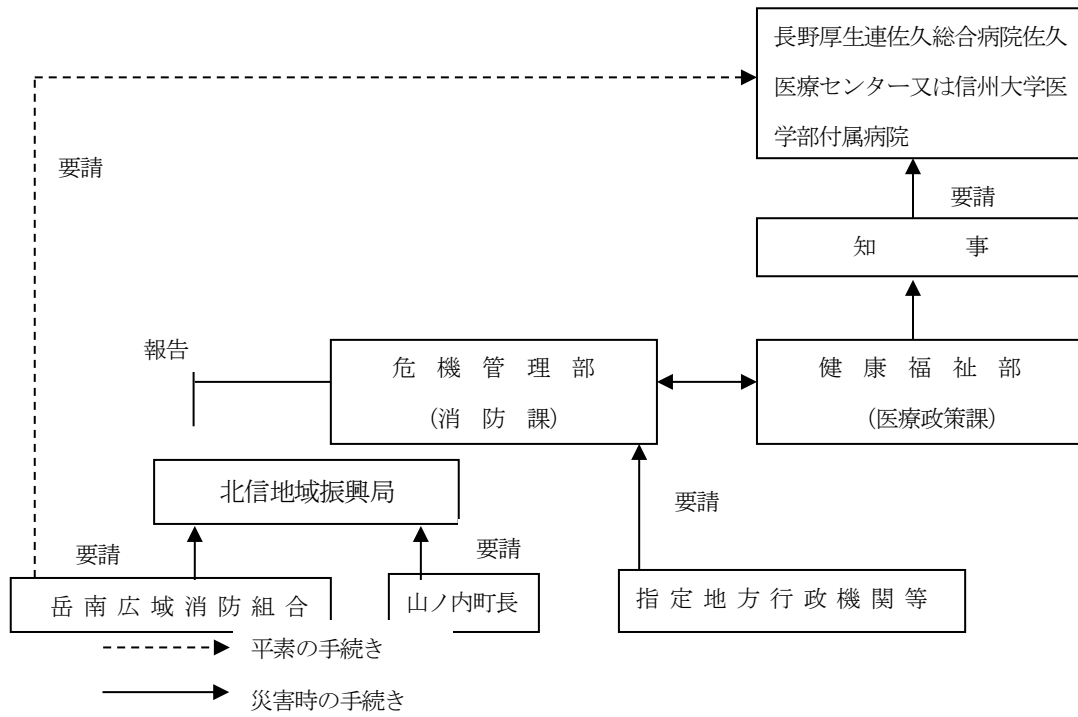


[4] 自衛隊ヘリコプター



[5] ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は総務部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第 10 節 緊急輸送活動

実施担当部：建設水道部

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、輸送用車両、輸送道路及びヘリポート等の確保を行う。

主な活動

- 1 緊急輸送道路の確保のための交通規制、応急復旧を実施する。
- 2 緊急用ヘリポート、物資輸送拠点を確保する。
- 3 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的な輸送体制を確立する。

第1 実施責任者

建設水道部建設班長は、各班長と緊密な連携をとり、交通情報の収集、輸送車両及び物資輸送拠点等の確保など、輸送に関する総合的な体制を確保し、円滑な輸送活動を実施する。

第2 輸送方法

1 自動車による輸送

(1) 輸送車両の調達

建設水道部建設班長は、効率的な輸送体制を確保するために、総務部地域防災班長と連携して、町有車両の活用を最大限に図るとともに、必要に応じて次の順序により輸送車両の確保に努める。

- ア 官公署及び公共団体の車両等
- イ 民間輸送業者の車両等
- ウ その他自家用車両等
- エ 自衛隊の車両等

(2) 緊急通行車両の確認手続

建設水道部建設班長は、災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制が行われた場合には、中野警察署長に申し出て緊急輸送に必要な車両（町有の車両を除く。）の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を收受する。

なお、発災直後の緊急時には総務部地域防災班長が、県及び県警察に緊急通行車両として事前届出車両を活用し、確認事務を円滑に受ける。

(3) 燃料等の調達

建設水道部建設班長は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、総務部財政班長と協力し、調達先の確保に努める。

2 鉄道による輸送

建設水道部建設班長は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、長野電鉄株式会社湯田中駅長に協力を要請し、輸送を実施する。

3 航空機・ヘリコプターによる輸送

建設水道部建設班長は、災害の状況によって空中輸送を必要とするときは、総務部地域防災班長に対して、自衛隊による空中輸送について派遣要請の手続を行うよう求めると同時に第4項によるヘリポートの確保を要請する。

第3 輸送手段の確保

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

第4 物資輸送拠点、緊急用ヘリポートの確保

1 物資輸送拠点の確保

建設水道部建設班長は、緊急輸送計画に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して、確保する。

2 緊急用ヘリポートの確保

(1) ヘリポート確保の原則

ヘリポートの指定は、前章第9節「緊急輸送計画」のとおりであり、避難所（避難場所）と競合しない場所を選定する。

また、円滑な応急活動を実施するために指定された場所以外のヘリポートについて、次により積極的に対応する。

ア 宅地や工場等の敷地として造成され、未だ建物が建設されずヘリポートとして利用できるところを借り上げ等により利用する。

イ 民間会社が所有するグラウンドを借り上げ等により利用する。

ウ 農地を借り上げ等により利用する。

(2) 拠点ヘリポートの確保

拠点ヘリポートは、次の1か所を確保する。

ア 施設名 夜間瀬川リバースクウェア

イ 所在地 山ノ内町大字戸狩 1203 番地 1

ウ 管理者 山ノ内町

3 ヘリポートの開設

岳南広域消防組合は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。

(1) 地馴らし

板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等を実施する。

(2) 発着点の標示

ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用いて幅 30cm 程度の白線で直径 20m の円を描き、中央に H の文字を記す。

(3) 風向の標示

地上風の状態をヘリコプターのパイロットに確認させるため、吹き流しを設置する。吹き流しは、布製で風速 25m/S 程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着に支障のないよう発着点から約 40m～50m 離れた地点で、かつ施設、地形等による影響の少なく、パイロットから見えやすい場所を選ぶ。

第5 緊急輸送道路の確保

1 交通規制の要請

建設水道部建設班長は、緊急輸送道路を確保するため、交通規制が必要と認めたときは、中野警察署長に交通規制を要請し、又は、町道については自ら、国県道については北信建設事務所に要請し交通規制を行う。

2 応急復旧

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

また、建設水道部建設班長は、緊急輸送道路を確保するため、総務部地域防災班長と連携して、緊急度の高い道路から優先して応急復旧を行い、また、国県道については北信建設事務所等関係機関に要請する。

第6 輸送の範囲

1 被災者を避難させるための輸送

- (1) 避難命令に基づき避難する住民の輸送
- (2) 罹災者を誘導するための人員、資材等の輸送

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者又は産婦を救助班の仮設する診療所、病院、産院等に入院させる場合の輸送
- (2) 救助班に関する人員の輸送

3 被災者救出のための輸送

- (1) 救出された被災者の輸送

- (2) 救出のために必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送
 - (1) 飲料水の輸送
 - (2) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
 - (1) 被服、寝具その他生活必需品の供給のための輸送
 - (2) たき出し用食料等の輸送
 - (3) 学用品支給のための輸送
 - (4) 保健防疫班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送
 - (5) その他被災者救援の目的のために直接使用される一切の物資の輸送
- 6 遺体の捜索のための輸送
 - 遺体捜索のために必要な人員及び資材等の輸送
- 7 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
 - (1) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検案のための人員の輸送
 - (2) 遺体の処置のための衛生材料等の輸送
 - (3) 遺体発見場所から一時安置所までの移送
 - (4) 遺体の輸送
 - (5) 遺体を移送するための人員の輸送
- 8 その他応急対策活動を実施するために必要なものの輸送

第7 輸送の期間

各応急対策活動の実施期間とする。ただし、実情に応じて延長する。

第8 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) 運送費（運賃）
- (2) 借上料
- (3) 消耗器材費
- (4) 燃料費
- (5) 修繕費

2 負担方法

輸送を実施するために支出する費用は、災害援助法が適用された場合は、その費用の通常の実費（ただし、第6「輸送の範囲」のうち1から7までに相当するもの）を県が負担し、その他の場合は、本町が負担する。

第9 整備書類

危機管理部地域防災班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）
- 2 輸送記録簿（災害救助法様式 20）
- 3 支払関係証拠書類（町有車両に係るものを除く。）

第11節 障害物の処理活動

実施担当部：建設水道部

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

主な活動

- 1 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去を実施する。
- 2 除去した障害物の集積場所の確保を行う。

第1 道路・河川上の障害物

1 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

2 実施責任者

建設水道部建設班長は、建設団体等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

3 除去の方法

- (1) 道路上の障害物については、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等応急活動に支障となる道路の除去作業を優先的に行う。
- (2) 河川上の障害物については、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

4 応援協力体制

- (1) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
- (2) 町のみでの実施が困難なときは、長野県等に応援協力を要請するものとする。

第2 住家等にある障害物

1 実施責任者

建設水道部建設班長は、税務部調査班長と相互に緊密な連絡をとり、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。

2 対象者

障害物除去の対象者は、災害によって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が流入しているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となる。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。
- (4) 自らの資力をもって障害物を除去できない者であること。

3 除去の方法

障害物の除去は、住家の現状回復を行うものではなく、あくまで応急的な除去に限り、地元住民等の協力を得て、現物給付をもって実施する。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 工事請負費

イ 直営の場合は、除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ等）等の借上費、輸送費及び作業員賃金

(2) 費用の限度

1 世帯当たりの額は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(3) 負担方法

災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

第3 障害物の集積場所、処分方法

1 原則として現有施設、町有地を活用する。

一時的に町有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

(1) 土石、コンクリート、火山灰等

北信保健衛生施設組合所有の処理場での埋立て処理を行う。

(2) 流木竹、木質の建築廃材等

町有の空地等を利用し、一時的に集積する。

2 応援協力体制

(1) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(2) 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第4 整備書類

建設水道部建設班長は住家等にある障害物の除去を行った場合は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 障害物除去の状況（災害救助法様式 19）
- 2 障害物除去のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- 3 支払関係証拠書類

第 12 節 避難収容及び情報提供活動

実施担当部：（避難情報の伝達）危機管理部
（避難所等の管理・運営）健康福祉部
（応急仮設住宅等の確保）建設水道部

災害の危険から住民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容等、避難収容活動を円滑に実施する。

主な活動

- 1 避難情報の発令は、速やかにその内容を住民に周知する
- 2 町長は必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 町は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第1 避難活動

1 避難の実施責任者

(1) 本部長（町長）（災害全般）

本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者（以下「住民等」という。）に対し、避難のための立退きを指示する（根拠法令：災害対策基本法第 60 条）

(2) 警察官（災害全般）

警察官は、次の場合に該当するときは、必要と認める地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを指示する。

ア 本部長（町長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認める場合。すなわち、町の機能が動かなくなったとき、又は町の職員、消防職員又は消防団員が当該地にいないとき等のため、町長が指示できない場合（根拠法令：災害対策基本法第 61 条）

イ 本部長（町長）から要求があった場合（根拠法令：災害対策基本法第 61 条）

ウ 生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある場合（根拠法令：警察官職務執行法第 4 条）

(3) 災害派遣部隊等の自衛官（災害全般）

災害派遣部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官に代わり、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。(根拠法令：自衛隊法第94条)

(4) 県知事又は県知事の命を受けた職員、水防管理者(町長)(洪水)

県知事又は県知事の命を受けた職員、水防管理者(町長)は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の住民等に対し避難の指示を実施する。(根拠法令：水防法第29条)

(5) 県知事又は県知事の命を受けた職員(地すべり)

県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の住民等に対し避難の指示を実施する。(根拠法令：地すべり等防止法第25条)

2 避難情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は住民等に対し避難情報を発令する。警戒レベルに応じた発令内容は次のとおりであり、発令判断基準は「山ノ内町避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)

ア 発令時の状況

高齢者など避難に時間を要する人には「避難」を促し、それ以外の人には「いつでも避難できるように準備をし、危険を感じたら避難する」ことを促す目的で発令する。

イ 住民等に求める行動

高齢者など避難に時間を要する者は、避難をする。自宅内で明らかに安全が確保できると判断される場合は自宅内での退避も可能である。立退き避難が必要な場合で、安全な親戚・知人宅等に退避できない場合は指定緊急避難場所への避難を行う。上記以外の者は、自らの避難行動を確認し避難準備をし、危険を感じたら避難する。

ウ 避難行動を求める表現

警戒レベル3発令、高齢者など避難に時間を要する人は避難してください。

(2) 避難指示(警戒レベル4)

ア 発令時の状況

災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的に避難を指示する場合。

イ 住民等に求める行動

高齢者等避難の発令後で避難中の住民等は、確実な避難行動を直ちに完了させる。未だ避難行動をとっていない対象住民等は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

ウ 避難行動を求める表現

〇〇地区に□□に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。△△川が氾濫するおそれがあります。〇〇地区で、未だ避難行動をとっていない方は、緊急に避難行動をとってください。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

ア 発令時の状況

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

イ 住民等に求める行動

即ち災害が発生している状況であり、指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねないことから、屋内安全確保も含め命を守る最善の行動をとる。

ウ 避難行動を求める表現

〇〇地区に□□に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。△△川が氾濫しています。〇〇地区で、道路が冠水し通行ができない状況です。避難中の方は、大至急近くの安全な場所に緊急に避難し、屋内安全確保も含め命を守る最善の行動をとってください。

3 避難情報の対象

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の場合及び地域の住民等、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、避難情報を発令する。

なお、避難とは、難を避けることであり、今いる場所が安全なのであれば、そこに留まることも避難である。避難の基本は、災害リスクのある区域から、親戚・知人宅や指定緊急避難場所に立退き避難することである（立退き避難）が、自宅内で明らかに安全が確保できると判断される場合は、自宅内での退避や垂直避難を行う（屋内安全確保）。

- (1) 土砂災害が発生した場合や夜間瀬川、角間川が氾濫し被害が発生した場合
- (2) 長野地方气象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合
- (3) 長野県・長野地方气象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域で大雨警報（土砂災害）の危険度分布がうす紫色の区域）
- (4) 長野県から夜間瀬川水防警報（氾濫危険水位到達情報）が発表され、避難が必要と判断される浸水想定区域
- (5) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (6) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (7) 火災が随所に発生し、延焼危険があり人的災害が予測される地域
- (8) 火災の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (9) 避難路の断たれる危険のある地域

- (10) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (11) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が発生し、広域にわたり人的被害が予想される地域

4 高齢者等避難を発令する基準

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 3 の地域の住民等に対し、高齢者等避難情報を発令するものとする。

- (1) 長野地方気象台から大雨警報又は洪水警報、警戒レベル 3 相当が発表され、避難を要すると判断される地域
- (2) 長野県から夜間瀬川水防警報（氾濫危険水位到達情報）避難判断水位 1.4m、警戒レベル 3 相当情報が発表され、避難を要すると判断される地域

5 避難指示を発令する基準

災害が発生する可能性が極めて高い状況で、全員が避難を必要とすると認められるときは、上記 3 の地域の住民等に対し、避難指示を発令するものとする。

- (1) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、緊急に避難を要すると判断される地域
- (2) 長野県から夜間瀬川水防警報：氾濫危険水位 1.8m、警戒レベル 4 相当情報が発表され、緊急に避難を要すると判断される地域

6 避難の実施責任者の報告等の義務

- (1) 本部長（町長）（根拠法令：災害対策基本法第 60 条）

ア 報告の義務

本部長（町長）は、次に掲げる内容について、北信地域振興局を通じて県知事に報告する。

なお、避難の必要がなくなった場合も、直ちにその旨を公示するとともに、県知事に報告する。（長野県防災情報システムを活用する。）

- (ア) 発令の日時
- (イ) 発令者
- (ウ) 発令の理由
- (エ) 避難の対象区域
- (オ) 避難場所

イ 通知

必要に応じて、次の機関に報告の内容を通知する。

- (ア) 防災関係機関（中野警察署等）
- (イ) 指定緊急避難場所として利用する学校等の施設の管理者

(2) 警察官

ア 災害対策基本法第 61 条による措置を行った場合（根拠法令：災害対策基本法第 61 条）
避難の指示を実施したことを町長に通知する。

イ 警察官職務執行法第 4 条による措置を行った場合（根拠法令：警察官職務執行法第 4 条）

避難の指示を実施したことを順序を経て公安委員会に報告する。

(3) 災害派遣部隊等の自衛官（根拠法令：自衛隊法第 94 条）

避難の指示を実施したことを防衛庁長官の指定する者に報告する。

(4) 県知事、県知事の命を受けた職員

ア 水防法第 29 条による措置を行った場合（根拠法令：水防法第 29 条）

避難の指示を実施したことを中野警察署長に通知する。

イ 地すべり等防止法第 25 条による措置を行った場合（根拠法令：地すべり等防止法第 25 条）避難の指示を実施したことを中野警察署長に通知する。

(5) 水防管理者（町長）（根拠法令：水防法第 29 条）

避難の指示を実施したことを中野警察署長に通知する。

7 避難情報の発令方法

(1) 避難情報の伝達事項

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 避難を必要とする地区名及び対象者

オ 避難をすべき理由

カ 避難の時期・時間

キ 指定緊急避難場所

ク 避難経路又は通行できない経路

ケ 危険の度合い

コ 住民のとりべき行動や注意事項

(ア) 自宅の災害リスクの確認（防災マップの確認）

(イ) とりべき避難行動の確認（屋内安全確保、立退き避難：安全な親戚・友人宅、車で避難または指定緊急避難場所）感染症のリスクを考慮する。

(ウ) 屋内安全確保では、山から離れた部屋や上階等への垂直避難

(エ) 立退き避難する場合は、

a 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置

b 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策

c 家の戸締まり

- d 携行品は最小限、マスク等の感染症予防対策品
- e 行動しやすい服装
- f 消防職員、消防団、町職員、警察官等の避難誘導者の指示に従うこと

(2) 伝達方法

ア 区・自主防災組織による伝達

避難情報の伝達を区あるいは自主防災組織を通じて行う場合は、本部長（町長）による避難情報の発令の内容を、総務部財政・管財班長が当該地区内の区長あるいは自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民等に伝達する。

なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め戸別に伝達する。

イ 防災行政無線（同報系）等による伝達

総務部財政・管財班長は、災害広報計画に基づき防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGUメール、ホームページ、SNS、Lアラートを利用して避難情報を伝達するほか、あらゆる広報手段を活用して、避難情報の多重化・多様化に努めるものとする。

8 避難誘導

本部長（町長）は、岳南広域消防組合、消防団、中野警察署、区、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が、安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

避難誘導の方法は、次のとおりとする。

- (1) 危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じて避難所までの誘導者を配置する。
- (2) 誘導にあたっては、傷病者、高齢者、幼児、児童、外国人その他歩行が困難な者等の避難行動要支援者を優先的に避難させる。
- (3) 必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送する。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定権者と設定の基準

(1) 本部長（町長）（災害全般）

災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合に設定する。

（根拠法令：災害対策基本法第63条）

(2) 警察官（災害全般）

ア 町長もしくはその委任を受けた町の職員、消防職員又は消防団員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合に設定する。（根拠法令：災害対策基本法第 63 条）

イ 生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に設定する。（根拠法令：警察官職務執行法第 4 条）

(3) 消防職員又は消防団員

ア 水災を除く災害全般

災害現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。

（根拠法令：消防法第 28 条、第 36 条）

イ 洪水

水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を主目的に設定する。

（根拠法令：水防法第 21 条）

(4) 災害派遣部隊等の自衛官（災害全般）

自衛隊法第 83 条第 2 項の規定による災害派遣部隊等の自衛官は、町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限り、設定する。

（根拠法令：自衛隊法第 94 条の 3）

2 通知の義務

(1) 警察官（根拠法令：災害対策基本法第 63 条）

警察官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を町長（本部長）に通知する。

(2) 消防職員又は消防団員

消防職員又は消防団員が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を町長（本部長）に報告する。

(3) 災害派遣部隊等の自衛官

災害派遣部隊等の自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を町長（本部長）に通知する。

3 実施方法

警戒区域に設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をし、避難に支障のないように措置する。

4 避難の指示と警戒区域の設定

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を指示することをいう。

警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は次のとおりである。

(1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は地域的にとらえ、立入制限、禁止及び退去指示によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

第3 避難誘導活動

高齢者等避難、又は避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする

実施計画

(1) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ク 被害が広範囲で、大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は北信地域振興局を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第4 避難者収容活動（指定緊急避難場所）

1 対象者

(1) 避難情報による避難者

2 実施責任者

健康福祉部救助班長は、本部長（町長）の指示に基づき指定緊急避難場所を開設し、避難者の収容及び保護を行う。

3 指定緊急避難場所の開設方法

(1) 指定緊急避難場所の選定

指定緊急避難場所は、災害及び地域の状況により安全な施設を選定する。指定緊急避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

町有の施設だけで対応できないときは、公会堂その他公共施設を指定緊急避難場所にあてる。

(2) 施設管理者に対する連絡

指定緊急避難場所を開設しようとするときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。ただし、事態が急迫し連絡のいとまがない場合は、直ちに指定緊急避難場所を開設した後、その施設の管理者に連絡する。

(3) 指定緊急避難場所管理責任者の派遣

指定緊急避難場所を開設したときは、運営、建物の維持管理のため管理責任者を派遣する。

(4) 指定緊急避難場所の開設及び収容状況の報告

指定緊急避難場所を開設したときは、直ちにその開設及び収容の状況を本部長（町長）に報告する。

報告事項は次のとおりとする。

ア 開設の日時及び場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ 給水の要否及び給水必要量

オ 給食の要否及び給食見込数

(5) 指定緊急避難場所の開設についての広報

指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに防災無線、戸別受信機、SUGU メール、Lアラート等で開設情報を発信する。

4 施設管理者の対策

指定緊急避難場所としてあらかじめ指定を受けている施設管理者は、平常時から、夜間や休日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を定め、周知徹底するとともに、指定緊急避難場所として使用させる場所についても、あらかじめ優先順位等を定めておく。

また、指定緊急避難場所の運営について協力するものとし、町より指定緊急避難場所管理責任者が派遣されるまでの間、職員を指揮し避難者の収容、保護に努める。指定緊急避難場所の

開設の際、施設に被害があることが分かった場合は、速やかに本部長（町長）に報告するものとし、避難者によって、施設が既に避難場所となっている場合は、その旨を速やかに本部長（町長）に報告する。

5 指定緊急避難場所の管理運営

(1) 指定緊急避難場所の応急復旧

災害や避難の状況により、やむなく被害を受けた施設を指定緊急避難場所として開設した場合の事後措置を次に示す。

ア 指定緊急避難場所の管理責任者は、施設の被害状況を施設管理者とともに調査し、健康福祉部救助班長に報告する。

イ 指定緊急避難場所の管理責任者は、被災個所周辺に縄張り等をして、立入り禁止の措置を行い、避難者の安全を図る。

ウ 健康福祉部救助班長は、関係班長の協力を得て、指定緊急避難場所の応急復旧を実施する。

(2) 管理運営の方法

健康福祉部救助班長は、施設の管理者及び区長等の避難者の代表の協力を得て、指定緊急避難場所の管理運営にあたる。

ア 避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病の有無、給水・給食の必要数量等を把握する。

イ 指定緊急避難場所となっている施設の備品・用品などの利用は、施設管理者の承認を得る。

ウ 感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とする。

第5 指定避難所への移行

1 災害により住家に被害を受け、居住の場所を失った被災者に対し指定避難所を提供する。また、指定避難所を兼ねている指定緊急避難場所は指定避難所に移行する。

(1) 災害の状況や避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による避難所運営のための組織化に努める。このとき、ボランティア等の協力も得て行う。

(2) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。（第8節「要配慮者に対する応急活動」参照）

(3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(4) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被

災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (5) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (6) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (ア) 介護職員等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入要請
 - (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - (オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (9) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

2 経費の負担

(1) 費用の範囲

- ア 作業員賃金（設置・維持及び管理の作業員の賃金）

- イ 消耗器材費（床又は間仕切り用の板、釘、ブロック、清掃用具等）
- ウ 建物、器物等使用謝金、借上費又は購入費
- エ 光熱水費（採暖・湯茶を沸かす経費）
- オ 仮設トイレ及び炊事場の設置費等
- カ 臨時電灯設備費等

(2) 費用の限度

ア 基本額

1人1日あたりの額は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

イ 加算額

冬期（10月～3月）については、別に定める額を加算する。

- ウ 1日とは時間の多少を問わないから、夕刻に収容した場合も、朝退所した場合もすべて1日となる。

(3) 負担方法

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本町が負担する。

3 整備書類

健康福祉部救助班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 避難所設置及び収容状況（災害救助法様式5）
- (3) 支払関係証拠書類

第6 住宅の確保

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び町は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

1 対象者

応急仮設住宅等の供与の対象者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者とする。

2 実施責任者

建設水道部建設班長は、空き室となっている公営住宅の活用を図るとともに、賃貸住宅の借

り上げや、建設団体の協力を得て応急仮設住宅の建設を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することになるが、この場合も県知事の委任に基づき協力する。

3 実施方法

(1) 公営住宅の提供

利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

また、利用可能な公営住宅等について情報を被災者に提供する。

(2) 賃貸住宅の借り上げによる提供

必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げを行い、被災者に住宅を提供する。

また、利用可能な賃貸住宅について情報を被災者に提供する。

(3) 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 建設予定地

原則として、被災地周辺の公園等、町有の空き地を確保して建設する。

ただし、状況によりやむをえない場合は、私有地を借り上げて建設する。

私有地を借り上げる場合は、3か年程度の土地使用契約をする。

イ 構造、規模及び設置費用

(ア) 構造

構造は、一戸建て又はアパート式建築とする。

(イ) 規模及び設置費用

1戸当たりの基準面積は29.7㎡(9坪)とし、その設置費用は「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

この基準は、3人世帯を基準にしたもので、世帯人員により増減させることは差し支えないが、設置する応急仮設住宅全体の平均が基準以内でなければならない。

ウ 設置戸数

応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

エ 入居者の資格及び選定

建設水道部建設班長は、各部の協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、次にあげる入居資格を有する者の中から選定する。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出により居住する家がない者であること。

(イ) 半壊であって、水害により流入して土砂や流木により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者。

(ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者。

(エ) 法に基づく応急仮設住宅に入居していない者。

オ 着工及び竣工期間

原則として、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに竣工させる。

カ 供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、建設工事が完了した日から 2 年以内とする。

4 経費の負担

応急仮設住宅の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

5 整備書類

建設水道部建設班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）
- (2) 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式 6）
- (3) 建築のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- (4) 支払関係証拠書類

第7 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

- 1 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- 2 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 3 この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 4 避難者を受け入れる場合は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- 5 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達

- 1 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- 2 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に

情報提供がなされるよう努める。

- 3 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

第9 指定避難所外避難者対策

町は、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第13節 孤立地域対策活動

実施担当部：（総括）危機管理部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

主な活動

- 1 無線機による通信の確保を図る。
- 2 岳南広域消防組合と連携し、ヘリコプター等による応急対策の実施を行う。

第1 孤立実態の把握

- 1 町は、孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- 2 町は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
- 3 情報収集が円滑に実施できない場合は、ヘリコプター等による現状の把握を行う。

第2 通信手段の確保

- 1 町
職員の派遣、消防無線による中継及び衛星携帯電話等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。
また、東日本電信電話(株)長野支店に対して、災害応急復旧用無線電話の設置を要請する。
- 2 関係機関（東日本電信電話(株)長野支店）
 - (1) 衛星携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。
 - (2) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。
- 3 住民
農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及び携帯電話、スマートフォン等使用可

能な通信手段の活用により、連絡確保に自ら努める。

第3 救出・救助対策

- 1 ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報するものとする。
- 2 ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。
- 3 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。
- 4 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

第4 食料品等の搬送

- 1 町
迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター輸送に関する要請を行う。
- 2 住民
平時から、食料品等の備蓄に努め、孤立した場合には相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

第5 道路の応急復旧

- 1 町
孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。
- 2 関係機関
迂回路の開設、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節 食料品等の調達供給活動

実施担当部：健康福祉部・会計部

災害時に住家の被害等で炊飯できない被災者、避難収容者及び応急対策要員等に対する食品の供給とこれに必要な食料品等の調達を行う。

主な活動

- 1 備蓄食料、炊き出しにより食品の供給を行う。
- 2 県、販売業者等の協力を得て食料品等の調達を行う。
- 3 災害の状況により、民間給食業者からの調達を検討し、実施する。

第1 対象者

食品の供給対象者は、次のとおりとする。

- 1 緊急指定避難場所及び指定避難所に収容された者
- 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊飯ができない者
- 3 旅行者又は一時滞在者等
- 4 災害地における救助作業及び応急復旧作業に従事する者で給食を必要とする者

第2 実施責任者

健康福祉部救助班長及び会計部会計班長は、給食を必要とする者の人員を確認し、食料及び燃料等の調達・供給を実施する。

第3 食料品等の調達

1 主食の調達

町は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地域振興局長）に対して食料（食物アレルギー対応食品、高齢者介護食含む）の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする

2 副食品等の調達

副食品及び調味料等は、商工会等を通じて販売店から調達する。

3 炊き出し用燃料の調達

炊き出し用燃料については、町長が県知事に必要量を申請し、県知事が指定するプロパンガス卸売業者及び小売販売店から調達する。

4 物資調達・輸送調整支援システムの活用

国が運用する物資調達・輸送調整支援システムに、町が備蓄した食料品等の備蓄品を登録す

るとともに、避難収容及び応急対策要員等へ供給する食料品等が不足する場合には、当該システムを活用し、不足分を調達する。

第4 食料品等の供給

1 供給の方法

食品の供給は、山ノ内町赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を求め、災害の状況を考慮し、次の方法で総合的に実施する。

なお、要配慮者への供給については配慮する。

- (1) 山ノ内町赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て、配布供給する。
- (2) 食料供給の期間が長期化する場合、教育部学校教育班長と連携して、学校給食センターを活用し、また、山ノ内町赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て炊き出しを実施する。
- (3) 災害の状況により、食品の供給の期間が長期に及ぶと見込まれるときは、基準を明示して民間の給食業者等より必要量を調達する。
- (4) 計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県に対し物資調達・輸送調整等支援システムを活用して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

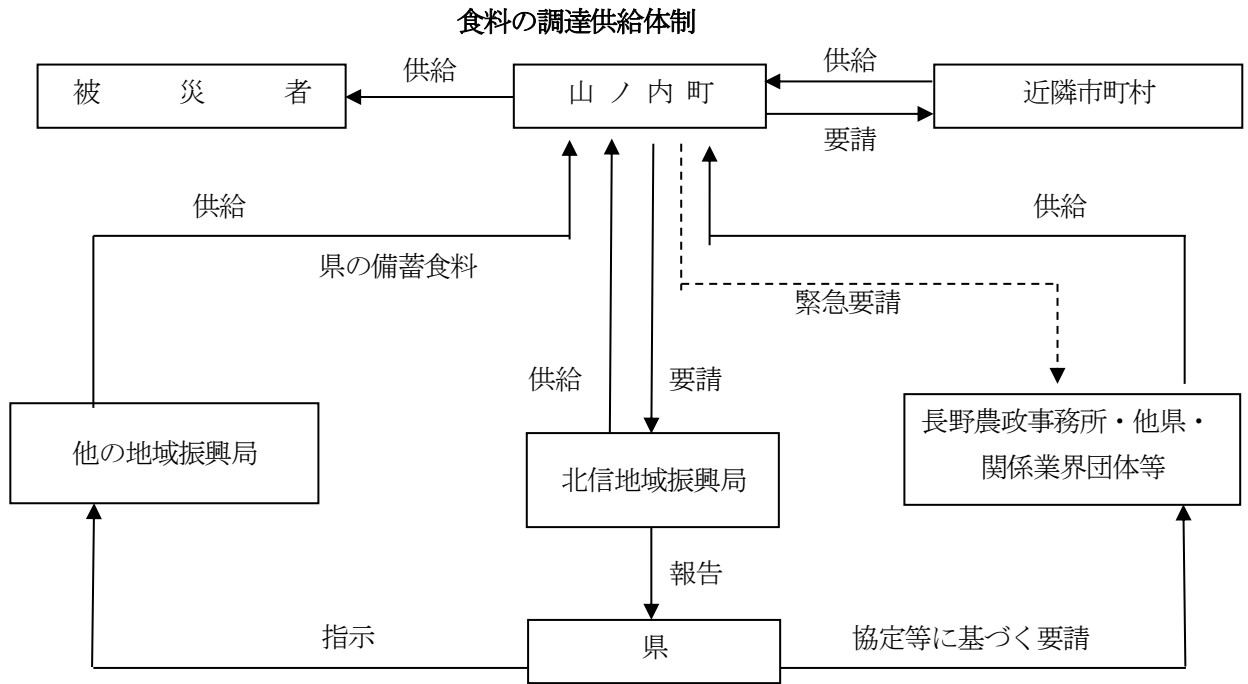
2 炊出しその他による食品の供給

- (1)被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合は1食当たり精米 200g
- (2)被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合は1食当たり精米 300g

3 食品供給の期間

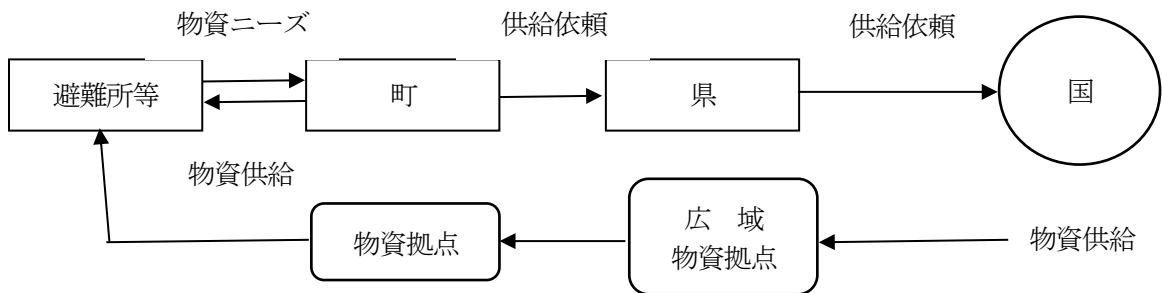
災害発生の日から7日以内とする。

4 食料の調達供給に関する図表



----- は、農政事務所支所長等に対する緊急要請

5 物資調達・輸送調整支援システムに関する図表



第5 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) 主食費
- (2) 副食費
- (3) 燃料費
- (4) 雑費（器物の使用謝金又は借上料、消耗器材費等）

2 費用の限度

1人1日当たりの額は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

3 負担方法

炊き出し、その他による食品の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担（第1の4に掲げる者にかかる費用は除く。）し、その他の場合は、本町が負担する。

第6 整備書類

健康福祉部救助班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- 2 炊き出し給与状況（災害救助法様式7）
- 3 支払証拠書類

第15節 飲料水の調達供給活動

実施担当部：建設水道部

被災地域の住民に、必要最小限の飲料水を確保するため、飲料水の調達及び給水を実施する。飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

主な活動

- 1 安全な飲料水の調達を行う。
- 2 円滑な応急給水により飲料水の供給に努める。
- 3 速やかな水道施設の応急復旧による給水機能の回復に努める。
- 4 必要に応じて、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱による援助要請を行う。

第1 実施機関及び実施責任者

応急飲料水の供給は、町長が実施する。

町の実施責任者は建設水道部上下水道班長があたる。

第2 飲料水の調達準備

- 1 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
- 2 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- 3 給水用具の確保を行うものとする。
- 4 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットルとして換算した量以上の飲料水を準備するものとする。
- 5 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- 6 被災の状況により、町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。

第3 飲料水の調達

飲料水は水道水又は上水道水源から確保する。

道路等の状況により浄水が搬水できない場合は、貯水槽及び井戸水等を「ろ水」し、又は煮沸し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保する。

第4 飲料水の供給

1 供給対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

2 対象経費

水の購入、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上、修繕及び燃料。浄水に必要な薬品又は資材。

3 供給方法

水道水又は上水道水源から給水車等を用いて搬水する。

町において飲料水の供給が困難なときは、近隣市町村、県及び自衛隊の応援を求め町民に供給する。

4 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。

5 給水活動の原則

(1) 災害の状況により必要十分な給水活動を実施し得ない場合は、指定避難所（場所）、救急医療機関、給食施設等に対する重点的な給水を行う。

(2) 給水に必要な車両、資器材の確保に努める。

(3) 給水する飲料水の水質保全を図る。

6 広報活動

総務部財政・管財班長は、断水状況、給水方法等について広報活動を行う。

7 住民への協力要請

給水活動の実施にあたっては、井戸水の利用、飲料水の配給、広報補助等について、住民に全面的な協力を要請する。

第5 水道施設の応急復旧措置

1 水道施設が被災した場合、応急復旧には山ノ内町公営企業職員、水道指定工事店及び資材供給業者の協力を求め復旧を行う。

2 救急医療機関、避難所等、防災上重要な施設からの復旧を行う。

3 消火栓を利用した給水設備を状況に応じて設置する。

第6 経費の負担

1 費用の範囲

(1) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費

ア 運搬車・ポンプ車等の機械の経費

イ バケツ、タル、ビン、水のう等の器具類

ウ ろ水器、自動車等の燃料費（採暖料を除く。）

(2) 浄水用薬品及び資材費

ア 罹災者が直接飲用する水を浄水するものに限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない（防疫対策費として支出すべきものである。）。

イ 浄水用のネル・布・ガーゼ等の経費

2 負担方法

飲料水の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本町が負担する。

第7 整備書類

建設水道部上下水道班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- 2 飲料水の供給簿
- 3 支払関係証拠書類

第8 長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱による援助要請

1 応援活動の要請

県に援助を要請し、県から会長への援助依頼により、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 災害の被害状況
- (2) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）
- (3) 前号の集合日時及び集合場所

2 その他応援要綱（資料2-4）による。

第16節 下水道施設等応急活動

実施担当部：建設水道部

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても機能の確保を図る必要がある。

災害により施設に重大な被害が生じた場合は、被害規模等の情報の早期収集、連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備し、引き続き関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

主な活動

- 1 非常時対応の業務執行体制に沿って速やかに職員を招集し、対策本部の設置等必要な体制をとり、下水道施設等の巡視等を行い、被害個所及び被害状況の把握に努める。
- 2 下水道施設等の損傷や異常を発見したときは、可搬式ポンプや非常用発電機の設置を行い、下水道施設等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるとともに、被害が甚大である場合は、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。

第1 被害個所及び被害状況の把握

- 1 下水道台帳等を活用し、下水道施設等の巡視を行い、早期に被害個所及び被害状況の的確な把握を行い、関係機関の要望に応じ、必要な情報が提供できるよう努める。

第2 応急対策の実施

- 1 管渠
 - (1) 関係業者等の協力を得て、可搬式ポンプによる送水と仮設排水管、仮設水路の設置、管渠・マンホール内の土砂の浚渫等を行い、排水機能の回復を図る。
 - (2) 停電により、マンホールポンプが停止した場合は、関係業者等の協力を得て、発電機の設置や、バキューム車による巡回汲み取りを行う。
- 2 処理場等
 - (1) 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害防止のためやむを得ず、緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関に連絡する。
 - (2) 停電や浸水により下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

第17節 生活必需品の調達供給活動

実施担当部：健康福祉部・会計部

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。特に、女性、乳幼児に配慮した備品（生理用品、紙おむつ、ミルク等）は十分な確保に努めるものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとし、また要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

主な活動

- 1 県及び商工団体の協力を得て、必要な物資の調達を行う。
- 2 山ノ内町赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、迅速な配分を実施する。

第1 対象者

生活必需品の供給又は貸与の対象者は、災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

第2 実施責任者

健康福祉部救助班長は、総務部財政班長とともに被害状況に基づき生活必需品の調達配分計画を作成して、供給又は貸与を実施する。

第3 生活必需品の調達

1 調達方法

備蓄で対応できないものは、次により調達する。

- (1) 山ノ内町商工会等の商工団体の協力を得て、町内の業者等から購入する。
- (2) 災害の状況により、町単独で対応できないときは県又は相互応援協定自治体に応援を要請する。
- (3) 国が運営する物資調達・輸送調整支援システムを活用し、広域的な調達を図るほか、県・国が保有する物資を調達する。

2 生活必需品の品目

(1) 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等）

イ 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等）

ウ 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等）

エ 光熱材料（ライター等）

(2) 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

第4 生活必需品の供給

1 配分

調達された生活必需品は、山ノ内町赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、迅速に配分する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定する。各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用はしない。

2 輸送対策

生活必需品の輸送は、原則として調達先の車両をあてるものとし、災害の状況により困難な場合は、本章第10節「緊急輸送活動」により対応する。

第5 経費の負担

生活必需品の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用されたときは、限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

ただし、特別の事情があるときは、別途、県知事の事前承認（厚生労働大臣の承認）を得て、限度額の引上げを行うことができる。

費用の限度は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

第6 整備書類

健康福祉部救助班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- 2 物資の給与状況（災害救助法様式11）
- 3 支払関係証拠書類

第 18 節 保健衛生・感染症予防活動

実施担当部：健康福祉部

被災後、復旧までの被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による、栄養指導等を行うとともに、食品衛生上の危険防止のための措置をとる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時には、県の指導のもと、まん延防止のため感染症予防法に基づいた対応をとる。

第1 保健衛生活動

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

健康福祉部保健・感染症予防班長は、保健師、栄養士を被災地又は避難所に派遣し、被災者の健康を確保するため、心身双方に係る健康相談、栄養指導等を実施する。

また、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

1 健康相談等の実施

被災者の健康を確保するため、救助班との連携を図りながら、避難所等に保健師等を派遣し被災者の心身双方に係る健康相談を実施する。この場合において、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。

2 速やかな復旧活動等の推進

被災者の避難状況を把握し、健康福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。また、被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

第2 感染症予防活動

災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく患者への医療の提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

- 1 感染症予防対策のための組織を明確にするとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立する。

また、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材の確保を図る。

- 2 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防活動を行う。

また、避難所管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- 3 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

- 4 感染症患者等が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法（昭和23年法律第68号）による臨時予防接種を北信保健福祉事務所の指示に応じて実施する。

- 5 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省通知）に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告するとともに、感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。

- 6 感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区別して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第107号）により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。

第19節 遺体の搜索及び処置等の活動

実施担当部：（搜索活動）現地本部
（処理・埋葬）健康福祉部

災害時において、行方不明の状態にあり、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し救出する場合は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察により行うとされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、中高医師会、飯水医師会、災害拠点病院（北信総合病院）、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、医療機関等による救護班の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

第1 遺体の搜索

1 対象者

搜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

2 搜索の方法

町は、中野警察署及び消防関係機関の協力を得て、人員、機械器具を確保し搜索を実施する。

災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。

遺体を発見した場合は、直ちに中野警察署に連絡する。

3 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 借上費

船艇、その他の搜索に必要な機械、器具の借上費（直接搜索に使用したものに限る。）

イ 修繕費

搜索のために使用した機械、器具の修理費

ウ 燃料費

機械、器具を使用する場合に必要な燃料代及び搜索作業を行う場合の照明用の燃料代等

エ その他

遺体搜索のための作業員賃金及び輸送費は、経理上搜索費から分離し「輸送費」「作業員賃金」に一括計上すること。

(2) 負担方法

遺体の捜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

4 整備書類

現地本部警防班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

(2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式 13）

(3) 支払関係証拠書類

第2 遺体処理の準備

町の遺体処理準備の役割

(1) 町内各寺及び状況により公共用建物を指定して、遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

また、収容に必要な機材を確保する。

(2) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(3) 遺体の保存に使用する棺やドライアイス等の確保については、各種協定に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

第3 遺体の処理

1 対象者

(1) 災害により死亡した者の遺族等が混乱期のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない者。

(2) 身元が判明しない遺体

2 実施責任者

(1) 町

環境衛生班長は、中野警察署と連携を取り遺体の処理を実施する。

(2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院（北信総合病院）により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

3 遺体の処理方法

遺体の処理は、中野警察署と連携を取り実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

(1) 処理内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(2) 処理方法

- ア 中野警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、保健・感染症予防班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて検案を行う。
- ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- エ 身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。
- オ 引取人がない者については、一定期間経過したのち（本部長の判断による。）、火葬処理する。
- カ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- イ 遺体の一時保存のための費用（原則的には、輸送費及び作業員賃金を含む。）
- ウ 救護班によらない場合の検案料

(2) 費用の限度

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。
- イ 遺体の一時保存
 - (ア) 遺体安置所に既存建物を利用する場合
借上げに要する通常の実費
 - (イ) 遺体安置所を野外仮設する場合
1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。
- ウ 救護班によらない場合の検案料
当該地域の慣行料金の額以内

(3) 負担方法

遺体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

5 整備書類

現地本部環境衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 遺体処理台帳（災害救助法様式 18）
- (2) 支払関係証拠書類

第4 遺体の埋葬

1 対象者

災害により死亡した者の遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合、又は身元が不明な場合に応急的な措置として埋葬を行う。

2 実施責任者

現地本部環境衛生班長が実施する。

3 遺体の埋葬方法

(1) 埋葬台帳

遺体の埋葬は、埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付すものとする。

(2) 遺体の搬送等

遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

(3) 火葬

火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きをとる。

火 葬 場

名 称	所 在 地	処理能力
北信保健衛生施設組合 北 信斎場たびだちの森	中野市大字豊津3854-1	火葬炉 3基

(注) 遺体が多数のため、当該火葬場のみでは火葬不能の場合は、隣接市町村の協力を得て行うものとする。

(4) 遺骨の引き渡し

遺族がいる場合は、遺族に遺骨を引き渡す。

(5) 埋葬

遺族がいない場合、又は身元が不明な場合は、町有無縁墓地又は民間納骨施設等へ埋葬する。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 埋葬の際使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、一般の葬祭とは異なるので、供花、供物等は認められない。）

イ 火葬料・埋葬料及びこれに伴う輸送費及び作業員賃金

(2) 費用の限度

ア 大人（満 12 歳以上）

1 体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

イ 小人（満 12 歳未満）

1 体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(3) 負担方法

遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本町が負担する。

5 整備書類

現地本部環境衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 埋葬台帳（災害救助法様式 17）

(2) 支払関係証拠書類

第5 大規模な災害の場合の留意点

- 1 棺、ドライアイス等の資器材の確保
- 2 避難所との競合を考慮した遺体安置所の確保
- 3 火葬場の確保
- 4 災害応援協定（資料 2-3）に基づき、棺等の調達、広域的火葬を要請する。

第20節 廃棄物の処理活動

実施担当部：健康福祉部

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

主な活動

- 1 被害状況を迅速に把握し、廃棄物の適正な収集・処理活動を行う。
- 2 罹災による廃棄物が排出された場合は、広域応援を要請する。

第1 実施責任者

健康福祉部環境衛生班長は各清掃施設の管理者、町の衛生自治会等の協力を得て、適正な廃棄物の収集・処理を行う。

第2 廃棄物処理対策

1 ごみ処理対策

災害廃棄物の発生量を抑えるため分別収集を徹底し、災害時には発生量及び処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行い、県に報告する。健康福祉部環境衛生班長は町の衛生自治会等の協力を得て、収集車の通行の便のよい場所を選定し集積を行い、ごみを収集・処理する。

(1) 収集方法

民間委託業者の車両により収集する。

(2) 処分方法

被災地から収集したごみは、原則として既存の施設で処分する。

粗大ごみ、不燃性ごみ等埋立てごみが多量に排出され、既存の施設で処分できない場合は、第4「がれきの処理」に準ずる。

2 し尿処理対策

健康福祉部環境衛生班長は、建設水道部上下水道班長と密接な連携をとり、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置するとともに、民間許可業者の車両により被災地等のし尿を収集・処理する。

(1) 収集方法

ア 民間許可業者の車両により収集する。

イ 収集が困難な場合は民間委託業者の車両により収集する。

ウ 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽汲み取り量の調整を行い部分収集を実施する。

(2) 処分方法

収集したし尿は、山ノ内町水質浄化センターで処分する。

山ノ内町水質浄化センターで処分できない場合は、他の処分場に協力を依頼する。

(3) 仮設便所の設置

ア 健康福祉部環境衛生班長は、必要に応じて避難所及び被災地に町内等の業者等を通じて仮設トイレを設置する。

イ 洋式仮設トイレの設置等、災害弱者への対応に配慮する。

(4) 整備書類

健康福祉部環境衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

ア 支払関係証拠書類

3 国庫補助

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に北信地域振興局環境課へ報告する。

4 広域応援の要請

健康福祉部環境衛生班長は、常用施設の処理能力を超えるし尿が排出された場合は、県あるいは近隣の市町村等に応援を要請する。

第3 死亡獣畜の処理

獣畜とは、牛、馬、豚、やぎ、羊をいい、これ以外の小動物が死亡した場合は、廃棄物として処理される。

災害により死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。

占有者が不明あるいは占有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合は、健康福祉部環境衛生班長が収集し処理する。このとき農業者の飼育する家畜の場合は、農林部農政班長が連携して処理する。

1 収集方法

占有者の車両や町有車両、民間委託業者の車両により収集する。

2 処分方法

死亡獣畜発見の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上定めた場所に埋立て処理する。

第4 がれきの処理

大量のがれきは、応急対策やその後の復旧事業を進める上で、支障となることは明らかである。

このため、県等の協力を得ながら、その処理、処分方法を確立するように努めるとともに、当面は次により、円滑で適切な処理を行う。

- 1 収集運搬については、業者に協力を求め実施する。
- 2 仮置場、最終処分地の確保に努める。
- 3 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 復旧・復興を考慮に入れ、計画的に行う。
- 5 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理に留意する。

第5 その他処理についての留意事項

- 1 被災地における環境保全の緊急性を考慮し、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- 2 生ごみなどの腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- 3 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- 4 収集、処理に必要な人員、器材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

実施担当部：（社会秩序の維持）健康福祉部
（物資物価対策）観光商工部

災害発生後の社会的混乱を鎮め、民心を安定し社会秩序の維持や物価の安定、必要物資の安定供給を図る。

主な活動

- 1 県との連携をとり、発災後の社会秩序の維持に努める。
- 2 県及び山ノ内町商工会等の関係団体の協力を得て、物価の安定、物資の安定供給を図る。

第1 社会秩序の維持

1 実施責任者

健康福祉部環境衛生班長は、山ノ内町防犯協会、自主防災組織等の協力を得て、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

2 実施方法

(1) 住民への呼びかけ

被災地域に流言ひ語をはじめ各種混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、広報活動をとおして住民に呼びかけを実施する。

また、区組織や自主防災組織等を通じて正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

(2) 情報収集

山ノ内町防犯協会、自主防災組織に協力を求め、情報の収集を行い、必要に応じて中野警察署等の関係機関と連携を図る。

ア 流言ひ語に関する情報

イ 災害に便乗した窃盗事犯発生に関する情報

ウ 災害に便乗した悪質商法事犯発生に関する情報

エ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯発生に関する情報

オ その他生活の安全に関する情報

第2 物資物価対策

1 実施責任者

健康福祉部環境衛生班は、買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

2 実施方法

(1) 住民への呼びかけ

住民の買だめの自粛や事業者の買占め売惜しみ、便乗値上げに関する情報提供を広報活動をとおして住民に呼びかけを実施する。

提供された情報をもとに県と協議し、適切な対応策を講ずる。

また、区組織や自主防災組織等を通じて生活物資の需給動向を伝達し、混乱防止措置に努める。

(2) 協力要請

適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、山ノ内町商工会等の関係団体を通じて事業者に協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

第 22 節 危険物施設等応急活動

実施担当部：消防部

災害発生時において、危険物施設等の被害は施設関係者及び周辺住民に重大な二次災害をもたらすおそれがある。このため施設の管理者等に対し速やかな施設の点検を行わせるとともに、施設に被害が及んでいる場合は、応急措置を実施し危害の防止を図る。

主な活動

県及び危険物安全協会等の関係団体と協力して、危険物施設等における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

第1 危険物施設応急対策

1 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報を収集し、火災爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

2 緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

3 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

4 実施責任者

現地司令部及び岳南広域消防組合は、県及び危険物安全協会等の関係団体の協力を得て、危険物施設における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

5 活動内容

活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理者等に対して緊急点検の実施と、災害が発生し又は発生するおそれがある場合の消防、警察等関係機関への速やかな通報について要請する。
- (2) 現地司令部及び岳南広域消防組合は、危険物施設において危険物の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。
- (3) 現地本部及び岳南広域消防組合は、中野警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域内の住民等の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第2 その他の危険物施設等の応急対策

1 火薬類製造施設等

(1) 実施責任者

現地司令部及び岳南広域消防組合は、施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 現地司令部及び岳南広域消防組合は、火薬類製造施設等において火薬類の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 現地司令部及び岳南広域消防組合は、中野警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

2 高圧ガス製造施設等

(1) 実施責任者

現地司令部及び岳南広域消防組合は、施設にガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 現地司令部及び岳南広域消防組合は、高圧ガス製造施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 現地司令部及び岳南広域消防組合は、中野警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

3 毒物、劇物保管貯蔵施設

(1) 実施責任者

現地司令部及び岳南広域消防組合は、施設に毒物等の流出、火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 現地司令部及び岳南広域消防組合は、毒物等保管貯蔵施設等において毒物等の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため中和剤の散布、延焼防止の活動を迅速かつ的確に行う。

イ 現地司令部及び岳南広域消防組合は、中野警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

ウ 飲料水あるいは地下水が汚染された場合は、山ノ内町公営企業と協力して住民に広報するとともに、飲料水の供給を行う。

4 放射性物質使用施設

(1) 実施責任者

現地司令部及び岳南広域消防組合は、施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機

関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 現地司令部及び岳南広域消防組合は、放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 現地司令部及び岳南広域消防組合は、中野警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第 23 節 ライフライン施設応急活動

実施担当部：建設水道部

基本方針

生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

町としては、各事業体に対し施設の早期復旧のための要請及び協力を行う。

主な活動

- 1 早期復旧のための被害状況等の情報の提供を行う。
- 2 防災上重要な施設からの優先復旧について要請する。
- 3 各事業体からの情報提供をうけ、防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、SNSにより、住民に対する広報活動を行う。
- 4 各事業体の災害復旧に必要となる道路通行のための倒木処理、除雪等の道路啓開処置に協力を行う。

第1 緊急連絡先及び方法

各施設の緊急連絡先及び方法は、表 2-3-12 のとおりとする。

表2-3-12 各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第1順位	第2順位
	緊急連絡先	緊急連絡先
	連絡方法	連絡方法
電気施設	中部電力パワーグリッド(株) 長野支社 飯山営業所	中部電力パワーグリッド(株)ネ ットワークコールセンター
	NTT電話 050-7771-7855	NTT電話 0120-985-232
ガス施設	長野都市ガス 須坂支社	
	NTT電話 026-245-1851	
上水道施設	山ノ内町建設水道課	
	NTT電話 33-3114	
下水道施設	山ノ内町水質浄化センター	山ノ内町建設水道課
	NTT電話 33-3504	NTT電話 33-3114
電話施設	NTT長野支店	
	NTT電話 026-225-4389	
鉄道施設	長野電鉄(株) 湯田中駅	長野電鉄(株) 長野駅
	NTT電話 33-3145	NTT電話 026-226-2681
バス施設	長電バス(株) 湯田中営業所	長電バス(株) 長野営業所
	NTT電話 33-2563	NTT電話 026-296-3208

第2 各事業者への協力

掘削工事を行う場合は、占有物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事現場がふくそうしないための調整を行う。

第3 広報への協力

各施設管理者等の要請により、施設の被害の状況や復旧状況等を、できる限り広報するよう協力する。

第24節 災害広報活動

実施担当部：危機管理部・総務部

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

主な活動

- 1 住民への的確な情報の伝達を行う。
- 2 報道機関への円滑な情報提供を行い、応急活動への協力を要請する。
- 3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第1 実施責任者

災害広報については、通常時は、広報誌は総務課、戸別受信機・SUGU メールなどは危機管理課が行う。

災害対策本部設置時には、危機管理部と総務部が連携するとともに、関係部との緊密な連絡のもとに総務部が担当する。

関係機関は、それぞれの分担事務又は業務についての広報活動を実施し、あるいは広報伝達を依頼することにより、必要な事項の周知徹底を図る。

第2 実施方法

1 広報すべき情報の整理及び検討

危機管理部地域防災班長は、災害及び防災対策に係る情報等を整理し、広報手段別の広報内容を調製し、総務部財政・管財班が広報する。

2 主な広報事項

(1) 気象予報、警報等を収受した場合の広報事項

- ア 気象予報、警報等の内容
- イ 予想される災害の種類と場所
- ウ 事前避難の必要な地区、施設についての避難場所及び避難方向の指示
- エ 避難途上での注意事項
- オ 各種の情報の提供方法

(2) 災害発生後の広報事項

- ア 避難場所・経路・方法等に関する情報
- イ 避難途上での注意事項
- ウ 災害の状況
- エ 降雨、河川水位に関する情報
- オ 水防対策活動の進捗状況
- カ 災害対策本部の設置
- キ 救護所の開設状況
- ク 食料の供給、給水に関する情報
- ケ 水道、電気、ガス等のライフライン施設の復旧状況
- コ 交通情報
- サ 二次災害の防止に関する情報
- シ 医療機関等の生活関連情報
- ス 安否情報
- セ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ソ 各種の情報の提供方法

3 広報の手段

- (1) 防災行政無線（同報系）、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、SNS、消防車等による広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

- (2) 広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。車両は広報車、消防団車両等を用いて実施するものとするが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクにより実施する。

- (3) ラジオ、テレビを通じた広報

ラジオを通じた広報は、同報性・耐災害性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できる。一方、テレビを通じた広報は、耐災害性ではラジオに劣るものの、ラジオ以上に複雑な情報の伝達が期待される。したがって、これらの積極的な利用のため、Lアラートによる広報を行う。

4 避難者への広報

町の施設及び学校等の避難場所に収容されている避難者への広報においては、正確・詳細な内容を伝えるよう努める。

5 報道機関への発表

報道機関に対しては、原則として副本部長が災害に関する情報等を随時の記者会見により発表するとともに、庁舎内に災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

随時の対応のほか、定例記者会見の実施についても検討する。

主な報道機関を資料 6-2 に示す。

6 要配慮者への対応

広報の実施にあたり要配慮者への配慮に留意する。

第3 災害記録の作成

災害全てについて記録の収集、保存に努める。この場合、必要に応じて、民間業者に委託することも考慮する。

第4 住民からの問い合わせ等に対する窓口の設置

必要に応じ、専用電話・FAX、各部からの相談職員の配置により相談窓口を設置する。

第 25 節 土砂災害等応急活動

実施担当部：建設水道部

風水害により土砂災害等が発生した場合、災害の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう本部・現場ともに早急かつ適切な判断に努める。

また、県及び防災関係機関等と協力し危険地域の住民避難等の応急活動を実施するとともに、応急工事の実施を関係機関に要請する。

主な活動

- 1 県及び防災関係機関と連携し、住民等の避難誘導等を行う。
- 2 被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、関係機関に対し応急工事の実施を要請する。

第1 大規模土砂災害活動

警戒避難情報を住民等に提供し、必要に応じて避難情報の発令を講じるものとする。

第2 地すべり等応急活動

1 情報の収集

県河川砂防情報ステーションを活用して情報を収集する。地すべり等の危険区域を重点パトロールするとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

また、地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて、本章第 12 節「避難収容及び情報提供活動」に基づく危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

被害拡大を防止するため県及び防災関係機関等と協力し、排土、雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

県及び防災関係機関等へ土留工、水抜工等の応急工事の実施を要請する。

4 関係機関との連携

(1) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

(2) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関

に必要な情報を提供する。

第3 土石流応急活動

1 情報の収集

県河川砂防情報ステーションを活用して情報を収集する。

また、砂防施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づく危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防施設等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害が拡大しないよう必要な措置を講ずるものとする。

4 関係機関との連携

防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

第4 がけ崩れ応急活動

1 情報の収集

安全に配慮しながらパトロールを行うとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

2 避難誘導

警戒避難情報を住民等に提供し、必要に応じて避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

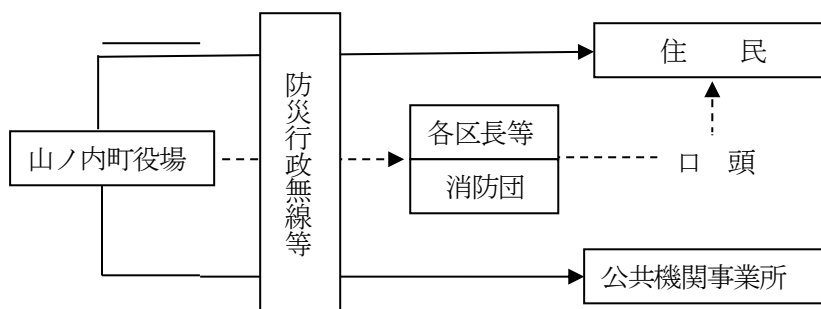
4 関係機関との連携

防災施設の被災状況、がけ崩れの発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

第5 避難情報の発令等の連絡系統等

避難情報の発令（避難体制）

防災行政無線等（同報系、戸別受信機、SUGU メール、SNS、Lアラートなど）



第26節 建築物災害応急活動

実施担当部：（公共施設）施設管理者
（一般建築物）建設水道部
（文化財）教育部
（調査）税務部

建築物の所有者等は災害により建築物に被害が生じた場合は、建築物内の利用者等の安全を確保するために避難誘導等の応急活動を行うとともに、速やかに被害状況を把握し被害の拡大防止のための措置を講ずる。

主な活動

- 1 災害が発生した場合、施設管理者は建築物内の利用者等の避難誘導を行う。
- 2 建築物の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第1 公共建築物応急対策

公共建築物は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には指定緊急避難場所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに施設の被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 一般建築物応急対策

- 1 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
- 2 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- 3 必要に応じて、建設事業者の団体と連携して、応急対策により居住可能な住宅の応急修繕を推進するものとする。

第3 文化財の保護計画

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

教育部社会教育班長は、災害が発生した場合の所有者等がとるべき対策について万全を期すよう指導する。

また、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況、応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第27節 道路及び橋梁応急活動

実施担当部：（一般道路）建設水道部
（農道・林道）農林部

道路は避難路や緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、災害が発生した場合は迅速に被害状況を把握し、必要に応じて、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

主な活動

- 1 道路、橋梁の被害状況を把握し、速やかな応急復旧工事を実施する。
- 2 必要に応じて迂回道路の選定、交通規制等の措置をとり、道路利用者に情報提供を行う。

第1 道路及び橋梁応急対策

建設水道部建設班長は町域内の道路及び橋梁の被害について速やかに把握し、県等それぞれの道路管理者と連携し建設団体の協力を得て迅速かつ効率的な応急対策を実施する。

- 1 町域内の道路及び橋梁の被害について、速やかな県への報告を行う。
- 2 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供に努める。
- 3 応急復旧の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 崩落土砂、瓦礫、倒壊物件等路上の障害物の除去を行う。
 - (2) 迂回道路、代替橋を確保する。
 - (3) 道路の段差、亀裂は土砂、碎石等で路面の復旧を行う。
 - (4) 路肩が欠壊した場合は、柵板等で応急復旧を行う。

第2 農道・林道及び橋梁の応急対策

農林部耕地林務班長は、第1「道路及び橋梁応急対策」に準じた対策を講ずる。

災害の状況により、農道・林道を迂回道路として利用するなど特殊な場合を除き、町道等の一般道路の復旧を優先する。

第3 関係団体との協力

- 1 国及び県の道路管理者及び土地改良区等の関係団体と連携し、情報の収集、交通情報等の提供に努める。
- 2 建設団体等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。
- 3 町のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第28節 河川施設等応急活動

実施担当部：（河川施設）建設水道部
（農業施設）農林部

風水害等による被害を軽減するため水防活動を実施するとともに、県、防災関係機関等と協力して河川施設の応急復旧に努める。

主な活動

- 1 北信建設事務所等の関係機関と連携し、応急復旧を実施する。
- 2 適正な水門等の管理を行い、被害の拡大防止に努める。

第1 河川施設等応急対策

1 情報の収集

北信建設事務所等の関係機関と連携し、工事中の箇所及び危険箇所を重点パトロールするとともに、住民等からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

2 避難誘導

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民等への避難情報を発令する。

3 被害拡大の防止措置

- (1) 北信建設事務所等の関係機関と連携し、水防活動を実施する。特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (2) 土地改良区等の水門管理者に対して、適切な操作を指示する。
- (3) 国・県等の河川管理者に対し、応急復旧工事の実施を要請する。

第2 関係団体との協力

応急活動の実施にあたっては、国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を取り実施する。

第 29 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

実施担当部：該当する各部

災害発生直後は、被害の拡大・二次災害の発生防止が人命救助とともに優先されなければならない。具体的にはそれぞれの応急対策を迅速かつ的確に実施する。

主な活動

- 1 それぞれの災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。
- 2 危険地域や危険物施設等の緊急点検活動等を実施する。

第1 建築物に係る二次災害防止対策

建設水道部建設班長は危険家屋の把握に努め、応急危険度判定士等の協力を得て、被災家屋の倒壊等による二次災害防止のための活動を実施する。

- 1 必要に応じて、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
- 2 町長は、倒壊等の危険があると判断された建築物について立入禁止等の措置をとる。

第2 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

一般道路については建設水道部建設班長が、農道・林道については農林部耕地林務班長がそれぞれの施設の被害状況に関する情報を迅速に収集し、県、北信建設事務所、中野警察署等の関係機関と連携を図り、交通規制、応急復旧を行う。

関係部及び関係機関は次の役割により活動する。

- (1) 道路管理者は速やかに巡視を実施し、道路の被害状況や交通状況等の情報収集に努める。
- (2) 巡視や住民等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- (3) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (4) 巡視や住民等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

第3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながるものであるため、二次災害の発生及び拡大を防止するため、町及び岳南広域消防組合は、本章第 21 節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。この場合、岳南広域消防組合の職員が他の業務のため立入検査を実施できないときは、期間を定めて、消防団員に実施させることができるもの

とする。

- 1 岳南広域消防組合又は消防団は、危険物施設等への立入検査を実施し、その調査指導を行い、安全管理体制の適正を図るため、施設の所有者等に対し、施設点検を実施させる。
- 2 危険物施設等の所有者等は施設点検を実施し、破損、変形、漏えい箇所等を発見した場合は、施設に適合した応急処置を行い、二次災害の防止対策等を講ずる。
また、町及び岳南広域消防組合は危険物管理者に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- 3 二次災害の発生が予想される場合は、施設周辺の住民等に周知するとともに消防団員等に警戒させ、状況に応じて住民等に対し避難を指示する。同時に危険区域への人、車両の立入りを制限する。
- 4 町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、当該危険物施設の使用停止等を命じる。
- 5 危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

第4 河川施設に係る二次災害防止対策

建設水道部建設班は北信建設事務所等の関係機関と協力し、水防活動を実施するとともに、二次災害防止のため、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。また、早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

- 1 活動内容
 - (1) 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
 - (2) 倒木等の流失による二次災害の防止
- 2 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所）の役割
 - (1) 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
 - (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
 - (3) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

第5 山腹・斜面及び溪流に係る二次災害防止対策

建設水道部建設班は北信建設事務所等の関係機関と協力し、山腹・斜面及び溪流に係る二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて他の関係班長と連携して、避難誘導等の活動を実施する。

- 1 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- 2 溪流における土石流や埋積した火山噴出物による泥流の防止
- 3 倒木の流失による二次災害の防止

第30節 ため池災害応急活動

実施担当部：農林部

地元の管理団体と協力して監視を強化し、安全管理上必要があると認めた場合は速やかに応急措置を行い、ため池決壊の防止及び被害の軽減を図る。

主な活動

- 1 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため地元区等の協力をして、応急対策を実施する。
- 2 必要がある場合は、下流域の住民等に避難情報を発令する。

第1 情報の収集

地元区等の受益水利団体と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。

「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」に基づき、ため池管理者とともに点検を行う。

第2 避難誘導

1 町

災害の状況等を住民等に伝達するとともに、必要に応じ危険区域の住民等へ避難情報を発令する。被害が生じた場合は速やかに県、関係機関へ通報する。

2 関係機関

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民等の避難が迅速に行えるよう速やかに町へ通報する。

第3 被害拡大の防止措置

- 1 地元区等の水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。
- 2 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第31節 農林水産物災害応急活動

実施担当部：農林部

被害の状況を把握し、県等の関係機関と連携を図りながら農作物等の被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物等の病害虫や家畜等の伝染病の発生等防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

主な活動

- 1 ながの農業協同組合等関係団体の協力を得て、迅速な被害状況を調査する。
- 2 県及び農林漁業団体との連携を図り、技術指導等必要な応急措置を行う。

第1 農産物災害応急対策

1 農作物

北信農業農村支援センター、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。

また、その被害状況に応じた技術指導、病害虫の発生防止対策を実施するとともにその結果を北信地域振興局に報告する。

2 畜産物

(1) 長野県長野家畜保健衛生所、ながの農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害の状況に応じた技術指導、疾病等の発生防止対策を実施するとともに、その結果を北信地域振興局に報告する。

(2) 死亡獣畜の処理は原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は本章第19節「廃棄物の処理活動」により農林部農政班長と健康福祉部環境衛生班長が連携して行うものとする。

第2 林産物災害応急対策

農林部耕地林務班長は倒木による二次災害の発生防止のための除去や、森林病害虫の発生防除等の応急対策を実施する。

- 1 北信州森林組合等の協力を得て被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に報告する。
- 2 県、北信州森林組合等の関係機関・団体と連携し、技術指導等の必要な措置をとる。

第3 水産物災害応急対策

農林部農政班長は観測機器が異常を感知した場合、又は養殖漁業に影響のある事故が発生し

たことを知ったときは、県等の関係機関・団体の協力を得て、取水制限等の応急対策を実施するとともに、技術指導を行う。

第4 関係団体との協力

県の関係機関及びながの農業協同組合、北信州森林組合等の関係団体と協力・連携し、円滑な応急対策の実施を図る。

第 32 節 文教活動

実施担当部：（学校教育関連）教育部
（保育関連）健康福祉部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、学校、保育園において、児童生徒、園児の安全及び教育の確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。

主な活動

- 1 児童生徒・園児の安全を確保するための避難誘導等の応急対策を実施する。
- 2 迅速な被害状況の把握に努め、円滑な応急教育（保育）を実施する。
- 3 被災した児童生徒に対する教科書の供与、就学援助を実施する。

第1 児童生徒に対する避難誘導等

1 臨時休校等

(1) 実施責任者

教育部学校教育班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒の早退等の措置を学校長に指示する。

(2) 学校長の措置

ア 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

イ 早退等の指示を受けた場合

(ア) 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童生徒、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置をとる。

(イ) 災害の状況等により、児童生徒を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は指定緊急避難場所において保護する。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、学校長は、速やかに教育部学校教育班長に報告する。

2 避難誘導

(1) 実施責任者

教育部学校教育班長は、児童生徒が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれ

がある場合で児童生徒に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に児童生徒の避難の指示を行う。

また、災害の状況によっては学校長に避難先の指示も行うものとする。

(2) 学校長の措置

ア 避難の指示を受けた場合

学校長は教職員の誘導によって、児童生徒を校庭等安全な場所に避難させる。

イ 避難先の指示を受けた場合

学校長は地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒を安全に避難させる。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒を安全な場所に避難させる。この場合、学校長は速やかに教育部学校教育班長に報告する。

エ 避難完了後の措置

学校長は避難完了後、保護者に避難先を周知し、児童生徒を保護者に引き渡す。

第2 応急教育計画

1 被害状況の調査

教育部学校教育班長は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

2 施設の応急対策

(1) 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。

なお、被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして教育施設の確保を図る。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

(3) 備品等

机、椅子が流失、破損等により使用不能となった場合は、授業に支障のないように補充する。

3 応急教育の実施

教育部学校教育班長は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり児童生徒の安全を確保するために必要な教育施設の応急

復旧工事を実施する。

(1) 校舎の被害が軽微な場合

応急復旧措置を行い、授業を行う。

(2) 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用又は屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能な場合

近隣の公民館、公会堂、その他民間施設を借り上げて授業を行う。

ただし、状況により学級合併授業又は二部授業を行う。

4 応急仮設教室の建設

教育部学校教育班長は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

5 教職員の確保

教育部学校教育班長は、教職員が不足すると判断するときは、教職員組織の編成替え及び民間の教育免許状所有者を臨時雇用により補充する。

6 教職員住宅の処置

教育部学校教育班長は、教職員住宅の被害状況を調査し必要な応急処置を行う。

第3 教科書の供与等

所管する学校における教科書の必要数量を把握し調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、北信教育事務所を經由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

第4 学用品の供与

1 対象者

災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、専修学校及び各種学校に在学する者とする。

2 実施責任者

教育部学校教育班長は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の供与を実施する。

3 経費の負担

(1) 費用の範囲

費用の範囲は次のとおりとする。

なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものに

ついて変更して差し支えない。

ア 教科書（文部省検定済教科書又は文部省著作教科書に限る。）

イ 教材

県又は町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書・図鑑等は除外するのが適当である。）

ウ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、こうもり傘、長靴等）

(2) 費用の限度

ア 教科書及び教材については実費とする。

イ 文房具及び通学用品

（ア）小学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

（イ）中学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

（ウ）高等学校等生徒1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

4 整備書類

教育部学校教育班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 学用品の給与状況（災害救助法様式18）

(2) 支払関係証拠書類

第5 学校給食

教育部学校教育班長は、災害発生後の学校給食の確保について、次により対応する。

- 1 災害発生直後においては、学校給食を一時中止するとともに、給食施設及び給食物資納入業者等の被害状況を把握するように努める。
- 2 軽微な被害のときは、給食施設、備品、食器等の洗浄消毒を行い、衛生管理を図るとともに、可能な限り業務を再開する。
- 3 学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- 4 給食業務ができないときは非常食で対応するが、災害の状況によっては各家庭において弁当及び水筒等を用意する。
- 5 災害の状況に応じて、給食センターが炊き出し場所ともなるので、健康福祉部救助班長と連携を図りながら可能な限り協力する。

第6 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

- 1 臨時休園等

- (1) 健康福祉部救助班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。
- (2) 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- (3) 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

2 避難誘導

- (1) 健康福祉部救助班長は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。
- (2) 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。
- (3) 保育園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合、保育園長は、速やかに健康福祉部救助班長に報告する。
- (4) 保育園長は避難完了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

3 被害状況調査及び復旧

- (1) 健康福祉部救助班長は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。
- (2) 保育園長は、施設の被害状況を速やかに健康福祉部救助班長に報告する。

4 応急保育

健康福祉部救助班長は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

第33節 飼養動物の保護対策

実施担当部：（畜産物関係）農林部
（家庭内飼育動物関係）健康福祉部

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び指定緊急避難場所等での飼養等の保護措置を実施する。

主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び指定緊急避難場所等におけるペットの適正な飼育を行う。

第1 実施計画

- 1 町は関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- 2 町は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- 3 町は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

第34節 ボランティア等の受入体制

実施担当部：健康福祉部

町及びボランティア関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が、効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、山ノ内町社会福祉協議会やボランティア団体等の協力を得て、ボランティアによる活動体制を整備する。
- 2 ボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じて資機材等の提供など活動を支援するよう努める。

第1 ボランティア活動の支援

健康福祉部救助班長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援するため、次の対策を講ずる。

1 受入体制等

- (1) 被災地におけるボランティアの必要性を把握し、必要がある場合は山ノ内町社会福祉協議会等の協力を得て、受入体制を整備しボランティアの募集を行う。
- (2) ボランティアの受付、需給調整、相談指導等の受入体制は、山ノ内町社会福祉協議会、ボランティア団体等のボランティアでつくる。
- (3) ボランティアの事故に対応するため、保険加入について検討する。

2 活動拠点等

- (1) ボランティアの活動拠点としてつつみ住民活動センターを、山ノ内町社会福祉協議会の協力を得て確保する。

つつみ住民活動センター

所在地 山ノ内町大字平穩 3252 番地 5

電 話 0269-33-2810

- (2) 災害の状況等により、つつみ住民活動センターを確保できない場合は、他の町有施設等可能な限り活動拠点の確保に努める。
- (3) ボランティア活動を支援するため、必要に応じて物資、資機材等の提供を行う。

3 県への報告

ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

第2 山ノ内町赤十字奉仕団等への協力要請

健康福祉部救助班長は、山ノ内町社会福祉協議会等の協力を得て、山ノ内町赤十字奉仕団、区組織等の民間団体（以下この節において「奉仕団等」という。）に対し、奉仕協力を要請する。

1 奉仕協力の要請方法

健康福祉部救助班長は、奉仕団等の就業計画を作成して、奉仕団等の長に対して、次の事項を通知し要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

2 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難所等における炊き出し作業
- (2) 救援支給作業
- (3) 飲料水の供給作業
- (4) 清掃・防疫作業
- (5) 被害調査
- (6) その他奉仕作業

3 就労記録

奉仕団等の奉仕を受けた各班長は、次の事項について記録し、健康福祉部救助班長に報告する。

各班長から報告を受けた健康福祉部救助班長は、これを取りまとめ本部長（町長）に報告する。

- (1) 奉仕団等の名称、人員及び氏名
- (2) 奉仕期間作業
- (3) その他必要事項

第 35 節 労務供給計画

実施担当部：総務部

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域応援協定に基づく職員等の派遣やボランティア等の協力を得ても、必要な人員が確保できない場合は、この計画により労働者の確保を図る。

主な活動

- 1 災害応急対策活動のために必要な人員を雇用により確保する。
- 2 本部長（町長）等は、災害の状況が急迫している場合は、住民等を応急活動に従事させる。

第1 労働者の雇用

本部長（町長）は災害の状況により応急対策にあたる要員が不足するときは、総務部総務班長に指示し、労働者を雇用する。

1 実施方法

(1) あっせんの要請

総務部総務班長は、労働者の雇用に際し、飯山公共職業安定所にあっせんの要請を行う。

(2) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 遺体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

(3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、本町域における通常の実費額とする。

2 整備書類

- (1) 労働者雇用台帳
- (2) 支払関係証拠書類

第2 強制従事命令

本部長（町長）等は、災害応急対策活動の実施にあたりやむを得ない緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置に従事させることができる。

表2-3-13 強制従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		〃 第65条第2項	警察官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防団長 消防機関の長

表2-3-14 強制従事命令の区分別対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師・歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第36節 義援物資、義援金の受入体制

実施担当部：（総括）健康福祉部

大規模な災害が発生した場合には、県、報道関係機関、山ノ内町社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、義援物資や義援金（以下「義援金品」という。）の募集、受入、配分等を迅速かつ確実に行う。

主な活動

- 1 県及び日本赤十字社県支部等の関係機関と連携して、義援金品の募集、受入れ等を行う。
- 2 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。
- 3 義援金品は、迅速かつ公正に被災者に配分する。

第1 義援金品の募集

- 1 健康福祉部救助班長は、被災者に対する義援金品の募集を必要とするときは、山ノ内町社会福祉協議会、報道関係機関等と連携して募集を行う。
 - (1) 募集の方法、送り先、募集期間等の必要事項を定め、報道機関等を通じて募集する。
 - (2) 義援物資については、受入れを希望する物資のリストを公表する。
 - (3) 被災地で必要とする物資の把握に努め、需給状況を考慮し、募集する義援物資のリストを逐次改定する。
- 2 健康福祉部救助班長は、必要に応じて受付簿を作成して受け入れる。

第2 義援金品の受入れ、保管

健康福祉部救助班長、総務部財政・管財班長及び会計部会計班長は、受け入れた義援金品を被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう、次により適正に管理する。

- 1 義援金
 - (1) 義援金の受入れは、健康福祉部救助班長が行う。
 - (2) 健康福祉部救助班長は、会計管理者名義の別口座を設け、義援金を被災者に配分されるまで適正に管理する。
- 2 義援物資
 - (1) 義援物資の受入れは、健康福祉部救助班長が行う。
 - (2) 健康福祉部救助班長は、物資輸送拠点に義援物資の集積所を設け、被災者に配分されるまで適正に管理する。
 - (3) 災害の状況により、物資輸送拠点が使用できない場合は、輸送に便利な公共施設を選定し、集積所を設ける。

第3 義援金品の配分

健康福祉部救助班長は、義援金品が被災者に対して迅速かつ公平に配分されるよう、県等の関係機関と協議の上、実施する。

義援物資の配分については、区組織、ボランティア等の協力を得て、円滑に実施する。なお、このとき要配慮者に十分配慮する。

第37節 観光地の災害応急対策

実施担当部：観光商工部

観光地において災害が発生した場合、また、観光地への道路が、豪雨、豪雪、地震などにより寸断され、孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、町、関係機関が連携して対応する。

主な活動

- 1 観光地で災害が発生した場合、また、道路の寸断等により孤立状態となった場合には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第1 観光客の安全確保

- 1 県、町、関係機関、関係団体間の災害時における連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- 2 観光地での災害発生時には、町消防計画における救助・救急計画に基づき、中野警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- 3 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

第2 外国人旅行者の安全確保

- 1 通訳ボランティア等を指定緊急避難場所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- 2 観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

第 38 節 災害救助法の適用

実施担当部：（適用手続き）危機管理部
（調査）税務部

町で一定規模以上の災害が発生し、応急的な復旧を必要とする場合、災害発生状況及び被害状況を県に報告し、災害救助法（以下この節において「救助法」という。）の適用を協議するとともに、被災者の応急救助を実施する。

主な活動

- 1 救助法の適用判断のため、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 救助法の適用が必要と判断された場合は、速やかに必要な手続きを行う。
- 3 県との連携を図りながら、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第1 被害状況の把握

税務部調査班長は、本章第 2 節「災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。

第2 救助法の適用

本部長（町長）は町域内における災害が、救助法施行令に定める適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に救助法第 4 条に定める応急的な救助を必要としている場合は、直ちにその旨を県知事に対して、救助法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

1 救助法の適用基準（救助法施行令第 1 条）

救助法の適用基準は、本町の場合、次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、滅失した世帯数（以下この節において「滅失世帯数」という。）が 40 世帯以上のとき。（1 号該当）

ただし、滅失世帯数の算定は、次の方法により行う。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失世帯数}) + (\text{半壊、半焼世帯数} \times 1/2) \\ + (\text{床上浸水世帯数} \times 1/3)$$

- (2) 県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ本町の滅失世帯数が 20 世帯以上のとき。

(2 号該当)

- (3) 県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ本町の被害状況が特に救助を要する状態で

あるとき。(3号該当)

(4) 災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。(3号該当)

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(4号該当)

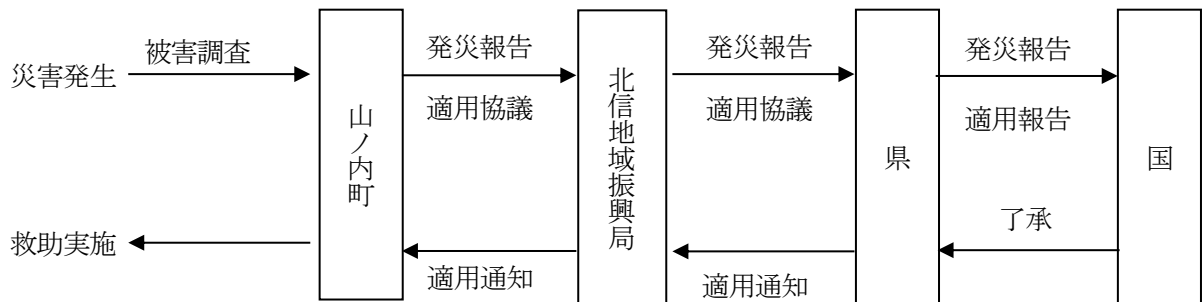
2 適用の手続き

本部長(町長)は災害が前項の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法による救助の適用を申請する。

(1) 適用事務手順

救助法の適用に係る事務の手順は図2-3-10に示すとおりである。

図2-3-10 救助法の適用に係る事務手順図解



(2) 緊急条項(救助法施行細則)

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときには、本部長(町長)は、適用の事前申請にこだわることなく、速やかに救助法の規定による救助に着手し、その後状況を直ちに県知事に報告し、以後の処置に関して県知事の指揮を受けることとする。

第3 救助の実施

救助法適用以降の救助は県が実施することになるが、県知事から救助の一部を委任された事項については本町が実施し、その他の事項についても県知事を補助するように努める。この場合、町は事務委任を受けた救助の実施主体となり、分担し各種応急救助にあたる。

応急救助は、法の基本原則①平等の原則、②必要即応の原則、③現物給付の原則、④現所在地救助の原則、⑤職権救助の原則に基づき実施する。

1 県知事から委任されている事項

救助の種類	県が実施する事務	町に委任されている事務
避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市町村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市町村からの要請による資材調達	その他全て

2 救助法の事務手順

救助法に係る事務の手順は表 2-3-15 に示すとおりである。

第4 救助の内容

救助法による救助の概要は次表 2-3-15 のとおりである。ただし、救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各計画ごとに実施すべき内容を具体的に定めてあるので、それぞれの計画も参照する。

表2-3-15 救助法に係る事務手順一覧

段階	事項	県及び市町村における実施事項		留意事項
		項目	内容	
事前対策	避難予定場所の確保		学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	
	救助物資調達先の準備		1 備蓄物資の確保 2 商工会等との事前打合	
	被害状況報告体制の確立		1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認	
災害発生時点	被害状況の把握		1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度（人的、物的） イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助	
	被害状況の報告（発生報告）		地域振興局総務管理課へ報告（町） 県危機管理防災課へ報告（地域振興局総務管理課）	
救助法の適用時点以降	第一段階	救助法の適用協議	市町村当局（責任者）→地域振興局長→県危機管理防災課長	・口頭報告でよい
		避難情報 指定緊急避難場所等の開設	1 指定緊急避難場所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 指定緊急避難場所等の維持管理	
		被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員等）の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請	

段階	事項	県及び市町村における実施事項		留意事項
		項目	内容	
救助法の適用時点以降	第一段階	炊き出し、その他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者派遣 3 山ノ内町赤十字奉仕団等への炊き出し協力要請 4 給与状況の把握	・避難所等収容者以外の者に対しても給与できる
		飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		遺体の搜索と処理	1 遺体搜索（機械器具借上要員の動員消防団、自衛隊等の協力） 2 遺体処理（洗浄、縫合、消毒、検案一時保存、救護班等の活動）	
救助法の適用時点以降	第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
		中間報告	とりあえず電話報告、後で文書報告（被害状況添付）	
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する	
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		障害物の除去（除雪も含む）	1 対象世帯の選定 2 実施計画（作業員雇上、機械借上、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること
		義援金品の受付開始		
		遺体の埋葬	埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	

段階	事項	県及び市町村における実施事項		留意事項
		項目	内容	
救助法の適用時点以降	第三段階	中間報告 各種救援救助 の実施継続	とりあえず電話報告、後で文書報告 (被害状況、救助実施状況)	
		応急仮設住宅 の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施行→入居	
		住宅の応急修 理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上 (業者委託も可)	
		救助の特別基 準申請	各救助内で特別基準申請の必要あるものについて の要請(救助期間内に電話連絡)	県から国へ申 請
		災害見舞金の 支給	県の災害見舞金交付基準による見舞金	
		災害弔慰金等 の支給	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
		災害援護資金 の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
		確定報告	文書報告(被害状況報告)	

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

災害復旧・復興にあたっては、ただ単に原形復旧にとどまらず、住民の意向を尊重し、将来の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良等にも十分配慮した災害復旧・復興事業計画を立案するため復旧・復興の基本方向を決定し、その推進のため必要な場合は、他の地方自治体の支援を要請する。

また、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図る。

主な取組み

- 1 災害復旧・復興の基本方向の決定とそのための事業実施体制の確立を図り、速やかな復旧・復興事業を進める。
- 2 他の計画との整合を図り、将来を見通した計画的な復旧・復興計画を作成し、早期に住民に周知する。

第1 災害復旧事業実施体制

1 実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備を行い体制の確立を図る。

2 支援要請

実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議の上、支援の要請を行うものとする。

第2 災害復旧事業の立案・実施の方針

1 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、優先すべき事業については、緊急災害復旧事業として実施する。

2 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画

的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 事業期間の短縮

災害復旧事業の実施にあたっては、災害地の状況を考慮し、災害復旧事業の効率的推進を図る。

第3 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧にあたっては、関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、おおむね次の事業について計画・実施する。

1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 河川災害復旧事業

(2) 道路災害復旧事業

(3) 単独災害復旧事業

ア 河川災害復旧事業

イ 道路災害復旧事業

2 都市災害復旧事業

3 農林水産業施設災害復旧事業

4 上水道施設災害復旧事業

5 下水道施設災害復旧事業

6 住宅災害復旧事業

7 社会福祉施設災害復旧事業

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業

9 学校教育施設災害復旧事業

10 社会教育施設災害復旧事業

11 その他施設の災害復旧事業

第4 迅速な原状復旧の進め方

1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

2 主な活動

- (1) 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- (2) 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- (3) 被災市町村からの要請により職員派遣を行う。

3 計画の内容

(1) 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

(3) 職員派遣

ア 町の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」「応急対策職員派遣制度」に基づき、職員を派遣するものとする。

第5 計画的な復興

1 基本方針

風水害等により地域が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

2 主な活動

- (1) 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- (2) 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施を図る。

3 計画の内容

(1) 復興計画の作成

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に町における復興計画を作成するものとする。また、被災地の復興計画の作成に際しては、

地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 防災まちづくり

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

第2節 資金計画

災害復旧事業に係る資金の需要を速やかに把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

主な取組み

- 1 国・県の財政支援が得られるよう、積極的に対応する。
- 2 地方債の発行、地方交付税の繰上げ交付等、あらゆる制度を活用し資金調達に努める。

第1 国による財政援助等

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激特法」という。）に基づく財政援助等を受けるため、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、もって、激甚災害指定の促進に努めるものとする。
- 2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

(注) 公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
 - (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
 - ウ 天災融資法の特例（第8条）
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
 - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
 - (3) 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
 - (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
 - ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
 - エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

3 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和 37 年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和 43 年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(1) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第 2 章：第 3 条、第 4 条）
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第 5 条）
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第 6 条）
- エ 森林災害復旧事業に対する補助（第 11 条の 2）
- オ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条）
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）

4 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

第2 災害復旧事業に係る町の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

1 地方債

- (1) 歳入欠陥債
- (2) 災害対策事業債
- (3) 災害復旧事業債

2 地方交付税

- (1) 普通交付税の繰り上げ交付
- (2) 特別交付税

3 一時借入金

災害応急融資

第3 町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

- 1 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡して、町の必要応急資金量を調査し、その確保に努める。
- 2 応急資金として、町に対し手持資金により融通を行う。ただし、手持資金で不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、援護資金及び住宅資金の貸付け、職業等のあっせん等を行い、住民の自力復興を促進し、住民生活の早期安定を図るとともに、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

主な取組み

- 1 住民相談窓口の設置を行う。
- 2 被災者の生活確保のための対策を実施する。

第1 住民相談窓口の設置（健康福祉課）

1 町の関係各課及び関係各機関に協力を要請して、役場その他適当な場所に、臨時の住民相談窓口を設置し、被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立するとともに、ワンストップサービスの視点を取り入れ、災害による住宅等の被害の程度の認定や災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に災証明を交付するものとする。

- 2 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

町が実施する対策

- ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。
- ウ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- エ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- オ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

第2 被災者の生活確保対策

- 1 住宅金融支援機構融資の相談（建設水道課）

災害復興住宅融資

次に掲げる場合は、被災者に対して、融資が円滑に行われるよう指導し、調査及び被害率の認定を早期に実施する。

- (1) 貸付の対象となる災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を受けた市町村が1以上ある場合

イ 上記に準ずる災害で、主務大臣が指定する場合

- (2) 貸付の適用となる住宅の被害程度

ア 建設、購入

災害による家屋の被害額が原則として、当該家屋のり災直前における価額の5割以上である場合

イ 補修

補修に要する費用が10万円以上である場合

2 公営住宅の建設及び既存公営住宅の活用（建設水道課）

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設あるいは既存の公営住宅を活用し、居住の確保を図る。

また、被害状況により、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施を図る。

(1) 災害公営住宅の建設

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(2) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(3) 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。

(4) 町外避難者への支援

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 災害援護資金の貸付（健康福祉課）

災害救助法の適用を受けた災害により、被害を受け、かつ世帯所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付ける。

貸付基準については、表2-4-2のとおりである。

(2) 生活福祉資金の貸付（長野県社会福祉協議会）

災害により、被害を受けた低所得世帯に対し、生活福祉資金を貸し付ける。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付（県）

母子及び寡婦福祉法に基づき、母子又は寡婦世帯に対し、住宅資金を貸し付ける。

4 被災者に対する職業のあっせん（飯山公共職業安定所）

公共職業安定所においては、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓し、積極的に就職あっせんをするとともに、職業訓練の実施、必要な技術の習得ができるよう努める。また特に就職を希望する者が多い場合には、職員が現

地に出張し、職業相談を実施する。

5 生活保護（健康福祉課）

被災者の臨時的な生活確保の一環として、次の措置を講ずる。

- (1) 生活保護法に基づき、被災者の生活の困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

6 簡易保険、郵便年金契約者、郵便貯金に対する措置等（湯田中郵便局）

(1) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け等

天災等（原則として災害救助法適用地）によって契約者が被災した場合に、信越郵政局長及び現地の郵便局長が必要と認めたときは、おおむね次のような非常取扱いを実施する。

ア 契約者に対して貸し付け可能額の範囲内（郵便年金については30万円まで）で即時に貸し付けを行う。なお、保険証書がなくても郵便局長が流失等の正当な理由によると認められた場合は、貸し付けを受けることができる。

イ 契約者から保険料、掛金の払い込み猶予の申し出があったときは、被災状況等により6か月以内に限り保険料等の払い込みを猶予する。また郵便局で該当すると認められたときは、申し出がない場合でも払い込みを猶予する。

ウ 死亡証明書類を除く他の証明書類及び保険証書等を差し出すことができない場合であっても、特に被災者のために保険金の非常即時払いができる。

(2) 郵便貯金等の貯金者に対する非常払い等

災害救助法が適用された区域内の者に対し、郵便局において次のような非常払い及び料金免除を取扱う。

（注）貯金通帳、貯金証書、印章があるときは、全国どこの郵便局でも金額に制限なく払い戻すことができる。

ア 貯金通帳等をなくした場合、保証人があれば1回限り20万円まで支払う。

イ 郵便貯金の貯金者、郵便為替の受取人等で、印章をなくした場合、ぼ印でも取扱う。

ウ 共同募金会が行う被災者救援募金の郵便振替による払込みは、その払込み料金を免除する。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書の無償交付及び郵便物の料金免除等

ア 災害救助法が適用されその救助を受ける者に対して、通常葉書及び郵便書簡の無償交付をする。

イ 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包郵便物の料金免除を実施することがある。

ウ 被災地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた寄附金・見舞金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施

することがある。

エ 被災地域の被災者が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字物で、速達及び電子郵便とした郵便物の料金免除を実施することがある。

表2-4-2 災害援護資金の貸付基準

世帯主の負傷の有無	被害の程度		貸付限度額	住宅の建直しに際し、残存部分を取り壊さなければならない場合の貸付限度額	据置期間	償還期間
世帯主が負傷により、おおむね1ヶ月以上の療養が必要な場合	ア	家財の損害がその家財の価額のおおむね1/3以上ある場合	150万円		3年	7年 (償還期限は計10年である。)
	イ	家財の損害があり住居に損害がない場合	250万円			
	ウ	家財の損害があり住居が半壊した場合	270万円	350万円		
	エ	家財の損害があり住居が全壊した場合	350万円			
世帯主に負傷がない場合	ア	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円		3年	7年 (償還期限は計10年である。)
	イ	住居が半壊した場合	170万円	250万円		
	ウ	住居が全壊した場合(エの場合を除く)	250万円	350万円		
	エ	住居の全体が滅失、又は、流失した場合	350万円			

7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害見舞金等の交付

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (健康福祉課)

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり支給する。

ア 災害により死亡した者の遺族に対しては、弔慰金を支給する。

イ 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に、精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に定める障害がある者に災害障害見舞金を支給する。

表 2-4-3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給基準

種 類	金 額		支給対象者
災害弔慰金	主たる生計維持者	500万円	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の異常な自然現象により死亡した者の遺族
	その他の者	250万円	
災害障害見舞金	主たる生計維持者	250万円	上記の災害において、一定以上の障害がある者
	その他の者	125万円	

(2) 災害見舞金等の交付（健康福祉課）

災害により、住家又は世帯構成員が被災した世帯の世帯主又は遺族に対して、災害見舞金交付要綱に基づき、見舞金及び見舞品を交付する。なお、死亡に係る見舞金は前項の弔慰金と重複支給はされない。

(3) 信州被災者生活再建支援金の交付（県）

災害により、半壊以上の被害を受けた世帯に対し支援金を交付する。なお、国の被災者生活再建支援制度の対象となる場合を除く。

(4) 災害見舞金の交付（県）

災害により、住家又は世帯構成員が被災した世帯の世帯主又は遺族に対して、災害見舞金を交付する。

8 被災者に対する金融上の措置（関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店）

関東財務局長野財務事務所及び日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関等に対し、次の措置を講じさせる。

- (1) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとること。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等を損失した者に対し、簡易な確認方法をもって払戻しの利便を図ること。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出しに応ずる措置をとること。
- (4) 災害時における手形交換又は不渡処分、金融業務の休日営業等について適宜配慮すること。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮すること。また保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講ずること。

9 租税の徴収猶予及び減免

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 国税の減免等の措置

国税通則法の規定に基づき、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限を延長する等の措置を行う。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定に基づき、被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算の特別措置若しくは徴収の猶予等の措置を行う。

(2) 県税の減免等の措置

ア 県においては、「災害時における県税の減免等の措置について」(昭 45. 3. 30 付税第 225 号総務部長通達)により、被害の実際を考慮し、町と緊密な連絡を図ったうえ、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、減免及び納入義務の免除、課税の一時保留、徴収猶予等の措置を行う。

イ 前項による特別措置のほか、小災害に際しては被害の程度を勘案して、関係法令、条例及び規則等によりそれぞれ措置を講ずる。

(3) 町税の減免等の措置(税務課)

本町においては、被災者の町税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限を延長するとともに、住民税、固定資産税、及び国民健康保険税の減免について山ノ内町税条例等の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

10 医療費の一部負担金、国民健康保険税の減免等

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、国民健康保険税の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(1) 県・国との調整

町は県と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国(内閣府)及び関係機関と連絡・調整を行う。

(2) 国民健康保険被保険者証の再交付、国民健康保険税の減免、徴収猶予等

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や国民健康保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や国民健康保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

11 罹災証明書の交付

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

12 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があると認めるときは、その基礎とする被災者台帳を作成することができる。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ウ 町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町は被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 被災者台帳の利用及び提供

ア 町は、次のいずれかに該当すると認めるときは、先の規定により作成した被災者台帳に記載された情報（以下「台帳情報」）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳に記載されている特定の個人）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 前項の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令に従う。

第4節 被災中小企業等の復興

被災中小企業者等の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

主な取組み

- 1 被災中小企業者等への公的資金のあっせん及び利活用の促進を図る。
- 2 速やかな資金融通のための措置を講ずるように努める。

第1 被災農林漁業者に対する支援（農林課）

被災時における融資等は、災害の規模、被害の程度等によって異なるが、これら制度の利用指導により事業の早期復旧を図る。

1 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に対して次の資金の融通をする。

- (1) 被害農林漁業者に対し農林漁業の経営に必要な資金
- (2) 被害農林漁業組合に対し事業運営資金

2 日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫法等に基づき被災農林漁業者及びその組織する団体に対し、次にいう農林漁業資金の融通をする。

- (1) 農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧に必要な資金
- (2) 災害復旧として行う果樹の改植又は補植に必要な資金
- (3) 災害により、農林業経営に著しい支障を及ぼすような状態に陥った農林業者の経営の維持に必要な資金
- (4) 復旧造林又は種苗養成施設に必要な資金
- (5) 農業、林業、水産、畜産、蚕糸、電気導入及びその他の共同利用施設の災害復旧に必要な資金

- 3 農作物等災害経営支援利子助成事業補助金交付要綱に基づき知事が指定した天災等による農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、農業の災害復旧上必要な資金の融資を行う。

4 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を補償するための農業災害補償法に基づく農業共済制度を実施しており、被害の補償業務の迅速適正化、共済金の早期支払により農業経営の安定を図る。

第2 被災中小企業者に対する支援（観光商工課）

被災中小企業者の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

1 政府系中小企業金融機関の実施する制度

(1) 日本政策金融公庫（国民生活事業）

主に小規模事業者や創業・起業に対し、必要な事業資金が貸付けられる。

(2) 日本政策金融公庫（中小企業事業）

中小企業者及び中小企業等協同組合等（対象業種が定められている。）に対し、設備資金、長期運転資金が貸付けられる。

(3) 商工組合中央金庫資金

中小企業等協同組合法による組合であって、所属している組合及びその構成員に対し、運転資金、設備資金が貸付けられる。

2 県が行う中小企業金融制度

次にあげる各種制度金融の効果的な運用を図る。

(1) 経営健全化支援資金（融資）

(2) 小規模企業発展資金（融資）

(3) 中小企業振興資金（融資）

3 町が行う中小企業振興資金融資制度（観光商工課）

山ノ内町中小企業融資規程に基づく各種制度金融の効果的な運用を図る。

(1) 中小企業振興資金

(2) 小企業特別小口資金

地震災害対策編

第1章 総 則

第1節 過去に発生した地震災害の特性

第1 内陸性（直下型）の地震

本町における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされている。しかし、これらは、直下型地震の発生を否定するものではなく、逆に千年あるいは数百年単位で動くと考えられる活断層の場合は、そのタイムリミットが近づいているとも言われている。

また、直下型の地震は、地震エネルギー（マグニチュード）が小さくても、震源に近い所では被害が大きくなるため、注意が必要である。

県内各地での発生状況は、表 3-1-1 のとおりである。

表3-1-1 震央が県内の主な地震と本町付近の地震

発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考
1847. 5. 8 21時 (弘化4. 3. 24)	138. 2° 36. 7°	7. 4	信濃北部及び越後西部	善光寺地震
1912. 7. 16 (明治45)	138. 55° 36. 4°	5. 7	浅間山	
1912. 8. 17 (大正1)	138. 25° 36. 4°	5. 1	長野県上田町付近	
1918. 11. 11 (大正7)	137. 88° 36. 45°	6. 1 6. 2	長野県大町付近	大町地震
1941. 7. 15 (昭和16)	138° 08. 7' 36° 41. 0'	6. 1	長野市付近	長沼地震
1965. 8. 3~ (昭和40~)			長野市松代町	松代群発地震
1984. 9. 14 (昭和59)	137° 33. 6' 35° 49. 3'	6. 8	長野県西部	長野県西部地震
1986. 8. 24 (昭和61)	138° 19. 6' 36° 19. 2'	4. 9	長野県東部（上田市丸子町周辺）	
2004. 10. 23	138° 52. 0' 37° 17. 6'	6. 8	新潟県・長野県・群馬県	2004年新潟県中越地震
2007. 7. 16	138° 36. 5' 37° 33. 4'	6. 8	新潟県・長野県	2007年新潟県中越沖地震
2011. 3. 12	138° 6' 37° 0'	6. 7	長野県・新潟県	県内最大震度6強 (栄村)
2011. 6. 30	138° 36° 2'	5. 5	長野県中部	県内最大震度5強 (松本市)
2012. 7. 11	138° 4' 36° 8'	5. 0	長野県北部	県内最大震度 5弱（中野市・木島平村）
2014. 11. 22	137° 5' 36° 3'	6. 7	長野県北部	県内最大震度 5 強 (長野市・小谷村・白馬村・信濃町)

第2 海洋性の地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944 年)及び昭和南海地震(1946 年))が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度 7 となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度 6 強から 6 弱の強い揺れになると想定され、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に 10m を超える大津波の襲来が想定される。

第2節 被害想定

山ノ内町に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

第1 被害が想定される活断層地震

長野盆地西縁断層帯

長野盆地西縁断層帯は、長野県下高井郡野沢温泉村から木島平村、飯山市、中野市、小布施町、長野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、筑北村にかけて、長野盆地の西縁に沿って延びている。長さは約74kmで、概ね北北東-南南西に延びており。北西側が南東側に対して相対的に隆起する逆断層帯。長野盆地西縁断層帯は、その形態などから、野沢温泉村から千曲市に至る長さ約59kmの飯山-千曲区間と、千曲市から筑北村に至る長さ約15kmの麻績区間に区分される。

県内5つの活断層及び東海地震、南海トラフ地震の活動被害想定から、山ノ内町に最も大きな影響を及ぼす長野盆地西縁断層帯の地震について取り上げる。

表3-1-3 長野盆地西縁断層帯の将来の地震の可能性（飯山 - 千曲区間）

地震の規模	M7.4 ～ 7.8 程度
地震発生確率	100年以内にはほぼ 0%
地震後経過率	0.07 ～ 0.2
平均活動間隔	800年～2500年 程度
最新活動時期	1847年 善光寺地震
山ノ内町最大想定震度	震度6 強

地震調査研究推進本部（平成27年4月）

表 3-1-4 長野盆地西縁断層帯の地震想定被害

	山ノ内町	被害全体
揺れによる建物被害（夏）	全壊わずか	全壊27,760棟
揺れによる建物被害（冬）	全壊わずか	全壊33,550棟
液状化による建物被害	なし	440棟
土砂災害による被害（冬）	全壊わずか	全壊810棟
建物倒壊死者数（冬深夜）	わずか	2,270人
土砂災害死者数（冬深夜）	わずか	80人
自力脱出困難者	なし	7,710人

長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

表 3-1-5 主な地震発生時の山ノ内町の予想震度

長野盆地西縁断層帯の地震	最大震度 6 強
糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震	最大震度 5 強
伊那谷断層帯の地震	最大震度 4
阿寺断層帯の地震	最大震度 3
木曾山脈西縁断層帯の地震	最大震度 4
境峠・神谷断層帯	最大震度 4
地表震度分布を重ね合わせた最大地表震度	最大震度 6 強
想定東海地震	最大震度 4
南海トラフ巨大地震	最大震度 5 弱

長野県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

町内における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

主な活動

- 1 施設等の耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強い町土づくり

- 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- 2 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- 3 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの土地の保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- 4 南海トラフ巨大地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第2節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。
- 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 地震に強いまちづくり

- 1 地震に強い都市構造の形成
 - (1) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(2) 幹線道路、河川など骨格的な都市基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(3) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。

2 建築物等の安全化

(1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、計画的かつ効果的な実施に努める。

(2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

(3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

(4) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

3 ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

4 地質、地盤の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

5 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

6 災害応急対策等への備え

(1) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。

(2) 避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

(3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

(4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、正確な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、町、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

主な活動

- 1 情報の収集ルートの設定等、情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 情報の分析整理に努め、住民への周知を図る。
- 3 情報通信手段の多ルート化等を推進する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- 2 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- 3 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究する。
- 4 情報収集手段としてインターネット等の活用を推進する。
- 5 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

第3 通信手段の確保

- 1 防災行政無線の有効活用をはじめ、連携する戸別受信機と防災情報メールの普及促進を図るものとする。
- 2 非常用電源設備の適切な維持管理に努め、非常時の無線設備や非常用電源設備の安定した

稼働の確保に努める。

3 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

4 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の適切な維持管理に努める。

5 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを適切に維持管理するよう努めるものとする。

第3節 活動体制計画

→風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」参照

第4節 広域相互応援計画

→風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」参照

第5節 救助・救急・医療計画

→風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」参照

第6節 消防・水防活動計画

→風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」参照

第7節 要配慮者支援計画

→風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」参照

（※ただし、浸水被害等、風水害による被害については除外して参照）

第8節 緊急輸送計画

→風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」参照

第9節 障害物の処理計画

→風水害対策編第2章第10節「障害物の処理計画」参照

第10節 避難収容活動計画

→風水害対策編第2章第11節「避難収容活動計画」参照

第11節 孤立防止対策

→風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」参照

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

→風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」参照

第13節 給水計画

→風水害対策編第2章第14節「給水計画」参照

第14節 下水道施設等災害予防計画

→風水害対策編第2章第15節「下水道施設等災害予防計画」参照

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

→風水害対策編第2章第16節「生活必需品の備蓄・調達計画」参照

第16節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第17節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

→風水害対策編第2章第18節「ライフライン施設災害予防計画」参照

第 18 節 災害広報計画

→風水害対策編第 2 章第 19 節「災害広報計画」参照

第 19 節 土砂災害等の災害予防計画

→風水害対策編第 2 章第 20 節「土砂災害等の災害予防計画」参照

第 20 節 防災都市計画

→風水害対策編第 2 章第 21 節「防災都市計画」参照

第21節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

主な活動

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第1 公共建築物

1 町有施設の耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、公民館、町営住宅、学校等においては、必要に応じて耐震改修等を行う。

2 防火管理者の設置

病院、学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を配置し火災に備える。

3 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

第2 一般建築物

1 町による耐震診断、耐震改修のための支援措置

- (1) 住宅等について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。
- (2) 賃貸を除く戸建住宅等について、国や県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

2 建築物の所有者等の実施事項

- (1) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。
- (2) 地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

第3 落下物・ブロック塀等

1 町が実施する事項

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及、啓発を図るための広報活

動を行う。

2 住民が実施する事項

外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

第4 文化財

1 町が実施する事項

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(1) 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(2) 防災施設の設置促進を行う。

2 所有者が実施する事項

防災管理体制及び防災施設の整備をするとともに、災害予防に努める。

第 22 節 道路及び橋梁災害予防計画

震災で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、震災に強い道路及び橋梁づくりを行い、震災に対する安全性の確保を図る。

被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 23 節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

第 23 節 河川施設等災害予防計画

→風水害対策編第 2 章第 24 節「河川施設等災害予防計画」参照

第 24 節 ため池災害予防計画

→風水害対策編第 2 章第 25 節「ため池災害予防計画」参照

第 25 節 農林水産物災害予防計画

→ 風水害対策編第 2 章第 26 節「農林水産物災害予防計画」参照

第26節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

主な活動

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第1 道路交通の確保

1 町が実施する計画

- (1) 町は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

2 自主防災組織・住民が実施する計画

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

第2 航空輸送の確保

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進すると共に、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

第3 雪害予防計画

町内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

第4 家屋倒壊の防止

1 町が実施する計画

建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

2 建築物の所有者等が実施する計画

(1) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(2) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

第5 消防活動の確保

1 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

2 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

3 多雪式消火栓の整備を図る。

第6 指定緊急避難場所及び避難路の確保

1 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備を図る。

2 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

3 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

第7 寒冷対策の推進

1 避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

2 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

3 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第27節 二次災害の予防計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

被災時に応急危険度判定を行う判定士の派遣要請を行う場合の受入体制を整備するとともに、町の判定士の要請を図る。

第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

1 町が実施する対策

(1) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(2) 立入検査の実施等指導の強化

(3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(4) 自衛消防組織の強化についての指導

(5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

2 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する対策

(1) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(2) 危険物施設の耐震性の向上

(3) 防災応急対策用資機材等の整備

(4) 自衛消防組織の強化促進

(5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進

第3 河川施設の二次災害予防対策

- 1 河川管理施設の耐震性の向上を図る。
- 2 危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を常時把握しておくよう努める。

第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

- 1 情報収集体制の整備
- 2 警戒避難体制の整備

第 28 節 防災知識普及計画

→ 風水害対策編第 2 章第 28 節「防災知識普及計画」参照

第 29 節 防災訓練計画

→ 風水害対策編第 2 章第 29 節「防災訓練計画」参照

第 30 節 災害復旧・復興への備え

→ 風水害対策編第 2 章第 30 節「災害復旧・復興への備え」参照

第 31 節 自主防災組織の育成に関する計画

→ 風水害対策編第 2 章第 31 節「自主防災組織等の育成に関する計画」参照

第 32 節 地区防災計画

→ 風水害対策編第 2 章第 32 節「地区防災計画」参照

第 33 節 ボランティア活動の環境整備

→ 風水害対策編第 2 章第 33 節「ボランティア活動の環境整備」参照

第 34 節 防災対策に関する財政措置計画

→ 風水害対策編第 2 章第 34 節「防災対策に関する財政措置計画」参照

第 35 節 災害対策に関する調査研究及び観測

→ 風水害対策編第 2 章第 35 節「災害対策に関する調査研究及び観測」参照

第 36 節 観光地の災害予防計画

→ 風水害対策編第 2 章第 36 節「観光地の災害予防計画」参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

→ 風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」参照

第2節 災害情報の収集・連絡活動

実施担当部：危機管理部

地震が発生し、緊急地震速報を受信した町は、災害情報を収集するとともに、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。

※具体的な計画については、風水害編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

第3節 非常参集職員の活動

実施担当部：（本部体制）危機管理部
（職員参集）総務部

地震災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の活動体制に万全を期す。

主な活動

- 1 迅速な職員の非常参集を行う。
- 2 災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第1 初動体制

1 災害対策配備の検討

(1) 配備の検討は、緊急予防対策会議を開催して検討する。ただし、自動発令の基準が設定されている場合を除く。

(2) 各課長は、緊急予防対策会議での協議決定を踏まえ、あらかじめ定めた職員配備に付け、災害応急活動を命令する。

(3) 配備に付いた職員は、上司の命令に従い、直ちに応急活動を実施する。

2 夜間・休日等の体制

夜間・休日等の緊急事態発生時については、宿日直者及び消防署職員が町長、その他職員が登庁するまでの間、危機管理課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等にあたる。

第2 山ノ内町災害対策本部

1 山ノ内町災害対策本部の設置時期

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により、山ノ内町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害対策本部の設置基準

(1) 長野地方気象台等の観測点である観測施設（山ノ内町役場及び山ノ内消防署）で、震度6弱以上を観測し、発表したとき。

(2) 本町に設置してある震度情報ネットワークシステムの震度計が、震度6弱以上を観測したとき。

(3) 長野地方気象台の発表にかかわらず、町域に地震により重大な被害が発生したとき。

(4) 町域に重大な被害が発生するおそれがあるとき。

3 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として山ノ内町役場危機管理課に置く。ただし、山ノ内町役場が被災したときは、山ノ内町地域福祉センターに置く。

4 災害対策本部の廃止

災害の発生するおそれがなくなると認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

表3-3-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各部署	庁内放送、職員参集メール
県（北信地域振興局）	長野県防災情報システム、電話その他迅速な方法
県警（中野警察署）	長野県防災情報システム、電話その他迅速な方法
指定公共機関等	電話その他迅速な方法
住民	防災行政無線同報系、戸別受信機、SUGUメール、ホームページ、公式LINE
報道機関	Lアラート、電話・ファックスその他迅速な方法

第3 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、山ノ内町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、資料 12-1 に示すとおり構成する。

(2) 本部長及び副本部長

ア 町長を本部長とし、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

ウ 代理する順序は、アに掲げる順序とする。

(3) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、山ノ内町組織条例第 1 条に規定する課の課長、会計管理者、教育次長及び議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、山ノ内町災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

(5) 部及び班

災害対策本部に置く部及び班の名称及び事務分掌は、資料 12-1 に掲げるとおりとする。

(6) 災害対策現地司令部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に災害対策現地司令部（以下「現地司令部」という。）を置く。

イ 現地司令部長は副本部長又は部長のうちから本部長が任命し、現地司令部員は本部の班長又は班員のうちから、現地司令部長が任命する。

(7) 災害対策本部等の標札等

ア 標札

災害対策本部等を設置したときは、資料 12-1 に示す標札を掲げる。

イ 腕章

本部長、副本部長、現地司令部長、本部員、現地本部員、班長及びその他必要と認める職員が、災害応急活動に従事するときは、資料 12-1 に示す腕章を着用するものとする。

2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ その他災害対策の重要事項に関すること。

第4 配備体制の基準

1 配備区分及び発令基準

配備区分及び発令基準は、表 3-3-2 のとおりとする。

表3-3-2 配備区分及び発令基準

(活動開始基準の◎は、指示によらない参集の基準を示す。)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
危機管理課 対応	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。	右の基準に該当したときから。 危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度3の地震が発生したとき
警戒体制 (課長等)	○各部局連絡網の確認、情報収集等を行う ○災害関係課等の長で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから。 危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度4及び5弱の地震が発生したとき
非常体制 (係長職以上の職員)	○情報収集を行い、応急体制を整える。 ○情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから。 危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度5強の地震が発生したとき
緊急体制 (全職員)	○災害発生後の体制 【災害対策本部】体制 非常体制を確立し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。	右の基準に該当したときから。 危機管理部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度6弱以上の地震が発生したとき ○大規模な災害が発生した場合、又は全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で町長が必要と認めたとき

2 配備人員

配備人員の基準は、表3-3-3のとおりとする。

3 配備の方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 災害対策本部の各部長は、配備指令により、直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定めた職員を配置につけ、警戒活動又は応急対策活動を命令する。

イ 配備についた職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

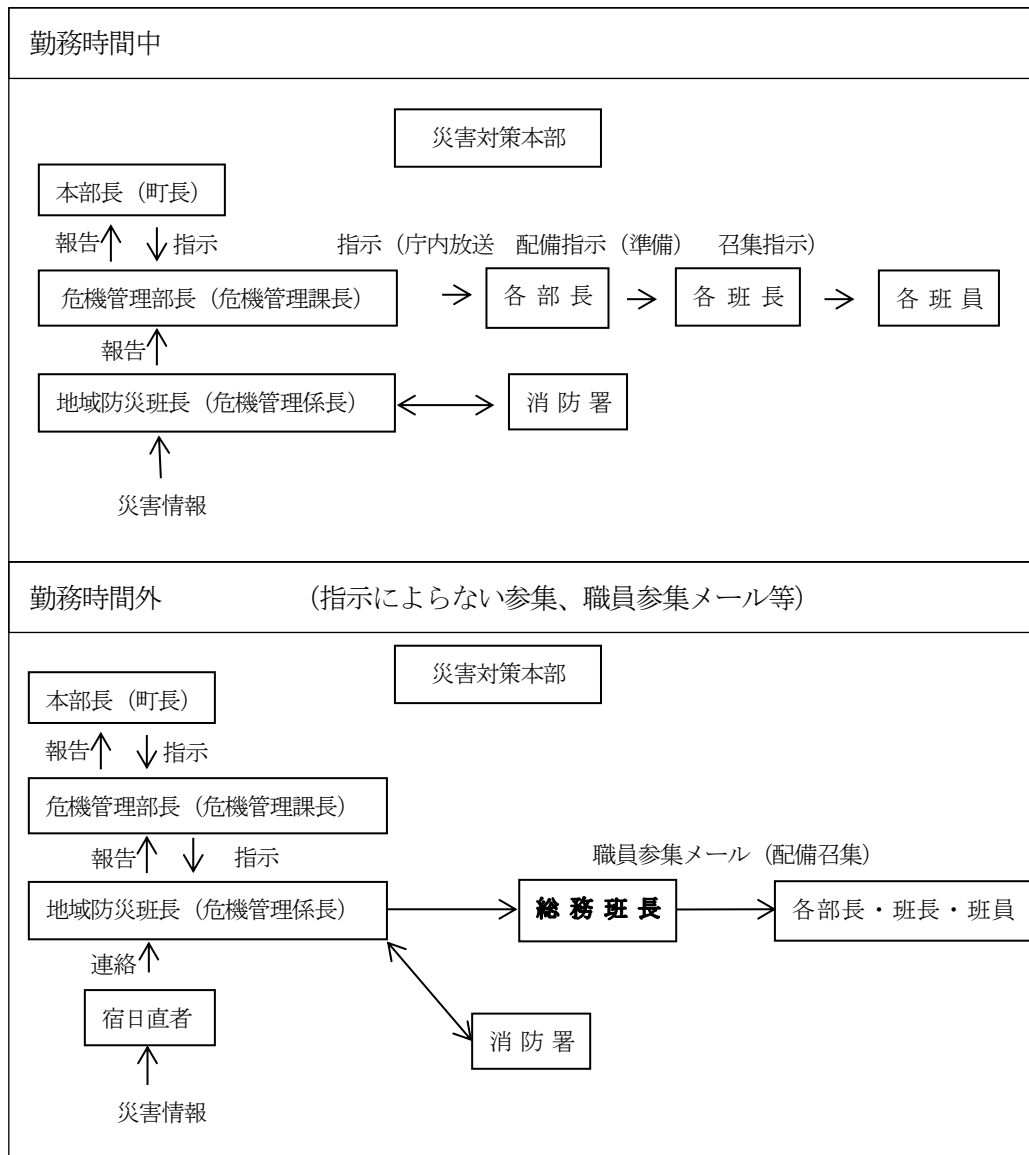
ア 災害対策本部の各部長は、配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する課に参集する。

ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。ただし、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

エ 動員命令の伝達は、本部連絡員を通じ、各部で事前に定めた連絡方法によって伝達する。

図3-3-1 配備の伝達系統図



4 動員の原則

(1) 事前命令による動員

災害対策本部の設置により動員を実施する。

(2) 特別な命令による動員

本部長は、交通が途絶し、職員の所属勤務先への参集が困難であると認めた場合は、直近の公民館等へ動員を命ずることができる。

この場合の伝達は、職員参集メール、携帯電話をもって行う。

(3) 命令によらない動員

表3-3-2中「活動開始基準」に「◎」で示す状況のときは、「活動体制」も示す対象職員は、命令の有無にかかわらず参集するものとする。

5 参集時の留意事項

(1) 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、ヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、携帯電話、スマートフォン、応急医薬品等を携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署等へ通報する。

(3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、危機管理部長又は参集場所の指揮者に報告する。

6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に報告する。

第5 防災中枢機能等の確保

1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、危機管理部長が代理する。

2 拠点としての機能の確保

本部となる町役場に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、地域福祉センターとする。

町役場は、防災拠点の中核である。その機能が十分果たせるよう、非常用電源の維持管理に務める。

(1) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器を準備する。

(2) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の定期点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

ア 自家発電設備の容量

発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
135kVA	灯油	480リットル	72時間

イ 自家発電設備により使用できる機器

(ア) エレベーター（ただし、地震発生時等には使用しない。）

(イ) 消火・給排水ポンプ

(ウ) 防災行政無線

(3) 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後はトイレ等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

職員のための食料の確保を行う。

3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

- (1) 災害対策図板の設置
- (2) 被害状況図板の設置
- (3) 携帯ラジオ及びテレビの確保
- (4) 懐中電灯等照明用具の確保
- (5) パソコンの確保
- (6) その他必要資機材の確保

配備指令発令様式

・・・より、お知らせします。	
①	1. ○日○時○分、震度○○の地震が発生しました。
	2. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	3. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	1. 「警戒体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	2. 「非常体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	3. 「緊急体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

表 3-3-3 配備人員の基準

課等の名称	危機管理課 対 応	警戒体制 (課長等)	非常体制 (係長以上)	緊急体制 (全職員)
危機管理課	3	3	3	3
総 務 課		7	18	18
税 務 課		1	6	12
健康福祉課		1	34	74 (保育園含む)
農 林 課		1	10	10
観光商工課		1	5	11
建設水道課		1	19	19
会 計 室		1	3	3
議会事務局		1	2	2
教育委員会		1	6	15
消 防 課		1	1	1
合 計	3	19	107	168

※ 派遣職員を除く。

第4節 広域相互応援活動

実施担当部：危機管理部

大規模な災害が発生し、本町単独ではその応急対策が十分に果たせない場合は、被害状況に基づき的確な応援要請を行うとともに、受入れ体制を整える。

協定先の町及び友好都市が被災した場合は、被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかな応援体制を整える。

主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 協定先が罹災した場合は、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請にあたり円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第1 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

町は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

応援要請（消防関係を除く）

ア 応急対策職員派遣制度

震度6弱以上の地震が観測された場合等において、必要に応じて応急対策職員派遣制度による応援の要請を行う。

応援を要請する際は、行政機能チェックリスト（災害概要報）に基づく。

表 3-3-4 行政機能チェックリスト（災害概要報）

1 トップマネジメントは機能しているか。
①市町村長の安否は確認できたか ②災害対策本部会議を定期的に行っているか ③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか ④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等） ⑤特記事項
2 業務実施体制（人的体制）は整っているか
①職員は業務等を担うために適切に参集しているか （職員の参集状況約 % （業務等実施予定職員約 名中約 名参集）） ②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか ③特記事項
3 業務実施環境（物的環境）は整っているか
①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような 損壊が生じているか ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバーの損壊、設置場所への立入不可） ④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告する。

イ 他市町村に対する応援要請

町長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的である等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は町に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

また、町は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○ その他必要な事項

ウ 県外市町村に対する応援要請

災害時における他県相互応援については、風水害編第3章第4節第2「指定地方行政機関、県及び他の市町村に対する応援要請」に準ずる。

エ 県に対する応援要請等

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

オ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あっせんを求めるものとする。

カ 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村に応援を要請することがより効果的等である必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

(イ) 他都道府県への応援要請

町長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

c その他、他都道府県からの消防隊

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合は、被災した県外地方自治体に対し、県と町が一体となって必要に応じ支援を行う。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

町（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が町と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、町の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について明確にしておくとともに、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

第 5 節 自衛隊災害派遣活動

→ 風水害対策編第 3 章第 5 節「自衛隊災害派遣活動」参照

第 6 節 救助・救急・医療活動

→ 風水害対策編第 3 章第 6 節「救助・救急・医療活動」参照

第7節 消防・水防活動

実施担当部：消防部
建設水道部

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第1 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要がある、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報・啓発を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、

出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

a 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣活動」により行うものとする。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第9節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 監視・警戒活動

町長は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 通報・連絡

町長は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

ウ 水防活動の実施

町長は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

エ 応援による水防活動の実施

(ア) 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣活動」により行うものとする。

(イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第9節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動

→ 風水害対策編第3章第8節「要配慮者に対する応急活動」参照

第9節 ヘリコプターの運用計画

→ 風水害対策編第3章第9節「ヘリコプターの運用計画」参照

第10節 緊急輸送活動

→ 風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」参照

第 11 節 障害物の処理活動

実施担当部：建設水道部

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第1 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(イ) 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(イ) 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第12節 避難収容及び情報提供活動

実施担当部：（避難所等の管理・運営）健康福祉部
（応急仮設住宅等の確保）建設水道部

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容活動を行う。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

主な活動

- 1 避難情報は適切にその発令を行い、速やかにその内容を住民等に周知する。
- 2 町長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は、被災者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 町は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第1 活動の内容

1 避難情報

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民等に対して避難情報を発令する。

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、収容	町長		

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

「高齢者等避難」とは、災害が発生するおそれがあるときに、避難行動に時間を要する高齢者、障がい者等に早期の避難を促すことをいう。「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれが極めて高く被害の危険が目前に切迫している場合に、緊急に避難を呼びかけることをいう。

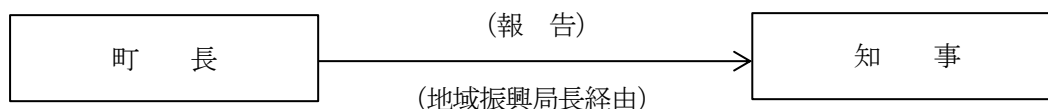
ウ 避難情報の発令及び報告、通知等

(ア) 避難情報の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の住民等に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難情報を発令するものとする。

- a 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域
- b 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路が断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ) 報告（災害対策基本法第 60 条）



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

エ 避難情報発令の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民等の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。なお、避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難情報の内容

避難情報の発令を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民等のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民等への周知

(ア) 避難情報の発令を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民等に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 町は、防災行政無線同報系、同報系、戸別受信機、SUGU メール、ホームページ、SNS、広報車、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 町有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災等により来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難情報は、速やかに庁内放送による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の 3 点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民等の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民等にその内容を周知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難情報の発令を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

避難情報の発令を行った者が実施する対策

ア 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等の避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- (キ) 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、北信地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

また、警察署等関係機関へ連絡するとともに、第4節「広域相互応援活動」に基づき広域的な支援を受ける。

- (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。また、指定施設が使用できないなど、必要に応じ指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

イ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

エ 避難所における情報の伝達、食料、水の給与、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

オ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

カ 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

キ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

ク 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、感染症予防対策など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ケ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

コ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

サ 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

- (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
- a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への入院・入所
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (オ) テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- シ 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、応急対策職員派遣制度や県、広域応援市町村の職員派遣を要請し、協力を依頼する。
- ス 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- セ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ソ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- ## 5 広域的な避難を要する場合の活動
- (1) 基本方針
- 大規模災害が発生し、被災者が他の市町村に避難する必要が生じた場合は、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。
- (2) 実施計画
- ア 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- イ 被災者が他の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- エ 避難者を受け入れるときは、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- オ 他の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町は相互に連携し、町営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な町営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 町は、利用可能な町営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 町は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

ウ 町は県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

エ 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

第 13 節 孤立地域対策活動

→ 風水害対策編第 3 章第 13 節「孤立地域対策活動」参照

第 14 節 食料品等の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 14 節「食料品等の調達供給活動」参照

第 15 節 飲料水の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 15 節「飲料水の調達供給活動」参照

第 16 節 下水道設備応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 16 節「下水道施設等応急活動」参照

第 17 節 生活必需品の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 17 節「生活必需品の調達供給活動」参照

第 18 節 保健衛生、感染予防活動

→ 風水害対策編第 3 章第 18 節「保健衛生、感染症予防活動」参照

第 19 節 遺体の捜査及び処置等の活動

→ 風水害対策編第 3 章第 19 節「遺体の捜査及び処置等の活動」参照

第 20 節 廃棄物の処理活動

→ 風水害対策編第 3 章第 20 節「廃棄物の処理活動」参照

第 21 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

→ 風水害対策編第 3 章第 21 節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」参照

第 22 節 危険物施設応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 22 節「危険物施設応急活動」参照

第 23 節 ライフライン施設応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 23 節「ライフライン施設応急活動」参照

第 24 節 災害広報活動

→ 風水害対策編第 3 章第 24 節「災害広報活動」参照

第 25 節 土砂災害等応急活動

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

※具体的な対策については風水害編第 3 章第 25 節「土砂災害等応急活動」参照

第 26 節 建築物災害応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 26 節「建築物災害応急活動」参照

第 27 節 道路及び橋梁応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 27 節「道路及び橋梁応急活動」参照

第 28 節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編第 3 章第 28 節「河川施設等応急活動」参照

第 29 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

実施担当部：該当する各部

地震発生後に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣要請等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第1 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる。

(2) 実施計画

[建築物関係]

ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

(イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(ウ) 町内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物施設関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動を行う。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。

(2) 実施計画

[危険物施設関係]

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時使用停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

[毒物劇物関係]

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者・井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所点検を行い、必要に応じて応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

イ 巡視の結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

ウ 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

オ 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

4 山腹・斜面及び溪流に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

点検結果の情報に基づき、避難情報の発令等の必要な措置をとるものとする。

第30節 ため池災害応急活動

実施担当部：農林部

地震の発生によりため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第1 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、定めた規模のため池について速やかに、地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアルに基づき緊急点検をする。ため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

- (1) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害の状況に応じて、人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (2) 被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

第31節 農林水産物災害応急活動

実施担当部：農林部

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第1 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた農地・果樹等に関する技術指導は、町及び農業団体等が協力して行う。

また、病害虫、伝染性疾病の発生・まん延防止の徹底に努めるとともに被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 北信農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告するものとする。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

第 32 節 文教活動

実施担当部：(学校教育関連) 教育部
(保育関連) 健康福祉部

学校及び保育園は、多くの児童生徒及び園児（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び発生後における速やかな教育（保育）の確保が必要である。

このため、町は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒に対する教科書の供与等の措置を行う。

主な活動

- 1 児童生徒等の安全を確保するための避難誘導等の応急対策を実施する。
- 2 迅速な被害状況の把握に努め、円滑な応急教育（保育）を実施する。
- 3 被災した児童生徒に対する教科書の供与、就学援助を実施する。

第1 児童生徒に対する避難誘導

1 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

2 実施計画

学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出にあたる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出にあたりとともに、避難状況を教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

第2 応急教育計画

第3 教科書の供与等

第4 学用品の給与

第5 学校給食

第6 保育園における措置

※上記第2～第6の具体的な計画については、風水害編第3章第31節「文教活動」に準ずる。

第 33 節 飼養動物の保護対策

→ 風水害対策編第3章第33節「飼養動物の保護対策」を参照

第 34 節 ボランティア等の受入体制

→ 風水害対策編第3章第34節「ボランティア等の受け入れ態勢」を参照

第 35 節 労務供給計画

→ 風水害対策編第 3 章第 35 節「労務供給計画」を参照

第 36 節 義援物資、義援金の受入体制

→ 風水害対策編第 3 章第 36 節「義援物資、義援金の受入体制」を参照

第 37 節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編第 3 章第 37 節「観光地の災害応急対策」を参照

第 38 節 災害救助法の適用

→ 風水害対策編第 3 章第 38 節「災害救助法の適用」を参照

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 復旧・復興の基本方針の決定

→風水害対策編第 4 章第 1 節「復旧・復興の基本方針の決定」を参照

第 2 節 資金計画

→風水害対策編第 4 章第 2 節「資金計画」を参照

第 3 節 被災者等の生活再建等の支援

→風水害対策編第 4 章第 3 節「被災者等の生活再建等の支援」を参照

第 4 節 被災中小企業の復興

→風水害対策編第 4 章第 4 節「被災中小企業の復興」を参照

その他災害編

◆ 火山災害対策

第1章 災害予防計画

本町に近い活火山は草津白根山である。距離的に爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第1 計画の内容

草津白根山は、白根山（湯釜付近）及び本白根山等を包括した総称である。草津白根山の火山活動が活発化し、白根山（湯釜付近）及び本白根山で噴火した場合、火口周辺に多大な影響を及ぼす火山現象は、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流等である。これらの火山現象には、発生してから短時間で影響を及ぼし、登山者・観光客等の生命に対する危険性が極めて高いものもあり、発生前から各種規制及び避難に関する事項を具体的に定めておくことが重要である。

当町が参画する草津白根山防災会議協議会では、火山活動が活発化した場合の避難計画として、草津白根山が噴火し噴石及び降灰が発生し、又は噴火の可能性が高まった場合に、草津白根山防災会議協議会を構成する草津町をはじめとする関係県及び関係町村並びに関係防災機関が連携協力し、火口周辺に存在する登山者・観光客等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることとしている。

第2章 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれのある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画の内容

噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられた場合、渋峠から群馬県側の立入規制が必要になる。渋峠から群馬県草津町方面へ向かう車両は、火口へ近づくことになるため、ゲートが閉鎖されるまでの間、迅速に規制情報を伝達する必要がある。

情報伝達手段として、Jアラートの情報を連動させて実施する。

1 草津白根山（湯釜付近）の警戒レベルと規制範囲の関係

レベル	国道292号（群馬県）通行規制	登山道
2	万座三差路ゲート～殺生ゲート（半径1km）※	
3	渋峠ゲート～殺生ゲート（半径2km）	渋峠～芳ヶ平（半径2km）
4	同上	同上

※ 例外的な通過措置

白根山（湯釜付近）の噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、国道292号殺生ゲートから万座三差路の間は通行規制となるが、噴火警戒レベル2でも火山活動の状況を踏まえて、法律で定められた権限のある機関が責任をもって安全に関する措置を講じた上で、例外的に立入りを許可している。

「噴火警戒レベル2における国道292号の例外的な立入りに係る安全対策」（草津白根山防災会議協議会）による。

2 呼びかけの対象事案

- (1) 噴火警戒レベル3が発表された場合
- (2) 突発的噴火が発生した（もようの）場合

3 呼びかけの方法

- (1) 防災行政無線（同報系、戸別受信機、SUGUメール）
- (2) 緊急速報メール（エリアメール）
- (3) 町ホームページ
- (4) 広報車による広報

4 避難方向

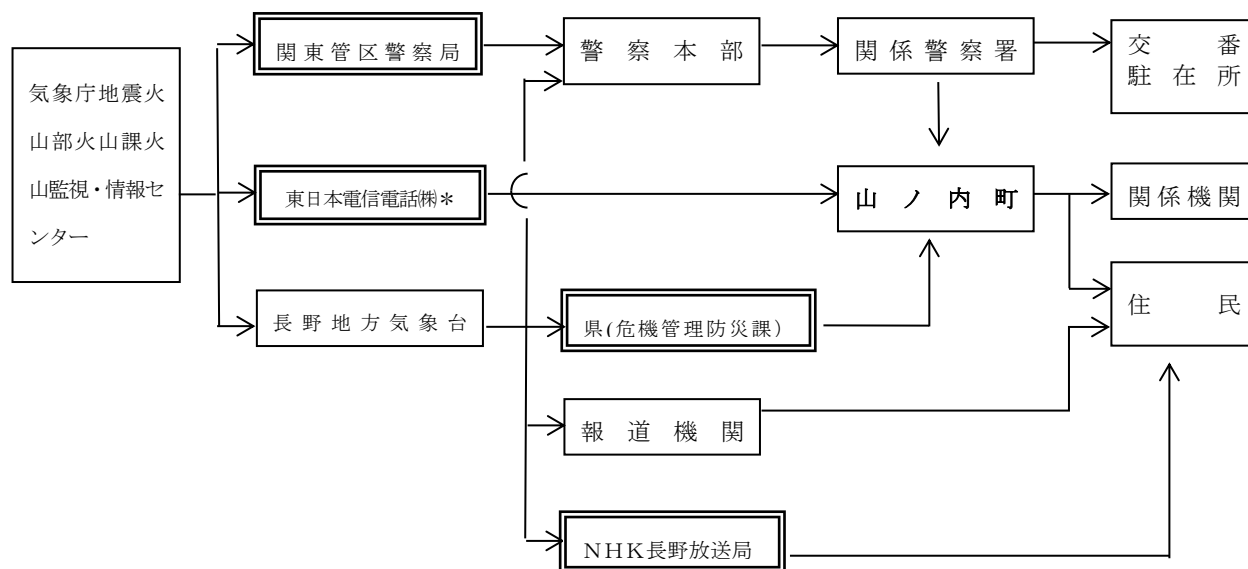
地域	湯釜噴火時	本白根山噴火時
湯釜展望台周辺	付近の避難壕 (山頂駐車場)	同左
山頂駐車場	噴火口から避難する方向 ・ 一次的には周辺の避難壕 ・ 草津町側 ・ 万座温泉側 ・ 渋峠方向	同左
山中の遊歩道	噴火口から避難する方向 ・ 国道292号方向 ・ 芳ヶ平ヒュッテ方向 ・ 渋峠方向	噴火口から避難する方向 ・ 草津町方向 ・ 芳ヶ平ヒュッテ方向 ・ 渋峠方向
国道292号	噴火口から避難する方向 ・ 草津町側 ・ 万座温泉側 ・ 渋峠方向	同左
白根レストハウス周辺	・ 草津町方向	・ 渋峠方向

5 草津白根山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民及び登山者・入山者等 への対応
噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態 にある。	危険な居住地域からの避難 等が必要。
		4 高齢者 等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生すると予想される（可能性が 高まっている）。	警戒が必要な居住地域での 高齢者等の避難が必要。
火口周辺 警報	火口から 居住地近 くまで	3 入山規 制	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命の期間が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応 じて高齢者等は避難の準備。 登山禁止・入山規制等危険な 地域への立入規制等。
	火口周辺	2 火口周 辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1 活火山 である ことに 留意	火山活動は静穏。火山活動の状態に よって、火口内で火山灰の噴出等が 見られる（この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立 入規制等。

6 噴火警報・予報等の通報伝達系統

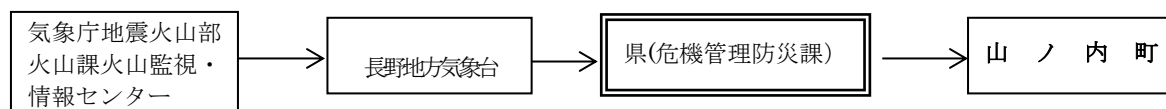
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関

※東日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

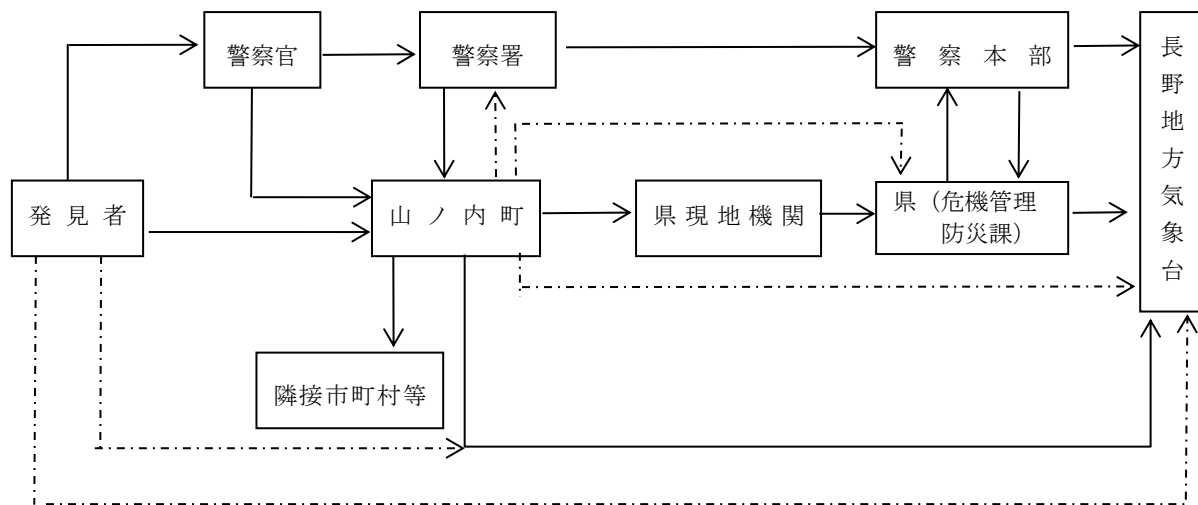
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



7 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合には、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。町長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図



(- - - - - は副系統を示す)

第 3 章 災害応急対策

実施担当部：災害対策本部全部

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は風水害編第 3 章「災害応急対策計画」に準ずる。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害復旧・復興活動は風水害編第 4 章「災害復旧・復興計画」に準ずる。

◆ 原子力災害対策

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

また、町域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき山ノ内町防災会議が作成する山ノ内町地域防災計画の原子力災害対策編として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。
- 8 「放射性同位元素等取扱事業者」とは、放射線障害防止法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- 9 「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

第4節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5節 防災対策を実施する地域等

町内及び県内には原子力事業所は存在しないが、新潟県に所在する柏崎刈羽原子力発電所までの直線距離は、山ノ内町役場からは約 80km の位置にありUPZ外であるが、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの範囲については、「原子力施設から概ね半径 5km 圏内」を目安とする。

第2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの範囲については、「原子力施設から概ね 30km 圏内」を目安とする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1 原子力発電所等における事故

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第7節 各機関の事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。（県・町）
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。（町）
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。（県・町）
- (7) 健康被害の防止に関すること。（県・町）
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。（県・町）
- (9) 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。（県・町）
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。（県・町）

- (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関する事。 (県)
 - (12) 汚染物質の除去等に関する事。 (県・町)
 - (13) その他原子力防災に関する事。 (県・町)
- 2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務
- (1) 原子力施設の防災管理に関する事。
 - (2) 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
 - (3) 関係機関に対する情報の提供に関する事。
 - (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
 - (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
 - (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
 - (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
 - (8) 汚染物質の除去に関する事。

第2章 災害に対する備え

第1節 基本方針

災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備並びに原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2節 計画策定及び改定に係る関係機関との協議・調整

国の原子力災害対策指針は作成途上であり、これからも変更されることが予想されることをかんがみ、町は、計画の策定及び改定にあたり、県を通して国及び原子力事業者等の関係機関と協議・調整を行い、迅速かつ円滑な原子力災害対策体制を整備する。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築に努める。

第2 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第3 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

第4 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県とともに情報のデータベース化、ネットワーク化の推進に努める。

第5 相談窓口の設置

町は、県、警察、消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

第6 要配慮者等への情報伝達

町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者等への情報伝達において困難が予想される要配慮者及び観光客等の一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第4節 原子力災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、さまざまな手段により放射線物質及び原子力災害等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第1 防災知識の普及・啓発

1 住民等に対する普及・啓発

町は、県、国、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力災害に関する防災知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に県、国及び原子力事業者等が講ずる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

2 広報の方法

町は、防災知識の普及に当たっては、広報紙、ホームページ等を活用する。

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

原子力防災業務の円滑な実施を図るため、町は、県、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について防災業務担当職員に対する研修の実施に努める。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に県、国及び原子力事業者等が講ずる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第5節 屋内退避、避難体制の整備

県等のモニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

第1 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、県及び防災関係機関と連携し、屋内退避及び避難誘導計画の策定に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の入院患者、入所者をはじめ災害時要援護者の避難について、十分配慮する。

2 コンクリート屋内退避所の指定

町は、コンクリート屋内退避所の指定に努めるとともに、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備及び耐震化を図る。

併せて、男女のニーズの違いや、災害時要援護者のニーズについても十分に配慮する。

3 避難・屋内退避の住民等への事前周知

町は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民及び観光客、地域外からの応急対応応援者等の一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。

4 安定ヨウ素剤の配布体制の確立

町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布し、服用ができるよう体制を整備する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受けると予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、地域住民の屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示が発出される。

屋内退避及び避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率* ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効であるため、町は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

町は、要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、整備後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第6節 広域避難体制の整備

第1 避難所の確保・調整

町は、避難所の指定にあたっては、県の協力のもとに広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

第2 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び避難民の受入が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第7節 モニタリング体制の整備

町は、県と連携し、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

第8節 健康被害の防止

町は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第9節 農林水産物等の安全性確保体制の整備

町は、県と連携し、事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第 10 節 児童生徒等の安全対策

町は、児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等と連携し、防災体制を整備する。

第 11 節 緊急輸送体制の整備

町は、原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第 12 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質の運搬中の事故については、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されない等の特殊性をもっている。町及び県は、事故が発生した場合は、事故状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

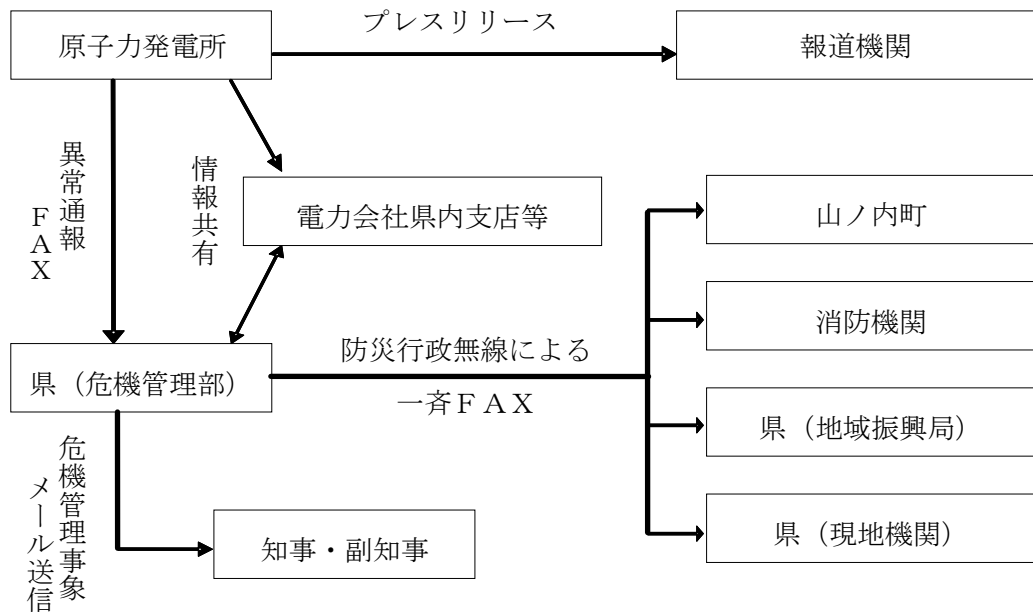
放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、町はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

- 1 原子力発電所で警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど情報収集活動を実施することとなり、町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

電力会社からの異常時の情報伝達体制



※FAX送信が困難な場合、メールの送信、電話連絡等により情報を提供する。

- 2 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内の地域

が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町及び県は、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、原子力事業所所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、町及び県が行う応急対策について協議する。

- 3 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、町は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

第2 通信手段の確保

- 1 町は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。
- 2 町は、必要に応じ県を通して、電気通信事業者に対し重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第3節 災害対策本部等の組織・運営

第1 町の活動体制

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の設置基準

- (1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

第2 専門家等の派遣要請

町は、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて専門家の派遣、又は原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。

第3 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

- (1) 本部長(町長)は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 本部長(町長)は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し防護資機材の調達のを要請を行う。

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。
 - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で **50mSv** を上限とする。
 - イ 救命救助等の場合は、実効線量で **100mSv** を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (2) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 モニタリング活動

第1 災害時のモニタリング

町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射能濃度の測定

町は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

町及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

- 1 町は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国及び原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- 2 町は、住民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

1 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で避難指示を発令する。

- (1) ラジオ、テレビ、新聞などの報道機関を通じた情報提供
- (2) 警察署等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- (3) 広報車等による広報活動
- (4) 町の防災行政無線や戸別受信機、SUGUメール等による広報活動
- (5) 町教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- (6) 電気・ガス・通信事業者等、各種団体の協力による広報活動
- (7) インターネット、ホームページを活用した情報提供

2 町長は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示を発令する。

- (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立退きの避難指示を発令した場合は、警察、消防機関等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

第2 広域避難活動

- 1 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 2 町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 3 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

第3 屋内退避又は避難情報を発令した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

町は、屋内退避又は避難情報を発令した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するとともに、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。

第 8 節 緊急輸送活動

町は、県、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第 9 節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

食品中の放射性物質に係る基準値

食品群	放射性セシウム（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

※基準値は平常時の基準値

(平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省通知より)

対象	放射性ヨウ素（ベクレル/kg）
飲料水	<u>300</u>
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	<u>2,000</u>

(「原子力災害対策指針 令和 2 年 10 月 28 日」より)

第 10 節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

県境を越えて避難する者が発生し、避難者の受入れについて県より避難所を設置するよう要請された場合、必要に応じて以下の対応をする。

- 1 緊急的な一時受入れについては、町有施設を当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその付添人を優先する。
- 2 短期的な避難者の受入れについては、まず、緊急的な一時受入れと同様に、町有施設で対応する。ただし、この受入れが困難な場合、協議の上、町内の旅館・ホテル等を町が借上げて、避難所とする。
- 3 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れについては、次の対応を行う。
 - (1) 避難者に対しては、町営住宅への受入れを優先して行い、必要に応じて民間の住宅・アパートの借入れを行う。
 - (2) 長期的に本町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

町は、避難元市町村等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報・町等からの支援に関する情報を提供する。

第 11 節 広域的応援対応

第1 応援要請及び職員の派遣要請

- 1 町は、必要に応じ、長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行う。
- 2 町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあせいを求める。
- 3 町及び岳南広域消防組合は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、長野県消防相互応援協定等に基づく応援要請を速やかに行う。

第2 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に対し派遣の要請を要求する。また、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

第 12 節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

町は、核燃料物質等の運搬中の事故の通報を受けた場合、直ちに県及び関係機関に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導の下、県及び関係機関と連携し、必要に応じて事故現場周辺の住民に対し避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

第4章 災害からの復旧・復興

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

第1 事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、県及び国と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第2 放射性物質による環境汚染への対応

町は、県、国、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対応について必要な措置を行う。

第3 各種制限措置の解除

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された交通規制、飲料水・飲食物摂取制限及び農林水産物の摂取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

第4 災害地域住民に係る記録等の作成

- 1 町は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録する。
- 2 町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第1 生活資金等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の貸付・支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。

第2 相談窓口体制の整備

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他市町村に避難した被災者に対しても、町と避難先市町村が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 支援制度の整備

町は、県と連携し、被災者の救済、自立支援及び被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第3節 産業等への支援

第1 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国並びに関係機関・団体と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林畜水産物等の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組みを実施する。

第2 被災中小企業等に対する支援

町は、県及び国と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

第4節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、県及び国とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

◆ 雪害対策

第1章 雪害予防計画

第1 主要幹線の指定確保

- 1 主要幹線の除雪優先順位は、第2章第5 「除雪路線の優先順位」のとおりであるが、異常豪雪等に伴う被害の軽減を図る為、県除雪計画とも十分調整、協議を行い、主要幹線の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- 2 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

第2 雪害防止施設の維持補修

- 1 なだれ防護柵については、積雪期前に点検を行う。
- 2 道路消雪施設については善良な管理を行うものとし、積雪期前に点検を行い、確実な稼働を確保する。

第3 ライフライン施設災害予防計画

→ 風水害編 第2章第18節 ライフライン施設災害予防計画 参照

第4 食料品等の備蓄・調達計画

→ 風水害編 第2章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画 参照

第5 医療措置

豪雪のため孤立した地区の急患の搬送は、雪上運搬車による。

医薬品については、風水害編第3章第6節「救助・救急・医療活動」と同様とする。

第6 ごみ、し尿処理対策

- 1 ごみ処理
ごみ処理のための収集は、収集箇所を特定して収集の確保を図る。
- 2 し尿処理
し尿処理のための収集をスムーズに行うため、交通の確保を図る。

第2章 除雪計画

第1 災害直前活動

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、町・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

(2) 長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表については、風水害編第3章第1節表2-3-2を参照

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

(2) 実施計画

ア 町は、住民等の避難が必要とされる場合には、避難情報を発令する。

また、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

第2 除雪等の実施

1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

2 活動の内容

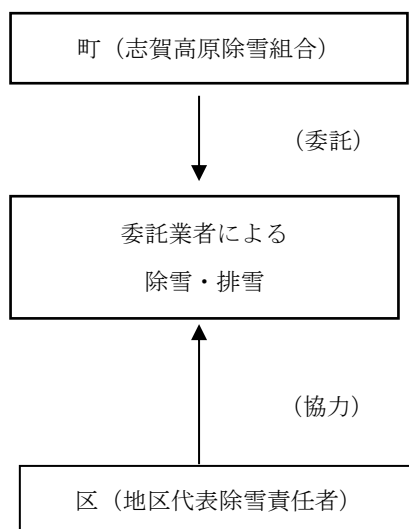
(1) 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施

(2) 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施

第3 除雪対策の組織

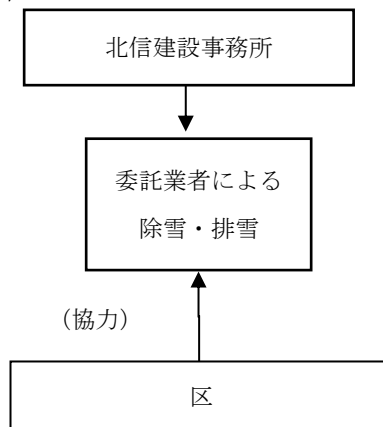
町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

[1] 町道の除雪、排雪



※ () 書きは志賀高原内における除雪・排雪

[2] 国・県道の除雪・排雪



1 公共施設の雪降ろし

- (1) 町及び教育委員会が管理する建物は、当該建物の主管課が雪降ろしの責務を負う。
- (2) 各区長が管理する公共建物は、各区長が状況を判断して雪降ろしを行う。
- (3) 消防団が管理する消防施設については、団長又は部長が状況を判断して除雪及び雪降ろしを行う。

(4) 公営企業管理者が管理する施設については、公営企業管理者が状況を判断して除雪及び雪降ろしを行う。

2 住宅除雪支援員による雪降ろし

(1) 住宅除雪支援員の派遣基準

積雪により住家が倒壊し又は倒壊のおそれがあるため、緊急に屋根の除雪の必要が生じた場合に派遣する。

(2) 住宅除雪支援員の派遣対象世帯

高齢者世帯、母子世帯、傷病障がい者世帯及び町長の必要と認める世帯であって、自己の資力及び労力をもって屋根の雪下ろしができない世帯とする。

第4 除雪の出動基準

- 1 町の指示のほか、降雪の状況をよく把握し、降雪が10cm以上で交通に支障があると判断される場合は、指示があったものとみなす。
- 2 早期除雪の出動時間は降雪の状況によるが、通勤、通学及びバス等の通行の支障のないよう、時間を充分考慮して作業を行う。

第5 除雪路線の優先順位

- 1 常時除雪路線
バス路線、通勤通学路、産業活動に必要と認めた道路及び公共建物及び医療施設に通ずる道路を優先して除雪を行う。
- 2 臨時除雪路線
常時除雪は行わないが、歩行不可能なほど積雪がある場合に除雪を行う。
- 3 排雪路線
原則として排雪は行わないが、通行困難なほど狭隘となった場合に排雪を行う。
- 4 春先路線
春先に交通確保を図る路線

第6 消防団の出動と住民の除雪協力

- 1 消防団の出動
消防団は、消防施設の雪降ろしのほか、本部長の要請により出動する。
- 2 住民の除雪協力
住民は、「山ノ内町除雪対策の基本要綱」の定めるところにより、自己所有地等の雪は自らの責任において処理する基本原則を守るとともに、町の除雪計画の推進に、区長を通じ、相互に協力する。

第7 除雪対策の協議

降雪期前に除雪関係者会議を開催し、除雪に関する事項に対し、周知徹底を図る。

◆ 林野火災対策

第 1 章 災害予防計画

本町における森林面積は 23,645ha で、町域の 89%と広大な面積を占める。

また、山林火災の特殊性として、火災発生の発見や通報が遅れがちとなり、また消火作業も現場の地形、水利等極めて悪い条件で行わなければならない、大規模な林野火災に発展する可能性も少なくない。

このようなことから大切な森林資源と林野保全のため、予防対策に重点をおいた取組みが必要である。

主な取組み

- 1 林野火災に対する消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関・団体と連携を図り林野火災消防計画の確立を図る。
- 2 県や北信州森林組合等の関係機関・団体の協力を得て、林野火災の予防に努める。

第1 林野火災消防計画の確立

町は、関係機関・団体と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項について計画する。

計画の内容は、次のとおりとする。

- 1 特別警戒実施計画
 - (1) 特別警戒区域
 - (2) 特別警戒時期
 - (3) 特別警戒実施要領
- 2 消防計画
 - (1) 消防分担区域
 - (2) 出動計画
 - (3) 防ぎよ鎮圧要領
- 3 資機材整備計画
- 4 防災訓練の実施計画
- 5 啓発運動の推進計画

第2 林野火災の予防計画

1 防火思想の普及

- (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。
- (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。
- (3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (4) 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

2 防災知識の普及活動、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及活動、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

3 林野の所有者（管理者）の管理上の指導

町は、林野火災予防に関し、林野の所有者（管理者）に次の事項を重点に指導するものとする。

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 防火線・防火樹帯の設置
- (4) 火入れは、森林法に基づくほか消防機関への届け出及び連絡の徹底
- (5) 火災多発期の見回り強化

4 火災警報発令時の措置

町及び林野の所有者（管理者）は、火災警報が発令された場合は、岳南広域消防組合火災予防条例第 29 条に基づき以下のとおり火の使用制限を行うものとする。

- (1) 山林、原野において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外においてたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて岳南広域消防組合組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸いがらを含む。）取灰又は火粉を始末すること。

5 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

林野火災は現場の地形、水利等極めて悪い条件で対応しなければならず、火災の状況、気象状況等と総合的に判断し、的確な消火活動を行う。

主な活動

- 1 林野火災の状況を的確に把握し、北信森林管理署、県及び北信州森林組合等の関係機関・団体に通報するとともに、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止しつつ注意を喚起するため、災害広報体制の整備充実を図る。
- 2 的確な判断による応援要請を実施する。
- 3 林野火災による荒廃箇所の二次災害防止を図る。
- 4 避難収容活動体制の整備を図る。
- 5 住民の防災活動の環境整備を図る。

第1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- 1 空気の乾燥や強風等気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
- 2 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- 3 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、吹流し、旗等消防信号による方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、地域防災情報システム等を通じ周知徹底する。

第2 通報連絡・広報体制の整備

農林課長は林野火災が発生した場合、県及び北信州森林組合等の関係機関・団体に連絡し、必要に応じて北信森林管理署にも通報するとともに、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

- 1 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 2 林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとし、地域防災情報システムを活用する。

- 3 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
- 4 職員の災害現場への派遣
- 5 県に対するヘリコプターによる偵察の要請

第3 活動体制の確立

町は、関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- 1 災害現場に派遣された職員による状況報告
- 2 県消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、風水害対策編第3章第9節「ヘリコプター運用計画」により、知事に要請する。
- 3 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
- 4 初期消火を実施するとともに、林野所有者（管理者）などに対し、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力するよう要請する。

第4 消火活動の実施

町及び岳南広域消防組合は、消火活動の実施にあたっては林野火災の状況を的確に把握し、次の事項を検討して最善の対策を講ずる。

- 1 出動部隊の出動区域
- 2 出動順路と防ぎよ担当区域
- 3 携行する消防器材及びその他の器具
- 4 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- 5 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- 6 応急防火線の設定
- 7 救急救援対策
- 8 住民等の避難
- 9 空中消火の要請

第5 応援の要請

林野火災の消火活動には、多数の人員と機動力が必要である。火災の拡大に伴い、本町のみで対応できないと判断したときは、次の応援あるいは空中消火を要請する。

1 林野火災空中消火

長野県林野火災空中消火実施要領に基づく空中消火が必要な場合は、風水害対策編第3章第9節「ヘリコプターの運用計画」に定めるとおり消防防災ヘリコプターの出動を県に要請する。

2 消防相互応援

「長野県消防相互応援協定」に基づく応援が必要な場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」により要請を行う。

3 自衛隊派遣

自衛隊の派遣を必要とするときは、県に要請する。

実施方法は、風水害対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。

4 広域航空消防応援

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領に基づく応援」が必要な場合は、県と協議の上要請を行う。

第6 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した山林は、降雨等により山腹・斜面の土砂崩落、地すべり、土石流等の土砂災害を起こす危険性があるため、次により二次災害の防止対策を行う。

- 1 町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難情報の発令等必要な措置をとる。
- 2 農林課長は、県、森林組合等の関係機関・団体と協力して、緊急点検を実施するとともに、森林機能の回復を図る対策を講ずる。
- 3 緊急点検の結果、二次災害による危険がある場合は、避難活動等の必要な応急活動を実施する。